

令和5年度
固定価格買取制度等の
効率的・安定的な運用のための業務
(適正な再生可能エネルギーの
導入等に関する調査)

報告書

令和6年3月

EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

目 次

第1章	認定事業者の事業実施体制等に関する個別事例調査	1
1.1	対象事例の選定について	2
1.2	調査先の一覧	2
1.3	共通項の整理	4
第2章	再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況調査	7
2.1	個別事例調査（改正再エネ特措法における事前周知の要件化と条例との確認）	7
2.1.1	対象事例の選定について	7
2.1.2	調査結果	7
2.1.3	事前周知に関する規定の効果について	12
2.2	アンケート調査	13
2.2.1	調査対象・方法について	13
2.2.2	調査項目について	13
2.2.3	本調査の対象となる「条例等」の定義・区分	14
2.2.4	回収状況について	15
2.3	アンケート調査結果	16
2.3.1	再エネ条例等の制定状況	16
2.3.2	制定済みの「再エネ条例等」について	20
2.3.3	制定済みの「再エネ規制条例」について	41
2.3.4	新たに制定された再エネ規制条例について	57
2.3.5	再エネ条例等の制定を予定するに至った経緯、及び制定にあたっての課題や意見等	73
2.3.6	再エネ条例等を制定する予定がない理由	74
2.3.7	課題解決の方策や工夫した点等	75
2.3.8	再エネ設備の設置に係る苦情・トラブル事例について	76
2.3.9	再エネ設備が上手く導入できた優良事例について	79
2.3.10	再生可能エネルギーの利活用推進について	81
2.4	個別事例調査（特徴的な条例）	83
2.4.1	対象事例の選定について	83
2.4.2	調査対象自治体一覧	84
2.4.3	特徴的な条例等調査結果	85
第3章	非FIT／FIP事業も含めた再生可能エネルギー発電設備の優良事例・トラブル事例等調査	95
3.1	調査概要	95
3.2	優良事例調査の概要	98

3.2.1	優良事例の抽出方法	98
3.2.2	優良事例の概要.....	98
3.2.3	共通項の整理	100
3.3	トラブル・訴訟事例調査の概要	100
3.3.1	トラブル事例の概要	101
3.3.2	訴訟事例の概要.....	106
3.3.3	非 FIT／FIP 特有の課題	111

はじめに

本報告書は、経済産業省資源エネルギー庁から EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社に委託された「令和5年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査）」の成果を取りまとめたものである。

地域と共生する再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠である。FIT 制度の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の太陽光パネルの廃棄等に対する地域の懸念は依然として存在しており、こうした懸念を払拭し、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境をさらに構築することが必要である。

そこで本調査では、FIT/FIP 認定事業者が実際に行う「地域と共生するための取組」等についてヒアリング調査を通じた実態把握調査に加え、自治体が定めた再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況の調査及びトラブル事例の調査を実施し、その成果を取りまとめた。

第1章 認定事業者の事業実施体制等に関する個別事例調査

地域と共生する再エネ設備の導入実現のためには、地域からの信頼を確保することが不可欠である。しかし、FIT 制度の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は依然として存在している。

こうした懸念の払拭に向けて、事業者は一般的に様々なアプローチにて地域と共生するための取組を実施している。中には、地域住民との意見交換をはじめ理解醸成に至るプロセスを適切に進めることを通じて、地域との良好な関係性を構築し、地域に根差した事業の推進に成功している事例もみられる。

こうした状況を踏まえ、本章では、地域と共生するための取組を積極的に実践する事業者を特定し、個々の事業者へのヒアリング調査を通じて取組の詳細を把握するとともに、今後他の事業者が参考とすべき共通項を整理した。

まず、1.1 では、多様な事業者を含む FIT/FIP 認定事業一覧から、地域と共生するための取組を実践とする特徴的な事業者を抽出した手法についてとりまとめている。

続く 1.2 では、調査先として選定した 20 事業者について、電源種や企業概要を中心に個々の概要を取りまとめている。

1.3 においては、20 事業者に対して実施したヒアリングを通じて聴取した地域と共生するための取組を構造的に整理した上で、他の事業者においても参考となり得る共通項を整理している。

1.1 対象事例の選定について

調査先とすべき事業者の選定に際しては、数十万の多様な事業者が包含されている FIT/FIP 認定事業者を発電出力や事業計画認定時期等に基づき分類した上で、各属性から特徴的な事例を抽出した。各プロセスの詳細は以下の通りである。

- ① 認定事業計画一覧を下記の観点を考慮のうえスクリーニングを実施し、約1万件からなるロングリストを作成
 - (ア) 再エネ発電設備を事業目的の為に保有する事業者の特定のため、一定以上規模の発電出力の認定事業計画に限定のうえ抽出
 - (イ) 地域との共生に向けて現時点において実際に行われている取組実態を把握すべく、発電設備が現在稼働中である認定事業計画に限定のうえ抽出
- ② ロングリストを下記の観点に基づきカテゴリ分類を実施。その後、各カテゴリから地域性等をも考慮のうえ、サンプルを抽出し、約250件の認定事業計画からなるショートリストを作成
 - (ア) 電源種別（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）
 - (イ) 設備の発電出力規模（FIT/FIP 制度における電源種別の区分を考慮のうえ分類）
 - (ウ) 事業計画認定時期（1kW 当たり調達価格/基準価格の変更時期を考慮のうえ分類）
- ③ ショートリスト内の全ての認定事業計画に紐づく事業についてデスクトップ調査を実施し、事業者ごとの概要を把握。これまでに把握できている基礎情報とマッチングして導出した「属性」ごとに事業者を再分類したうえで、地域との共生の観点等で特に特徴的な事例を20事例抽出

1.2 調査先の一覧

上記のプロセスを通じて属性ごとに抽出した20事業者の概要は、下表1-1の通りである。本調査ではこれらの事業者に対して令和5年11月以降、個別にヒアリングを実施し、地域との共生の観点で実践する取組の詳細等を聴取した。

令和５年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務
（適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査） 報告書

表 1-1 調査対象事業者の概要

事業者の属性				事業者名	特徴
電源種	主な設備の認定時期	主な設備の出力規模（kW）	区分		
太陽光	2013 年 2 月	約 190,000	外資による出資を含む SPC	A 社	国内最大級の太陽光発電設備。当初は外資からの出資もあり、土地貸与元である自治体と密に連携しながら事業を推進
太陽光	2020 年 3 月	約 21,000	外資による出資を含む SPC	B 社	当初は米国系大手太陽光パネルメーカーの日本法人による事業。現在は香港系投資会社の傘下として地域と共生する再エネ事業を展開
太陽光	2019 年 3 月	約 22,000	内資のみで構成される SPC	C 社	官民連携インフラファンドや他大手企業と組成した各種ファンド等を活用しながら全国各地で再エネ事業を推進
太陽光	2023 年 7 月	約 740	内資のみで構成される SPC	D 社	適切に保守管理されず放置される設備を課題視し、稼働済太陽光発電設備の取得・運営に積極対応
太陽光	2013 年 3 月	約 1,900	市民出資を含む SPC	E 社	県内におけるエネルギーの地産地消を目指し、市民ファンドを活用した太陽光発電事業を推進
太陽光	2020 年 3 月	約 2,000	非 SPC	F 社	屋根置き型太陽光発電設備に注力するとともに FIP 制度の積極活用等、先駆的な取組を推進
風力	2017 年 3 月	約 36,000	外資による出資を含む SPC	G 社	シンガポールに本社を構えるアジア太平洋地域最大級の独立系再エネ発電事業者が地域のニーズに応えながら再エネ事業を推進
風力	2023 年 1 月	約 21,000	内資のみで構成される SPC	H 社	自治体と連携しながら 2000 年代より事業を推進。風力発電設備は観光資源として地域内外から親しまれる存在に
風力	2012 年 11 月	約 4,000	市民出資を含む SPC	I 社	国内で初めて再エネ発電事業の市民ファンド型スキームを確立し、グループ一体となり地域共生型風力発電事業を推進
風力	2020 年 3 月	約 49	非 SPC	J 社	本業である建設・不動産業の知見を活かし、発電事業者と地権者を仲介する役割を担いつつ、自社としても発電事業を展開
水力	2015 年 3 月	約 1,000	非 SPC	K 社	RE100 に参加する大手企業が中心となり、地元の有力企業とも積極的に連携のうえ事業を推進
水力	2019 年 10 月	約 1,000	非 SPC	L 社	観光名所でもある滝の流量減や景観への影響を懸念する地域住民からの反対を乗り越えて事業化に成功
水力	2020 年 10 月	約 25,000	非 SPC	M 社	1950 年代に操業開始。国立公園に立地するため行政や地域とも密に連携し、近年既設導水路活用型として FIT 再認定
バイオマス	2023 年 6 月	約 50,000	内資のみで構成される SPC	N 社	大手電力会社のグループ企業が地元の産業廃棄物処理事業者と共同出資の上開始したバイオマス発電事業
バイオマス	2023 年 3 月	約 100	内資のみで構成される SPC	O 社	地域の酪農家の牛ふん処理問題の解決や、地域資源を活かした地域循環型共生圏の構築を目的とした事業を展開
バイオマス	2015 年 6 月	約 150,000	非 SPC	P 社	震災復興支援をも見据え開始したバイオマス発電事業。県内の未利用材活用等、地域産業振興に貢献
バイオマス	2020 年 2 月	約 9,700	非 SPC	Q 社	隣接する一市三町間の連携協力協定に基づき、地域内の全小中学校のクリーン電力化等に貢献
地熱	2015 年 2 月	約 46,000	内資のみで構成される SPC	R 社	近隣の温泉事業者や住民と密にコミュニケーションを取りながら事業を推進。観光資源としての役割も担うまでに成長
地熱	2021 年 2 月	約 2,200	内資のみで構成される SPC	S 社	震災に伴う開発工事の中断を経ながらも住民から復興のシンボルとしての期待を受け事業化を実現
地熱	2013 年 12 月	約 4,300	非 SPC	T 社	隣接する地熱発電所で発生する余剰還元熱水を利用したバイナリー発電事業を展開

1.3 共通項の整理

ヒアリングの結果、調査対象事業者の多くが地域との共生に向けた取組を複数実践していることが明らかになった。取組の中には特定の電源種ならではの取組もみられる一方、属性に関わらず複数の事業者に共通する取組も散見されたことから、全ての取組を類型化し一覧として整理した(表1-2)。なお、各事業者による個別取組の詳細については別紙「令和5年度固定価格買取制度等の効率的安定的な運用のための業務報告書_個別事例調査対象事業者別の地域との共生に向けた取組一覧」を参照いただきたい。

表1-2 調査対象事業者が実施する各種取組の整理結果

No.	電源種	事業者名	類型							
			①精緻な導入事前調査	②地域との合意形成	③工夫された設計・施工	④工夫された保守点検	⑤災害・非常時の優れた対応	⑥地域経済への還元活動	⑦地域への社会貢献活動	⑧優れた廃棄・リサイクル対応
1	太陽光	A社	○	○	○	○	○	○	○	○
2	太陽光	B社		○	○		○	○	○	○
3	太陽光	C社		○				○	○	
4	太陽光	D社							○	
5	太陽光	E社	○	○					○	
6	太陽光	F社	○						○	○
7	風力	G社		○	○		○	○	○	
8	風力	H社	○	○				○		
9	風力	I社						○	○	
10	風力	J社		○					○	
11	水力	K社		○	○				○	
12	水力	L社	○	○				○		
13	水力	M社	○	○	○		○			
14	バイオマス	N社		○					○	
15	バイオマス	O社		○				○	○	
16	バイオマス	P社		○				○	○	
17	バイオマス	Q社		○				○	○	
18	地熱	R社		○	○	○		○	○	
19	地熱	S社		○	○		○	○	○	
20	地熱	T社		○	○		○	○	○	

これによると、最も多くの事業者にてみられた取組類型は「②地域との合意形成」であり、次に「⑥地域経済への還元活動」、「⑦地域への社会貢献活動」が続く結果となった。また、これらの取組類型を実践する取組事業者には全電源種が含まれていたうえ、それぞれの実践事業者数はいずれも10者以上であった。

したがって、これら3類型は事業者属性が異なっても地域との共生に向けて実践されている“共通項”であるといえる。すなわち、地域に根差した再エネの事業の推進に際しては、どのような属性であってもこのような取組を通じた地域理解に努めることが極めて重要であると考えられる。なお、共通項に含まれる主な取組例は表1-3の通りである。これらは既に事業を展開している他事業者や、新たに再エネ事業に参入にしようとする事業者においても、地域との共生の観点で参考とすべき取組であると考えられる。

表1-3 事業者による地域との共生を見据えた取組のうち、共通項に含まれる主な取組例

共通項	取組例（※電源種に特有な取組みは赤字で記載）
② 地域との合意形成	● 事業開始前や設備更新時の説明及び同意取得 ・ 住民説明会の開催や必要に応じた戸別訪問の実施 ・ 地権者との交渉 ・ 行政との連携、協議会の設置 ・ 他産業関係者との協議 ● 事業開始後の定期的な状況報告 ・ 地域に対する年に数回の状況報告 ・ 事業による他産業への影響有無を確認のうえ関係者へ共有 ✓ 定期的に温泉の水量や温度をモニタリングのうえ温泉事業者へ報告（地熱） ✓ 放水時期や量をふまえ、必要に応じて漁業関係者、稲作農家、水道局等へ情報提供（水力） ● 事業による不利益を被る可能性のある地域住民や他産業関係者に対する協力金の支払い ・ 設備近隣に居住する地域住民や事業による影響が想定される他産業関係者に対する協力金の支払い
⑥ 地域経済への還元活動	● 地元雇用の創出 ・ 地元住民の直接的な雇用 ・ 下請け企業として地元業者を採用 ● 地域に対する売電収益の還元 ・ 基金や企業ふるさと納税制度の活用等を通じ、売電収益を地域に還元 ● 地域における既存産業の振興 ・ 発電設備を観光資源として活用することで、地域の観光産業を活性化 ・ 設備工事や設備運転にあたって必要となる資材や原料等を地元から仕入れ

⑦ 地域への社会貢献活動	● 環境学習の機会を提供 ・ 地域住民や教育機関等の見学の受け入れ ● 自然環境の保全に資する取組の展開 ・ 行政と環境保全に係る協定を締結締結 ・ 動植物等を保護すべく、設備近隣を整備 ● 売電収益を活用した公共サービスへの寄附 ・ 売電収益の一部を地域の暮らし・教育・福祉・文化活動等に寄附 ● 余剰エネルギーを活用したサービスまたは副産物の提供 ・ 余剰電力で沸かした湯の提供 ・ 原料のうち発電に使われなかった消化液を近隣農家へ液肥として提供（バイオマス） ● 地域行事への参加や協賛 ・ 地元のお祭りへの参加や協賛 ● 地域のカーボンニュートラルへの貢献 ・ 発電した電力を地域内の公共施設や近隣地区へ送電することにより、地域のカーボンニュートラルを推進
---------------------	--

この他、共通項以外のカテゴリにおいて地域との共生を見据えた主な取組例を表1-4に示す。これらのカテゴリには特定の電源種において特徴的にみられた取組も多数確認されている。総じて近隣住民の生活や他の産業活動等への配慮に関する取組が太宗を占める中、太陽光を中心に、安全性の確保に関する取組も見受けられる結果となった。

表1-4 事業者による地域との共生を見据えた取組のうち、共通項以外の類型における主な取組例

カテゴリ	取組例（※電源種に特有な取組みは赤字で記載）
① 精緻な導入事前調査	● 太陽光パネルの反射光が住民等に影響を及ぼさない立地の選定（太陽光） ● 発電所周辺に飛来する渡り鳥等の野鳥に及ぼす影響を評価（風力）
③ 工夫された設計・施工	● 周辺住民への光害抑制のため、防眩性に優れる低反射パネルの使用（太陽光） ● 設備稼働時に生じる騒音に伴う被害を抑制すべく、住居等から離れた位置に設備を設置（風力）
④ 工夫された保守点検	● 光ファイバー等の先端機器を活用した熱水漏洩や温度変化の遠隔探知（地熱） ● 地域住民、特に設備の近隣で農業や漁業を営む方々への配慮の一環として、農薬を使用しない方法による除草を実施
⑤ 災害・非常時の優れた対応	● 災害時の避難所としての活用 ● 非常時に遠隔地から設備を停止できる機能を装備
⑧ 優れた廃棄・リサイクル対応	● 発電設備において使用する太陽光パネルが含有する有害物質の情報を事業者 web サイト上で公開（太陽光） ● 太陽光パネルの将来的な廃棄ルートを検討のうえ、専門業者と契約の上回収・処理を実行（太陽光）

第2章 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況調査

2.1 個別事例調査（改正再エネ特措法における事前周知の要件化と条例との確認）

令和5年の改正を踏まえ、令和6年4月に施行が予定されている再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（改正再エネ特措法）においては、発電設備設置場所の周辺地域住民等に対して発電事業の実施に関する事項の内容を周知することが要件化される。こうした状況を踏まえ、本調査実施時点において既に制定されている条例等の中から説明会等の事前周知を求める事項が制定されている事例を複数選定のうえ、個別事例調査を実施し、他の自治体の参考となる情報を整理した。

なお、調査を実施した事例については、①制定根拠、②求めている要件、③処分性の有無、④説明事項の規定、⑤周知範囲、⑥対象範囲等の事項について体系化のうえ整理を行った。

2.1.1 対象事例の選定について

調査先事例の選定に際しては、「令和4年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査）」において実施された自治体向けアンケート調査の結果を活用し、前年度調査実施時点において周知要件の規定が「ある」と回答した414事例を母数としたうえでスクリーニングを実施した。具体的には、414事例全件について、自治体のwebサイト等を確認のうえ下記項目に係る規定内容を整理し、本調査の趣旨に合致する事例を抽出した。

(ア) 規制方法（条例・ガイドライン等の別）

(イ) 施行年

(ウ) 制定根拠

(エ) 周知方法

(オ) 処分等に係る規定

(カ) 周知範囲の規定有無及び距離

(キ) 対象範囲（電源種、出力）

2.1.2 調査結果

選定の結果、規制方法別（条例・規則・指導要綱・ガイドライン等の別）に7事例が抽出された。事例ごとの概要について、表2-1は①制定根拠、③処分性の有無、④説明事項の規定、⑤周知範囲、⑥対象範囲を、表2-2は②求めている要件について整理した結果を示している。

このうち、周知方法についてはいずれの事例においても説明会が規定されていた。処分性に係る規定に関しては、規制方法に依拠する傾向がみられ、条例および規則では勧告や公表に係る規定が定められていた一方、指導要綱やガイドラインでは指導に係る規定のみであった。対象範囲については一部の例外を除き10kW以上とする規制が太宗を占めた一方、周知範囲は地域特性や対象電源によって異なり、50メートルから500メートルまでの開きがみられた。

各事例の規定において自治体が事業者に求めている要件については、義務・努力義務・推奨事項の3区分に整理を行った。この結果、義務として説明会の開催を上げる一方、地域住民等の理解取得については努力義務とする自治体が散見された。

表 2-1 個別事例ごとの制定根拠、処分性の有無、説明事項、周知範囲、対象範囲等の概要

事例 No.	規制 方法	施行年	周知方法	①制定根拠	③処分性 の有無	④説明事項 の規定	⑤ 周知範囲 (m)	⑥対象範囲（電源種・出力）	
								太陽光	風力
I	条例	2022	説明会	● 再エネ特措法 ● 事業計画策定ガイドライン ● 県による再エネ発電施設の適正導入に係るガイドライン	勧告・公表に係る規定あり	—	100	50kW 以上	-
II	条例	2022	説明会	※	勧告・公表に係る規定あり	—	100	電源問わず 10kW 以上	
III	条例	2022	説明会・標識	※	勧告・公表に係る規定あり	あり	400	10kW 以上	-
IV	規則	2022	説明会・標識	自治体によるまちづくり基本構想実施計画	勧告・公表に係る規定あり	—	100	10kW 以上	-
V	指導要綱	2022	説明会	※	指導に係る規定あり	—	50	10kW 以上	-
VI	ガイドライン	2021	説明会（場合によっては戸別訪問可）	※	指導に係る規定あり	—	500	-	50kW 未満
VII	ガイドライン	2021	説明会&標識（場合によっては戸別訪問、回覧可）	※	指導に係る規定あり	—	100	10kW 以上	-

出所) 事例 I ～Ⅶの条例等を施行する各自治体の web サイトおよびヒアリングに基づき作成

注) 表中の※印は、条例等の本文およびアクセス可能な議会会議録等において該当情報の掲載が確認できなかったことを示す

表2-2 個別事例ごとの求めている要件の概要

事例 No.	②各事例の規定において自治体が事業者にも求めている要件		
	義務	努力義務	推奨事項
I	● 文書の配布・回覧等による、地域住民等に対する住民説明会の事前周知 ● 住民説明会の開催に当たり、地域住民等が参加しやすい日時及び場所についての配慮 ● 住民説明会開催後に、所定の様式および添付書類により、開催日から起算して7日以内に行政に報告すること ● 住民意見書の提出があった際には、住民説明会開催日から起算して21日以内に所定の様式及び添付書類により行政に報告すること ● 住民意見書の提出日から起算して14日以内に、地域住民等に対し所定の様式により見解書を提出すること ● 事業者が見解書を提出した際には、所定の様式および添付書類により、見解書提出日から起算して14日以内に行政に報告すること ● 再エネ発電設備に係る標識の設置	● 住民説明会の開催を通じた地域住民等の理解取得 ● 見解書を提出する際に、地域住民等に対し内容をよく説明することを通じた、地域住民等の理解取得 ● 地域住民等が住民説明会の開催に応じない場合における、説明書の個別配布等を通じた事業を周知のうえ、対応状況について行政に報告	—

II	● 住民等に対する、住民説明会の開催 ● 事業内容等の変更が生じる場合には、行政との協議を行う前に、住民等に対して事業内容等の変更に関する説明会を開催 ● 住民等からの意見に対し、見解を記載した書面の作成・交付を通じた誠意を持った協議 ● 地域から協定を求められた場合には、当該協定を締結のうえ速やかに当該書面の写しを行政に提出	● 行政への届出を行うまでに住民等の理解を取得	—
III	● 地域住民及び近隣関係者への周知および説明会の開催 ● 設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、看板を事業区域内の見やすい場所に設置	● 説明会を通じた地域住民及び近隣関係者の理解取得	—
IV	● 周辺住民に対し、説明会その他の方法により説明を実施 ● 説明会等を行った際に、設置事業の着手前に、説明内容について所定の様式により行政に報告すること	● 説明会等において事業計画に対する要望、意見等があったときに誠意をもって対応することを通じた周辺住民との合意形成	—
V	—	● 行政に届出を行う前に、設置事業の施工内容等について、地域住民等に対する説明会を開催し、理解を取得 ● 説明会を開催したときは、所定の様式により説明会結果に行政に報告	—

VI	● 風力発電施設を設置する土地及び周辺の土地の地権者又は使用者並びに当該施設から半径 200 メートル以内とその周辺に居住する住民への説明	● 施設の設置等を行う場合は、届出書を届け出る前までに住民説明会を開催するとともに事業に対する意見の把握及び事業の周知を実施 ● ガイドラインにて掲げる関係地域住民に対する住民説明会の実施 ● 住民説明会開催後の所定の様式による行政への報告 ● 関係地域住民の要望及び意見を尊重し、迅速かつ誠実な対応をすることを通じた改善 ● 住民説明会開催の後、施設の設置等に着手するまでの期間が1年以上経過した場合においては、再度住民説明会を開催	● 住民説明会の参集範囲は関係町内会の代表者と協議のうえ決定 ● 関係地域住民の要望及び意見について、町内会の代表者との間で当該要望事項等に係る双方の同意事項を書面で締結
VII	—	● 施設の設置等を行う場合は、届出書を届け出る前までに住民説明会を開催するとともに事業に対する意見の把握及び事業の周知を実施 ● 関係町内会の代表者と協議のうえ、関係地域住民に対する住民説明会の実施 ● 住民説明会開催後の所定の様式による行政への報告 ● 関係地域住民の要望及び意見を村長し、迅速かつ誠実な対応をすることを通じた改善 ● 住民説明会開催の後、施設の設置等に着手するまでの期間が1年以上経過した場合においては、再度住民説明会を開催	● 関係地域住民の要望及び意見について、町内会の代表者との間で当該要望事項等に係る双方の同意事項を書面で締結

出所）事例Ⅰ～Ⅶの条例等を施行する各自治体の web サイトおよびヒアリングに基づき作成

調査項目のうち、④説明事項を規定している自治体は事例 No.Ⅲの1事例のみであり、事業概要および連絡先をはじめとする基本情報に加え、環境保全や安全対策等に係る説明事項について規定されていた(表2-3)。他方で、後述の通り実施したヒアリングでは、このような規定を制定していない自治体においても、事業者の概要、事業計画の概要、設備の管理方法、騒音や振動への対応方法について事業者に説明を求める運用を行っている事例がみられた。

表2-3 事例 No.Ⅲにおいて事業者が説明会で説明することが求められている説明事項

項目	内容
1	事業者の氏名、住所及び連絡先 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地及び連絡先)
2	設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日
3	事業区域の所在、地番、地目及び面積
4	設置事業及び発電事業の内容
5	周辺景観の保全に関する事項
6	災害の防止に関する事項
7	生活環境及び自然環境の保全に関する事業
8	事業の廃止に関する事項

出所) 事例Ⅲの条例等を施行する自治体の web サイトに基づき作成

2.1.3 事前周知に関する規定の効果について

本調査では令和5年11月以降ヒアリングを実施し、上記7事例の自治体を中心に事前周知の要件化の効果について聴取した。ヒアリングで得られた主な回答は下記に示す通りであり、住民説明会をはじめとする事前周知は住民とのコミュニケーションの場として、また事前に懸念を伺うことでトラブルを未然に防止する機会として有効であることが明らかになった。

(事前周知に関する規定の効果に関する、ヒアリング先自治体からの回答例)

- ✧ 説明会は住民とのコミュニケーションの場となっていると考える
- ✧ 住民側の懸念事項(景観や自然環境への影響、維持管理、工事中の交通安全等)に対する回答を求めることで計画に地域住民の意向を反映することができ、懸念解消に繋がっている
- ✧ 事業者と近隣住民等間で、予め事業内容の周知/協議をすることができ、事前に判断できる課題解決に努めていることから、ある程度合意形成は図られており効果的だと感じる
- ✧ 事業者へ意見・要望を伝えられることが効果的だと感じる
- ✧ 過去に当該地域内で住民説明会等を開催せずに設備を設置したことによるトラブルが発生しており、住民説明会等の開催は重要であると認識している

2.2 アンケート調査

全国の都道府県及び市町村が定めた再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、規則、ガイドライン等（以下「再エネ条例等」という。）の制定状況及び各条例等の詳細を把握することを目的に、全自治体を対象としたアンケート調査を実施した。

2.2.1 調査対象・方法について

調査は全国の1,788自治体を対象に実施し、調査方法はwebアンケート形式・郵送・メールのハイブリッド形式にて実施した。調査期間は令和5年11月20日から同年12月18日の約1ヶ月とした。

2.2.2 調査項目について

調査項目は原則的に昨年度調査での設問設計を踏襲し、以下の通り設定した。

<再エネ条例等の制定状況>

- ・ 再エネ条例等の制定の有無
- ・ 再エネ条例等の数
- ・ 再エネ条例等の区分
- ・ 再エネ条例等以外で、再エネ設備の設置に係る規則、ガイドライン等の区分

<令和4年度調査への回答状況（再エネ条例等を制定している場合）>

- ・ 令和4年度調査への回答有無
- ・ 令和4年12月以降に新設した再エネ条例等の数
- ・ 令和4年12月以降に改訂した再エネ条例等の数

<再エネ条例等の詳細（再エネ条例等を制定している場合）>

- ・ 再エネ条例等の名称等
- ・ 再エネ条例等の種別
- ・ 再エネ条例等に紐づく関連規則等
- ・ 再エネ条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類
- ・ 再エネ条例等の制定背景
- ・ 再エネ条例等の制定目的
- ・ 再エネ条例等の届出等の要否、届出等への対応等の種別
- ・ 抑制区域や禁止区域の有無、内容
- ・ 事業規模に関する要件の有無、内容
- ・ 再エネの利活用促進に関する規定の内容
- ・ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容
- ・ 再エネ設備の設置に係る同意に関する規定の内容
- ・ 指導・助言等、勧告・命令等、報告徴収、立入調査、罰則に関する規定の有無、罰則に関する規定の条項番号
- ・ 再エネ条例等における特徴的な規定の内容

- ・ 再エネ条例等による効果
- ・ 再エネ条例等の執行上の課題

＜再エネ条例等の改訂内容（令和4年12月以降に再エネ条例等の改訂があった場合）＞

- ・ 令和4年12月以降に改訂した再エネ条例等の名称、改訂内容の概要

＜未制定自治体の詳細（再エネ条例等を制定していない場合）＞

- ・ （今後制定を予定している場合）制定の検討に至った経緯、参考となった情報等
- ・ （今後制定する予定がない場合）制定する予定がない理由

＜再エネ事業に係る工夫点＞

- ・ 再エネ設備の設置事業に係る課題解決の方策や工夫した点等

＜再エネ設備の設置にあたっての苦情・トラブル事例＞

- ・ 苦情・トラブル事例の有無
- ・ 苦情・トラブル事例の件数
- ・ 苦情・トラブル事例の電源種
- ・ 苦情・トラブル事例の要因
- ・ 苦情・トラブル事例の解決理由
- ・ 苦情・トラブル事例の詳細

＜再エネ設備を上手く導入できた事例＞

- ・ 上手く導入できた事例の有無
- ・ 上手く導入できた事例の件数
- ・ 上手く導入できた事例の電源種
- ・ 上手く導入するために解消したボトルネック
- ・ 上手く導入できた事例の詳細

＜再エネの利活用推進＞

- ・ 再生可能エネルギーの利活用推進の状況
- ・ 地域として望ましい再エネ推進の姿

2.2.3 本調査の対象となる「条例等」の定義・区分

本調査では、「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等（以下「再エネ条例等」という。）」として、以下の区分で条例や規則、ガイドライン等を対象として調査を行った。

- ① 再生可能エネルギー発電設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とした条例や規則、ガイドライン等
(具体的には、自然や景観の保全、災害の発生防止、設置に関する手続き、地域住民等への説明、設備の規模、維持管理方法、指導・監督 等について規定しているもの。)
- ② 再生可能エネルギー発電設備の設置や利活用促進を目的とした条例や規則、ガイドライン等
(具体的には、課税の減免・免除、事業資金の貸付け、特区の設置等による規制緩和、事業等の表彰・認定、研究開発の推進、普及・啓発 等について規定しているもの。)
- ③ ①②に該当しないもので再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する規定等を含む条例

(具体的には、自然保護条例、景観条例、土地開発条例、環境アセスメント条例等の条文に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する条項を設定しているもの。)

なお、以下では、①に該当する条例を「再エネ規制条例」、②に該当する条例を「再エネ振興条例」、③に該当する条例を「再エネ関連条例」とすることとした。

また、「再生可能エネルギー」は「再エネ」、「再生可能エネルギー発電設備」は「再エネ設備」と記載することとした。

2.2.4 回収状況について

アンケート調査の結果、全自治体の 88.8%に相当する 1,587 団体から回答が得られた。この結果を踏まえ、以下の集計は、令和5年度調査で得られた上記 1,587 件の回答に加え、令和5年度調査において無回答だった団体のうち令和4年度調査において「再エネ条例等を制定している」と回答した 23 団体の回答をも対象として実施している(計 1,610 件、全自治体の 90.0%に相当)。ただし、令和5年度調査において新設した設問については令和5年度調査で得られた 1,587 件のみを対象に集計を行っている。

(本文中の集計表の見方について)

- 各集計表中の「件数」列にある「n (%ベース)」の数字は、回答のあった全サンプルのうち、「各設問の回答対象となるサンプル数」を記載している。
- 各集計表中の「無回答除く (%)」列の最下段「n (%ベース)」の数字は、「各設問の回答対象となるサンプル数」から「無回答のサンプル数」を除いた数を記載している。(例1参照)
- 「全体 (%)」については、「件数」列にある「n (%ベース)」をベースとしているため、単数回答では各選択肢のパーセントの合計が 100.0%になるが、複数回答の場合、各選択肢のパーセンテージの合計は必ずしも 100.0% にはならない。(例2参照)
- グラフは「全体 (%)」列の数字を用いて作成している。

(例1) 単数回答の場合の集計表

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	事業規模の要件がある	523件	75.8%	75.9%
2	事業規模の要件はない	166件	24.1%	24.1%
3	無回答	1件	0.1%	-
	n (%ベース)	690件	-	689件

(例2) 複数回答の場合の集計表

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	施行規則	433件	62.8%	63.3%
2	要綱 (ガイドライン)	128件	18.6%	18.7%
3	基準	24件	3.5%	3.5%
4	要領	12件	1.7%	1.8%
5	保留事項	1件	0.1%	0.1%
6	その他 (要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)	233件	33.8%	34.1%
7	無回答	6件	0.9%	-
	n (%ベース)	690件	-	684件

合計 121.4%となり
100.0%にはならない

2.3 アンケート調査結果

2.3.1 再エネ条例等の制定状況

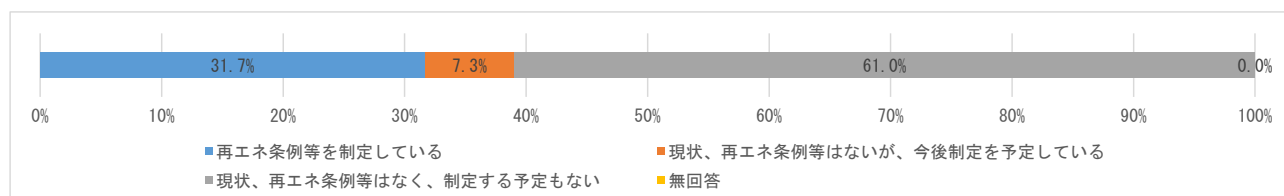
再エネ条例等の制定有無、及び再エネ条例等を制定している自治体については制定している再エネ条例等の数やその区分について尋ねたところ、結果は以下の通りであった。

(1) 再エネ条例等の制定有無

全自治体に対し再エネ条例等の制定有無について尋ねたところ、「再エネ条例等を制定している」自治体は 31.7%、「現状、再エネ条例等はないが、今後制定を予定している」自治体が 7.3%、「現状、再エネ条例等はなく、制定する予定もない」自治体が 61.0%であった。

表 2-4 再エネ条例等の制定有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ条例等を制定している	510件	31.7%	31.7%
2	現状、再エネ条例等はないが、今後制定を予定している	118件	7.3%	7.3%
3	現状、再エネ条例等はなく、制定する予定もない	982件	61.0%	61.0%
4	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	1610件	-	1610件



再エネ条例等の制定有無を都道府県別にみると、「再エネ条例等を制定している」自治体は静岡県が 80.6%で最も割合が高く、大分県 78.9%、長野県 62.8%が 60%以上で続いた。

令和5年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務
(適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査) 報告書

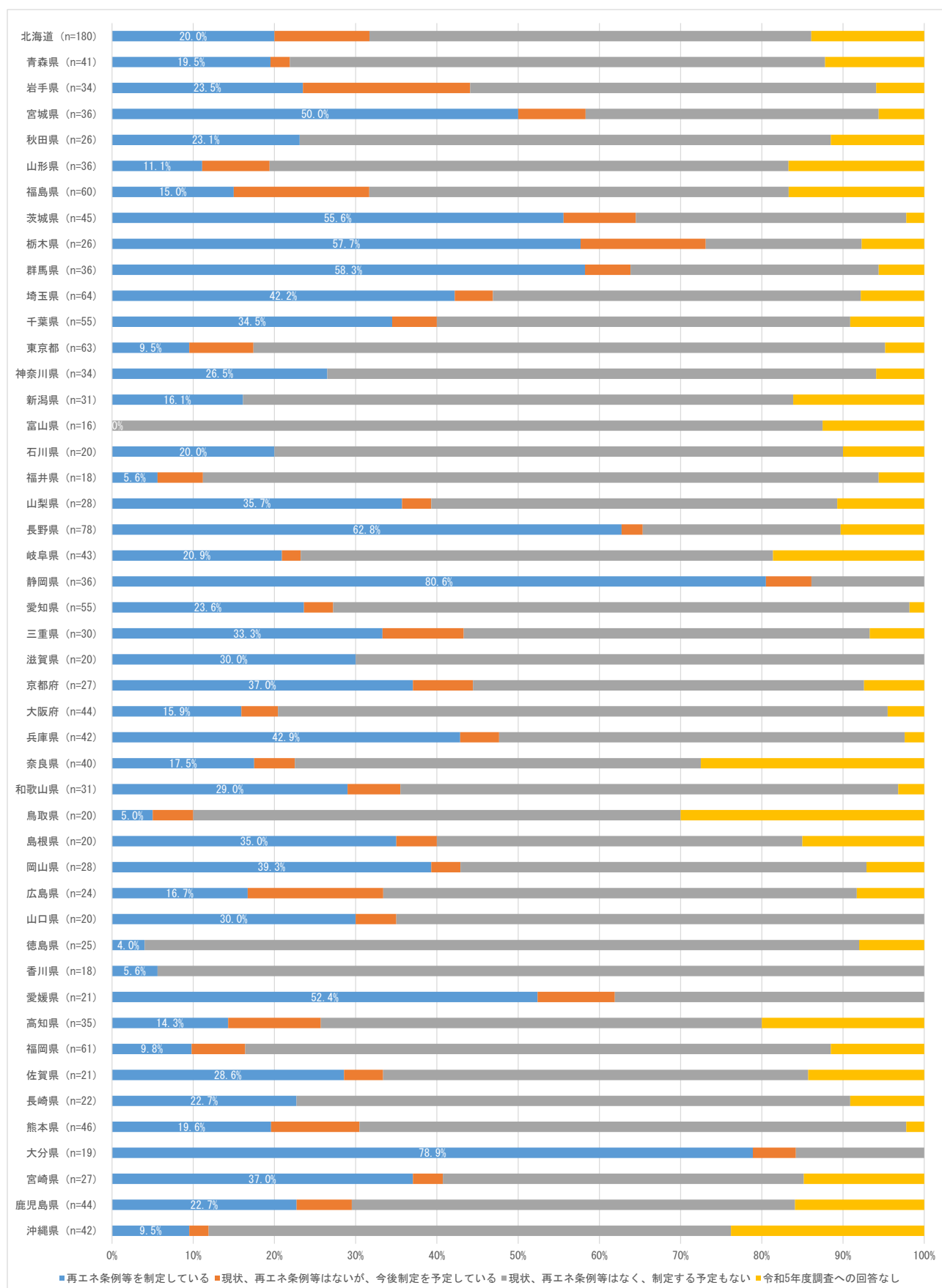


図2-1 再エネ条例等の制定有無（都道府県別）

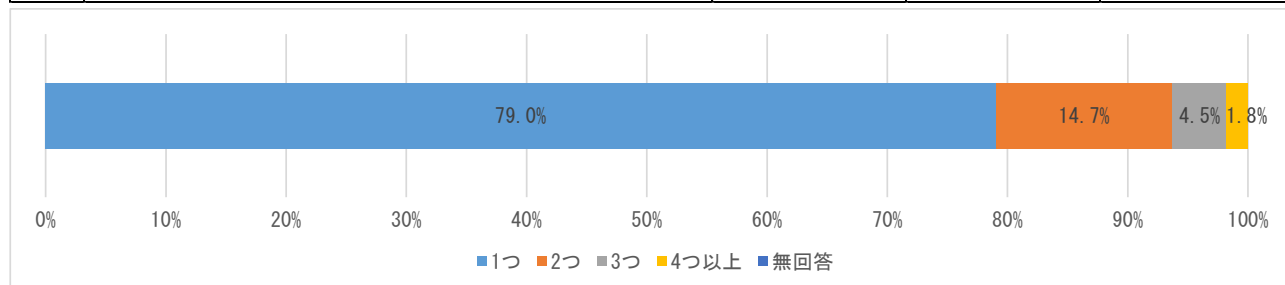
(2) 制定している再エネ条例等の数

(1) で「再エネ条例等を制定している」と回答した自治体に対し制定している再エネ条例等の数を尋ねたところ、「1つ」が79.0%、「2つ」が14.7%、「3つ」が4.5%であった。

なお、回答のあった再エネ条例等の制定数を合計すると690件であった。つまり、個別の再エネ条例等の規定の内容を確認している「2. 制定済みの『再エネ条例等』について」では690件がサンプル数(n)になる。

表2-5 制定している再エネ条例等の数(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	1つ	403件	79.0%	79.0%
2	2つ	75件	14.7%	14.7%
3	3つ	23件	4.5%	4.5%
4	4つ以上	9件	1.8%	1.8%
5	無回答	0件	0.0%	—
	n (%ベース)	510件	—	510件

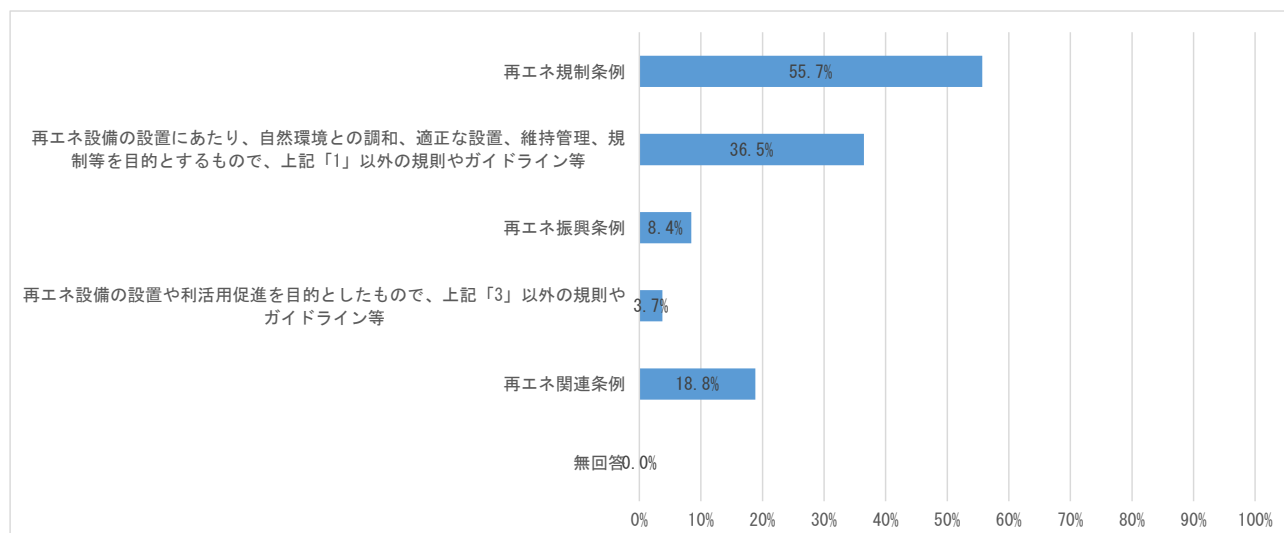


(3) 制定している再エネ条例等の区分

(1) で「再エネ条例等を制定している」と回答した自治体に対し制定している再エネ条例等の区分を尋ねたところ、「再エネ規制条例」が55.7%、「再エネ設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とするもので、上記「1」以外の規則やガイドライン等」が36.5%、「再エネ関連条例」が18.8%と続いた。

表2-6 制定している再エネ条例等の区分(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ規制条例	284件	55.7%	55.7%
2	再エネ設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とするもので、上記「1」以外の規則やガイドライン等	186件	36.5%	36.5%
3	再エネ振興条例	43件	8.4%	8.4%
4	再エネ設備の設置や利活用促進を目的としたもので、上記「3」以外の規則やガイドライン等	19件	3.7%	3.7%
5	再エネ関連条例	96件	18.8%	18.8%
6	無回答	0件	0.0%	—
	n (%ベース)	510件	—	510件

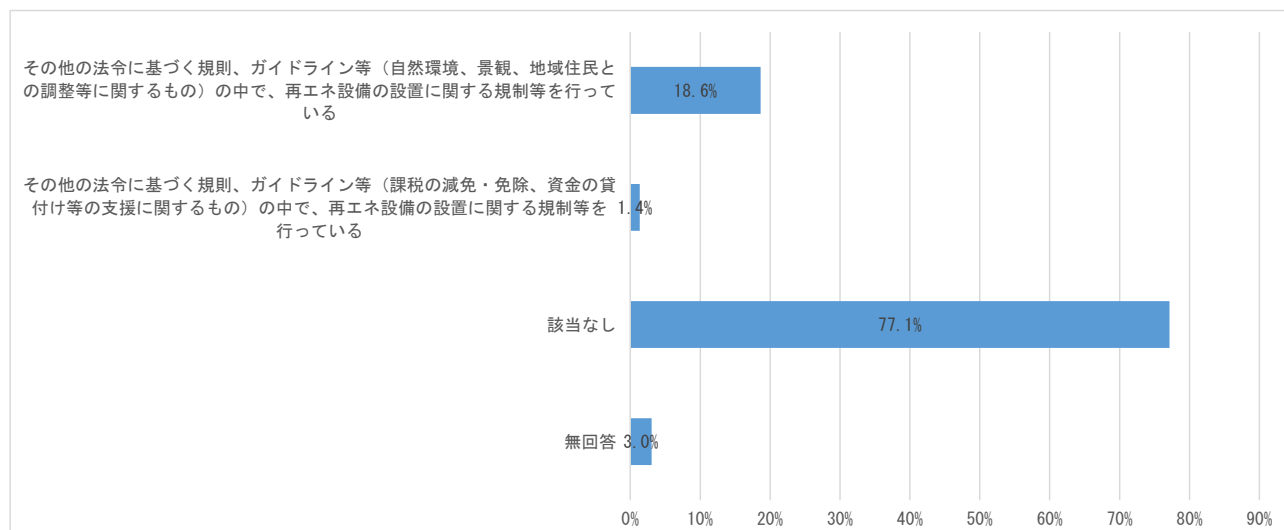


(4) 再エネ条例等以外で制定している再エネ設備の設置に関する規則、ガイドライン等の区分

全自治体に対し再エネ条例等以外で制定している再エネ設備の設置に関する規則、ガイドライン等の区分を尋ねたところ、「該当なし」が77.1%、「その他の法令に基づく規則、ガイドライン等（自然環境、景観、地域住民との調整等に関するもの）の中で、再エネ設備の設置に関する規制等を行っている」が18.6%と続いた。なお、「該当なし」とは、再エネ条例等以外で制定している再エネ設備の設置に関する規則、ガイドライン等がないことを示す。

表2-7 その他の法令に基づく規則、ガイドライン等の区分（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	その他の法令に基づく規則、ガイドライン等（自然環境、景観、地域住民との調整等に関するもの）の中で、再エネ設備の設置に関する規制等を行っている	300件	18.6%	19.2%
2	その他の法令に基づく規則、ガイドライン等（課税の減免・免除、資金の貸付け等の支援に関するもの）の中で、再エネ設備の設置に関する規制等を行っている	22件	1.4%	1.4%
3	該当なし	1242件	77.1%	79.6%
4	無回答	49件	3.0%	—
n (%ベース)		1610件	—	1561件



2.3.2 制定済みの「再エネ条例等」について

「再エネ条例等を制定している」と回答した自治体に対し制定済みの「再エネ条例等」(4つまで)について尋ねたところ、結果は以下の通りであった。なお、制定済みの再エネ条例等のサンプル数は、「1. 再エネ条例等の制定状況」より690件である。

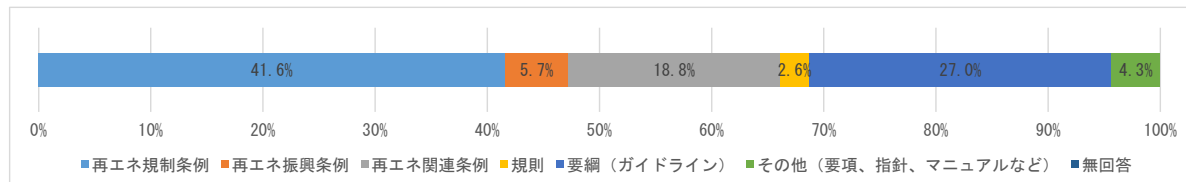
(1) 再エネ条例等の種別

制定している再エネ条例等の種別としては、「再エネ規制条例」が41.6%で最も多く、「要綱(ガイドライン)」が27.0%、「再エネ関連条例」が18.8%と続いた。

なお、「再エネ規制条例」のみの集計については、「3. 制定済みの『再エネ規制条例』について」を参照されたい。

表2-8 制定している再エネ条例等の種別(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体(%)	無回答除く(%)
1	再エネ規制条例	287件	41.6%	41.6%
2	再エネ振興条例	39件	5.7%	5.7%
3	再エネ関連条例	130件	18.8%	18.8%
4	規則	18件	2.6%	2.6%
5	要綱(ガイドライン)	186件	27.0%	27.0%
6	その他(要項、指針、マニュアルなど)	30件	4.3%	4.3%
7	無回答	0件	0.0%	-
	n(%ベース)	690件	-	690件

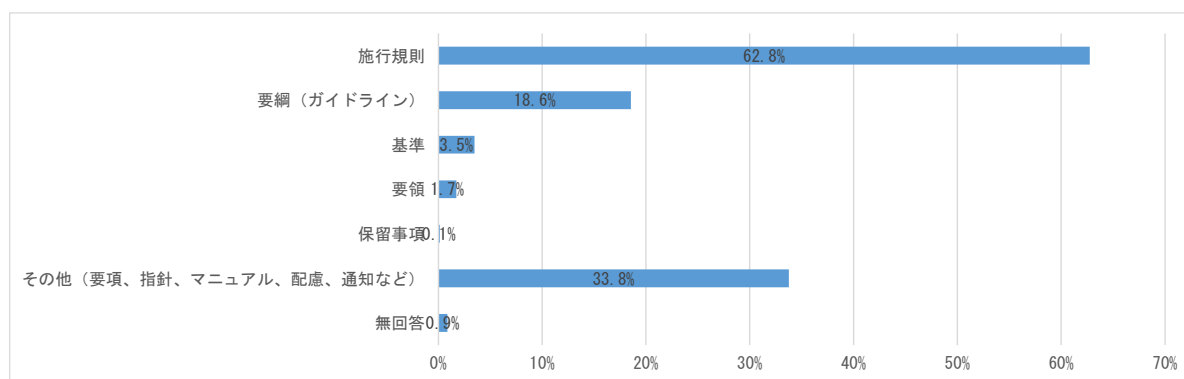


(2) 再エネ条例等に紐づけられている規則等

再エネ条例等に紐づけられている規則等としては、「施行規則」が62.8%で最も多く、「その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)」が33.8%、「要綱(ガイドライン)」が18.6%と続いた。

表2-9 再エネ条例等に紐づけられている規則等(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体(%)	無回答除く(%)
1	施行規則	433件	62.8%	63.3%
2	要綱(ガイドライン)	128件	18.6%	18.7%
3	基準	24件	3.5%	3.5%
4	要領	12件	1.7%	1.8%
5	保留事項	1件	0.1%	0.1%
6	その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)	233件	33.8%	34.1%
7	無回答	6件	0.9%	-
	n(%ベース)	690件	-	684件

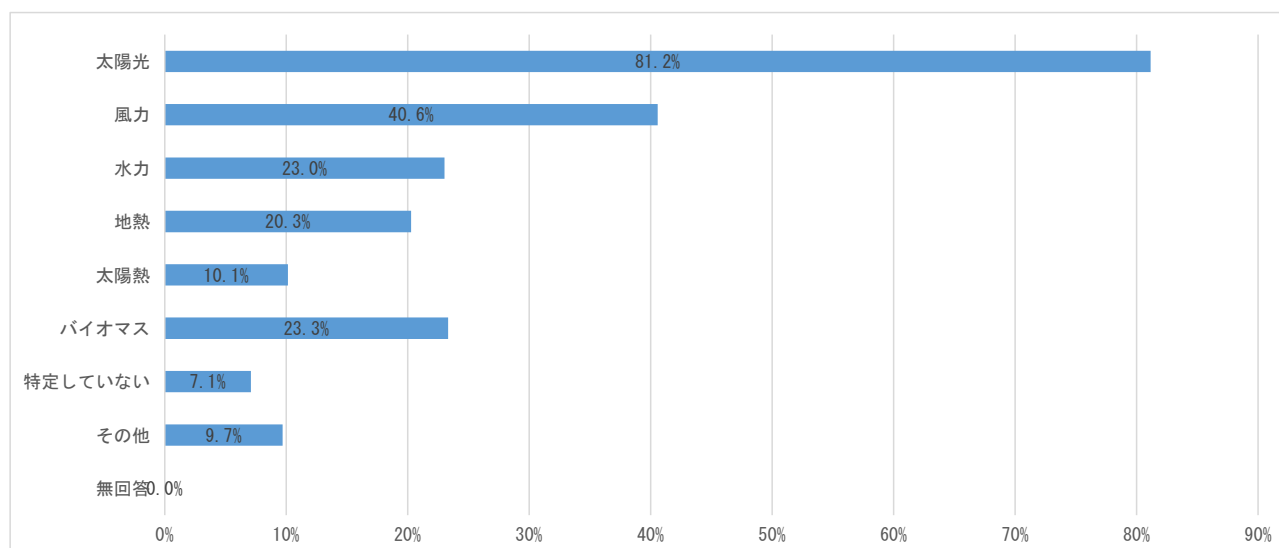


(3) 再エネ条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類

再エネ条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類としては、「太陽光」が81.2%で最も多く、「風力」が40.6%、「バイオマス」が23.3%、「水力」が23.0%、「地熱」が20.3%と続いた。

表2-10 再エネ条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	太陽光	560件	81.2%	81.2%
2	風力	280件	40.6%	40.6%
3	水力	159件	23.0%	23.0%
4	地熱	140件	20.3%	20.3%
5	太陽熱	70件	10.1%	10.1%
6	バイオマス	161件	23.3%	23.3%
7	特定していない	49件	7.1%	7.1%
8	その他	67件	9.7%	9.7%
9	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	690件	-	690件

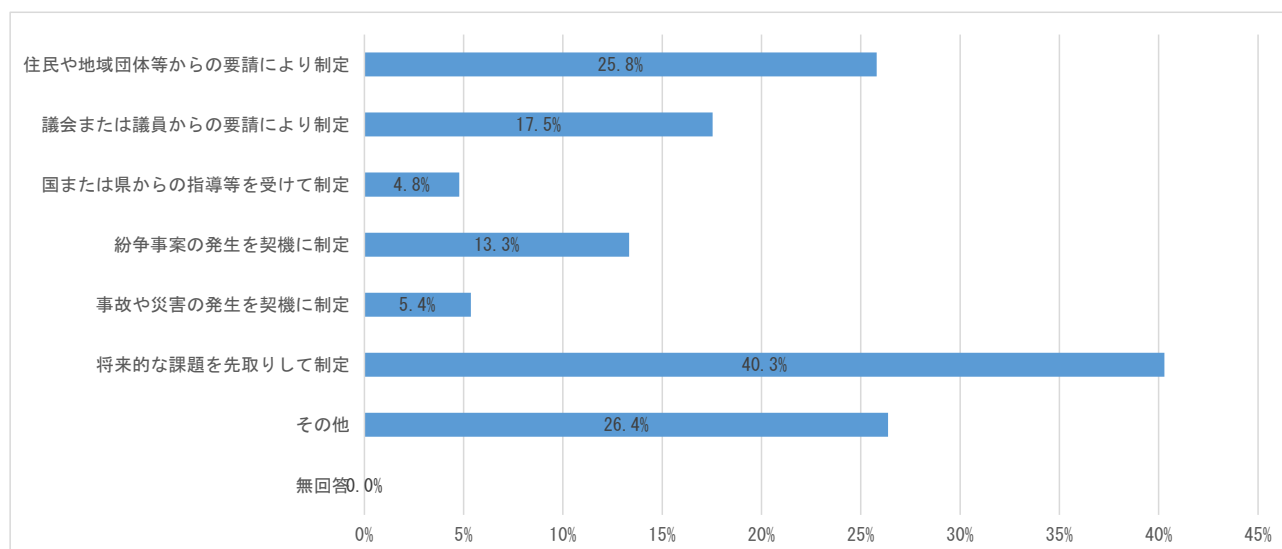


(4) 再エネ条例等の制定の経緯

再エネ条例等の制定の経緯としては、「将来的な課題を先取りして制定」が40.3%で最も多く、「住民や地域団体等からの要請により制定」が25.8%、「議会または議員からの要請により制定」17.5%と続いた。

表2-11 再エネ条例等の制定の経緯(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域団体等からの要請により制定	178件	25.8%	25.8%
2	議会または議員からの要請により制定	121件	17.5%	17.5%
3	国または県からの指導等を受けて制定	33件	4.8%	4.8%
4	紛争事案の発生を契機に制定	92件	13.3%	13.3%
5	事故や災害の発生を契機に制定	37件	5.4%	5.4%
6	将来的な課題を先取りして制定	278件	40.3%	40.3%
7	その他	182件	26.4%	26.4%
8	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	690件	-	690件



(その他の回答例)

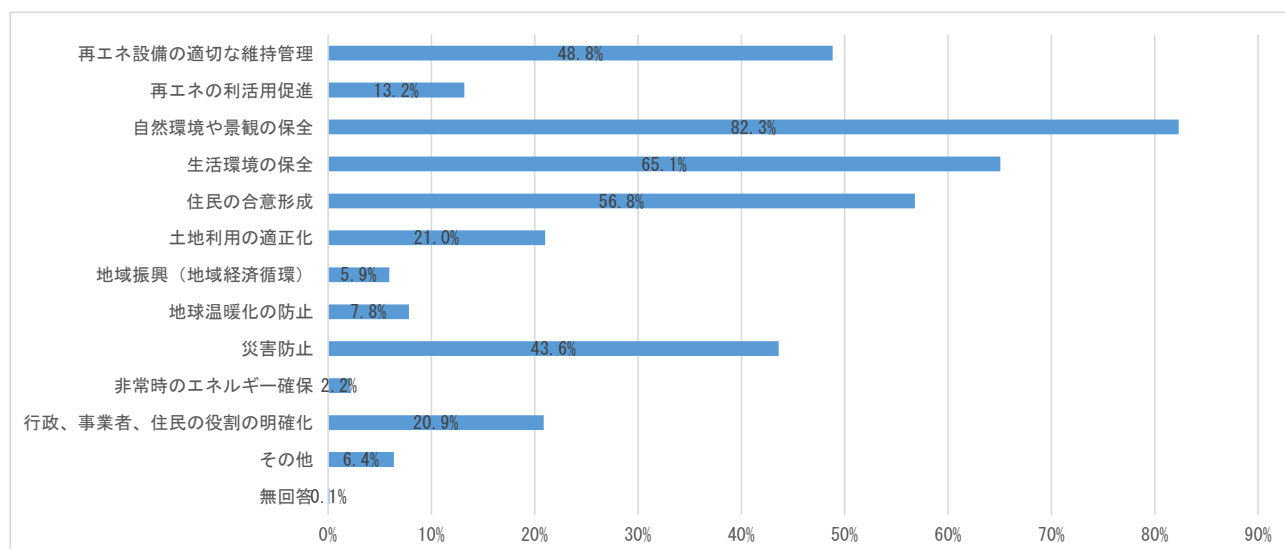
- ・ 地球環境問題への対応が喫緊の課題となっており、県、県民及び事業者が一体となって、地域から取り組んでいくことが重要であるため
- ・ 自然エネルギーや未利用エネルギー等の導入、活用を進めるため
- ・ 国によるガイドラインの制定や環境アセスメントの実施を義務付ける法改正が行われたため
- ・ 市民、事業者及び市の責務を明らかにするため
- ・ 近隣市町と足並みを揃えるため
- ・ ガイドラインには法的拘束力がなく一部の事業者がガイドラインに従わない事例があったため
- ・ 事業者からの問い合わせが増加しており事務の円滑化を図るため

(5) 再エネ条例等の制定目的

再エネ条例等の制定目的としては、「自然環境や景観の保全」が 82.3%で最も多く、「生活環境の保全」が 65.1%、「住民の合意形成」が 56.8%、「再エネ設備の適切な維持管理」が 48.8%、「災害防止」が 43.6%と続いた。

表2-12 再エネ条例等の制定目的(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ設備の適切な維持管理	337件	48.8%	48.9%
2	再エネの利活用促進	91件	13.2%	13.2%
3	自然環境や景観の保全	568件	82.3%	82.4%
4	生活環境の保全	449件	65.1%	65.2%
5	住民の合意形成	392件	56.8%	56.9%
6	土地利用の適正化	145件	21.0%	21.0%
7	地域振興(地域経済循環)	41件	5.9%	6.0%
8	地球温暖化の防止	54件	7.8%	7.8%
9	災害防止	301件	43.6%	43.7%
10	非常時のエネルギー確保	15件	2.2%	2.2%
11	行政、事業者、住民の役割の明確化	144件	20.9%	20.9%
12	その他	44件	6.4%	6.4%
13	無回答	1件	0.1%	-
	n(%ベース)	690件	-	689件



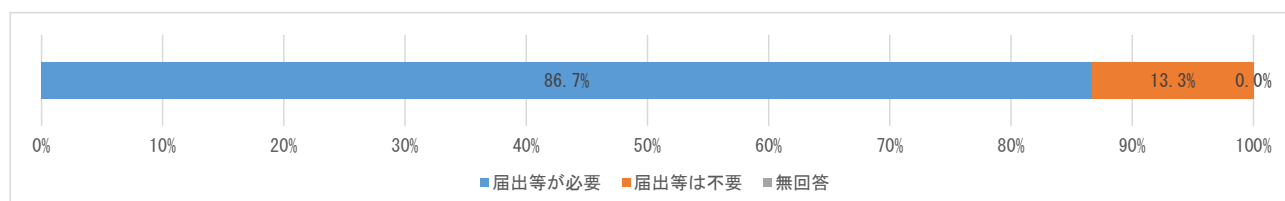
(6) 再エネ条例等の内容構成

① 届出又は申請の要否

届出又は申請(以下、「届出等」という)の要否については、「届出等が必要」が86.7%、「届出等は不要」は13.3%であった。

表2-13 届出又は申請の要否(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	届出等が必要	598件	86.7%	86.7%
2	届出等は不要	92件	13.3%	13.3%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n(%ベース)	690件	-	690件

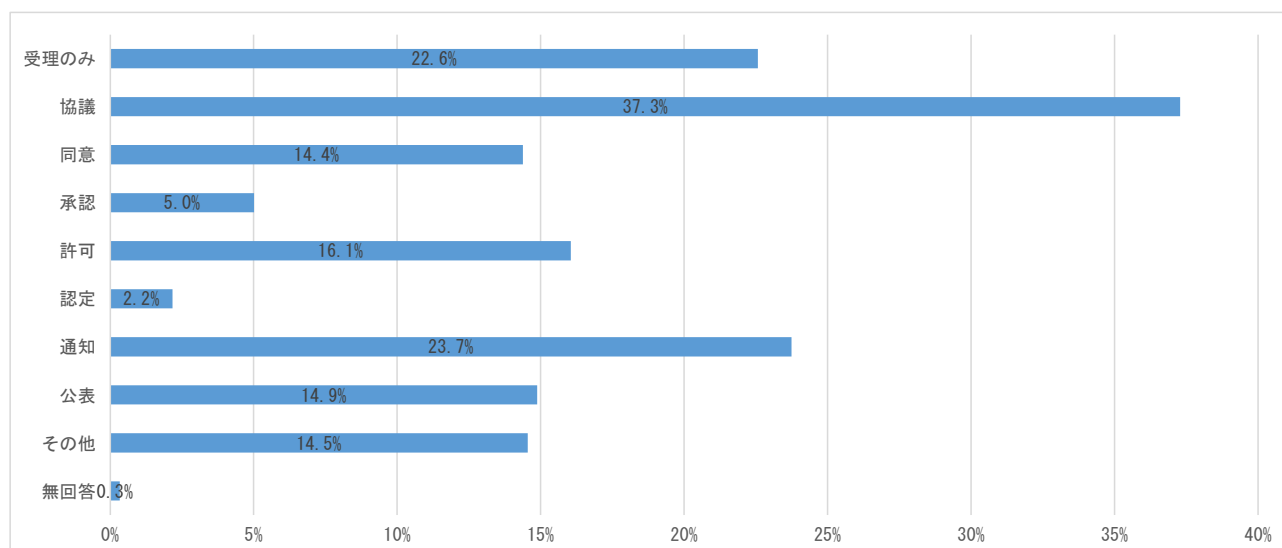


② 届出等に対する対応の種別

届出等に対する対応の種別としては、「協議」が37.3%で最も多く、「通知」が23.7%、「受理のみ」が22.6%と続いた。

表2-14 届出等に対する対応の種別（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	受理のみ	135件	22.6%	22.7%
2	協議	223件	37.3%	37.4%
3	同意	86件	14.4%	14.4%
4	承認	30件	5.0%	5.0%
5	許可	96件	16.1%	16.1%
6	認定	13件	2.2%	2.2%
7	通知	142件	23.7%	23.8%
8	公表	89件	14.9%	14.9%
9	その他	87件	14.5%	14.6%
10	無回答	2件	0.3%	-
	n (%ベース)	598件	-	596件



(その他の回答例)

公告及び縦覧、協定の締結、各課や知事からの意見所の交付、確認書の交付、図書の送付

③ 規制エリアの設定状況

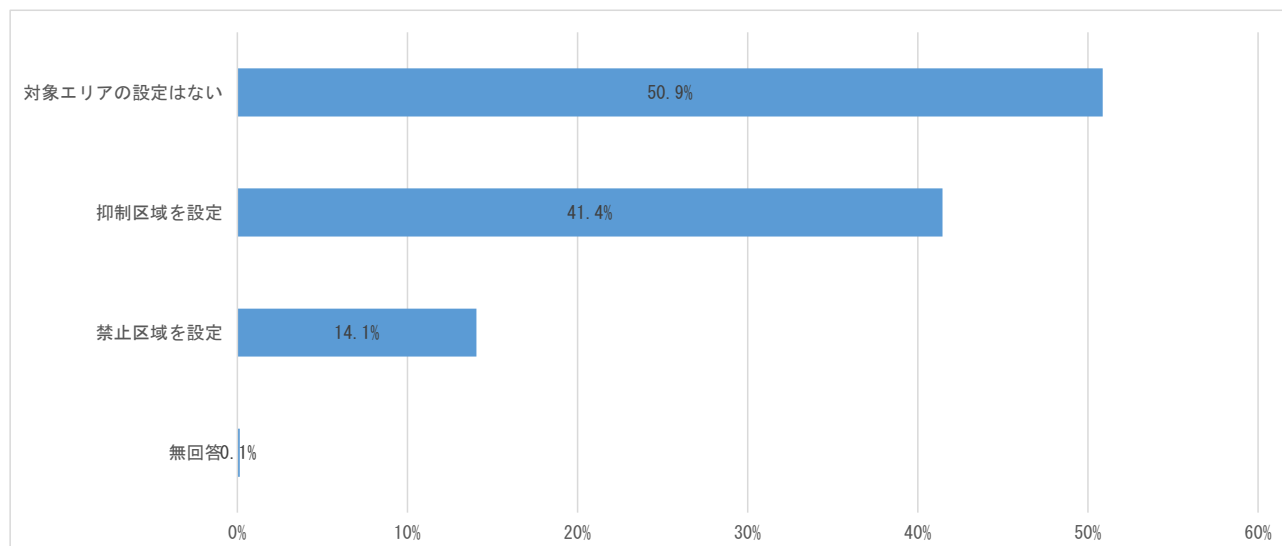
再エネ設備の設置にあたり規制を設けているエリアの設定状況としては、「対象エリアの設定はない」が51.2%、「抑制区域を設定」が41.4%、「禁止区域を設定」が14.1%であった。

なお、抑制区域、禁止区域の定義は次の通りである。

- ・ 抑制区域：事業を行わないように協力を求めることができる区域
- ・ 禁止区域：土砂災害の発生するおそれが高いたして、事業の実施を禁止する区域

表2-15 規制エリアの設定状況(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	対象エリアの設定はない	351件	50.9%	50.9%
2	抑制区域を設定	286件	41.4%	41.5%
3	禁止区域を設定	97件	14.1%	14.1%
4	無回答	1件	0.1%	-
	n (%ベース)	690件	-	689件

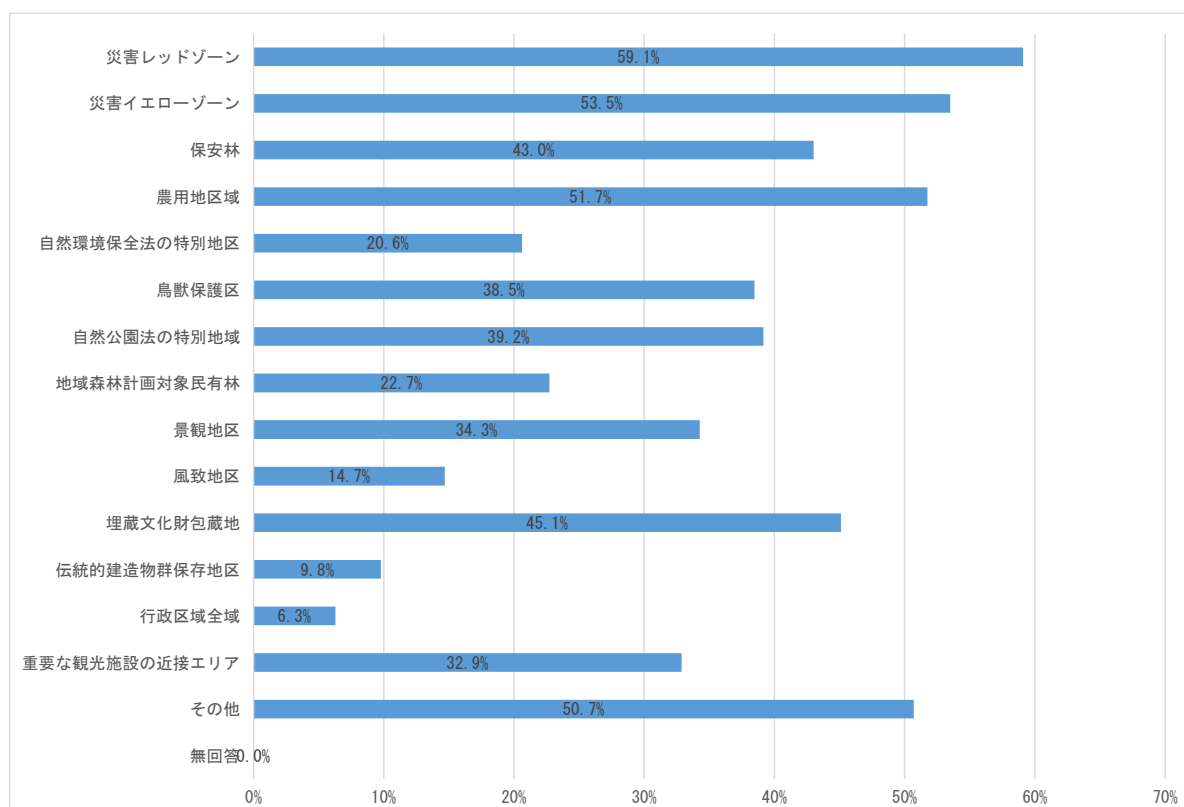


④ 抑制区域の内容

設定している抑制区域の内容を尋ねたところ、「災害レッドゾーン」が59.1%で最も多く、「災害イエローゾーン」が53.5%、「農用地区域」が51.7%と続いた。

表2-16 抑制区域の内容(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	169件	59.1%	59.1%
2	災害イエローゾーン	153件	53.5%	53.5%
3	保安林	123件	43.0%	43.0%
4	農用地区域	148件	51.7%	51.7%
5	自然環境保全法の特別地区	59件	20.6%	20.6%
6	鳥獣保護区	110件	38.5%	38.5%
7	自然公園法の特別地域	112件	39.2%	39.2%
8	地域森林計画対象民有林	65件	22.7%	22.7%
9	景観地区	98件	34.3%	34.3%
10	風致地区	42件	14.7%	14.7%
11	埋蔵文化財包蔵地	129件	45.1%	45.1%
12	伝統的建造物群保存地区	28件	9.8%	9.8%
13	行政区域全域	18件	6.3%	6.3%
14	重要な観光施設の近接エリア	94件	32.9%	32.9%
15	その他	145件	50.7%	50.7%
16	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	286件	-	286件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺

(その他の回答例)

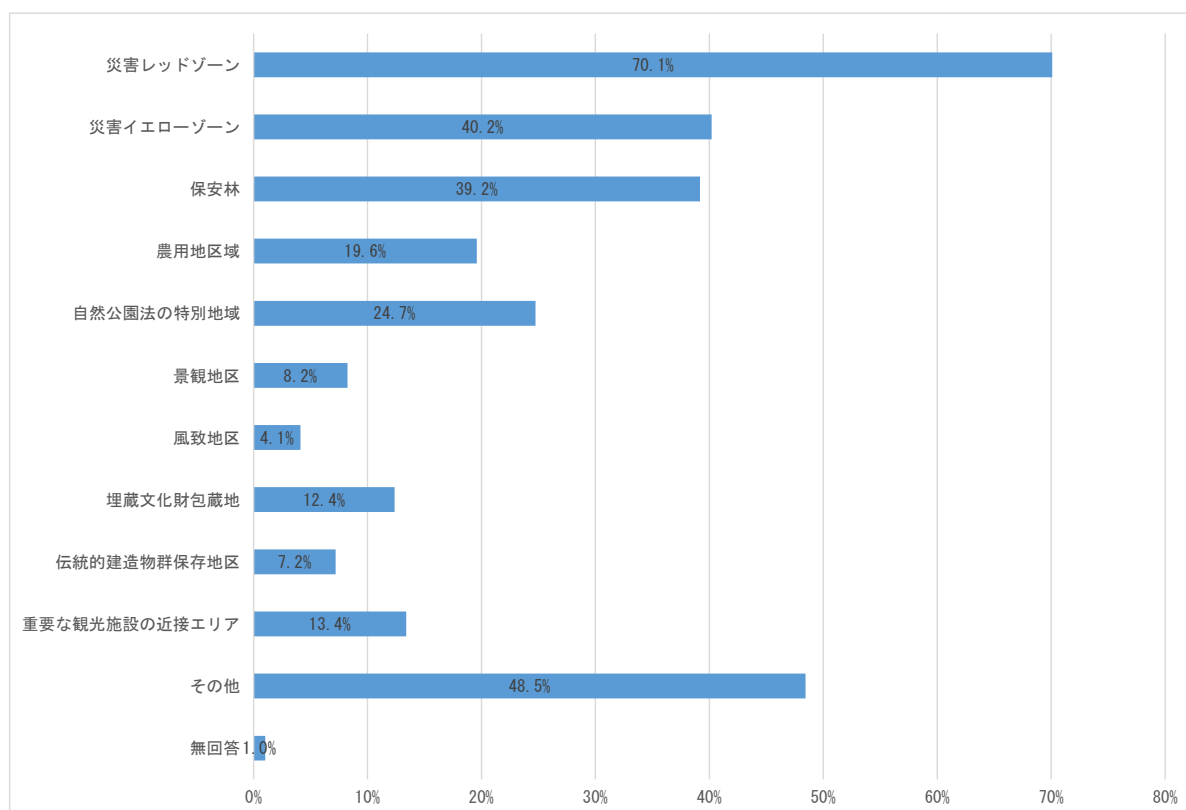
砂防指定地、河川区域及び河川保全区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、国定公園、海岸保全区域、特別緑地保全地区、国・県・市指定史跡名勝天然記念物、地球磁気観測所における観測上の障害を及ぼすおそれのある区域、豊かな自然環境かつ魅力ある景観のある区域、火薬類製造施設等の近隣区域、廃棄物残置場所、世界遺産バッファゾーン、歴史的風土特別保存地区、希少野生動植物生息域、水道供給施設隣接地、国道や村道等の沿線 50m 未満の区域

⑤ 禁止区域の内容

設定している禁止区域の内容を尋ねたところ、「災害レッドゾーン」が 70.1%で最も多く、「災害イエローゾーン」が 40.2%、「保安林」が 39.2%と続いた。

表 2-17 禁止区域の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	68件	70.1%	70.8%
2	災害イエローゾーン	39件	40.2%	40.6%
3	保安林	38件	39.2%	39.6%
4	農用地区域	19件	19.6%	19.8%
5	自然公園法の特別地域	24件	24.7%	25.0%
6	景観地区	8件	8.2%	8.3%
7	風致地区	4件	4.1%	4.2%
8	埋蔵文化財包蔵地	12件	12.4%	12.5%
9	伝統的建造物群保存地区	7件	7.2%	7.3%
10	重要な観光施設の近接エリア	13件	13.4%	13.5%
11	その他	47件	48.5%	49.0%
12	無回答	1件	1.0%	-
	n (%ベース)	97件	-	96件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺

(その他の回答例)

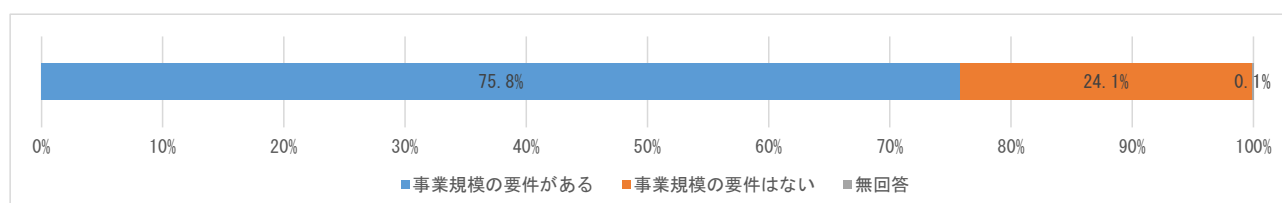
砂防指定地、河川区域、河川保全区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、防災行政無線の送受信に影響が出るエリア、希少猛禽類の飛翔エリア、ユネスコエコパークの生物圏保存地域、国定公園、重要文化的景観区域、市街化調整区域かつ宅地造成等規制法工事規制区域、緑地の保全・育成及び市民利用に関する条例に基づく緑地の保存区域、林業公共投資の受益地

⑥ 事業規模に関する要件の有無

事業規模に関する要件の有無については、「事業規模の要件がある」が75.8%、「事業規模の要件はない」は24.1%であった。

表2-18 事業規模に関する要件の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	事業規模の要件がある	523件	75.8%	75.9%
2	事業規模の要件はない	166件	24.1%	24.1%
3	無回答	1件	0.1%	-
	n (%ベース)	690件	-	689件



⑦ 事業規模の要件の内容

「事業規模の要件がある」場合、その内容を尋ねたところ、以下の通りであった。

1) 対象とする野立て発電設備の要件

野立て設備の出力（下限）の要件は、「10kW 以上 50kW 未満」が67.8%を占め、「50kW 以上 250kW 未満」が25.1%、「1,000kW 以上」が3.4%、「10kW 未満」「250kW 以上 1,000kW 未満」が同率で1.9%であった。

野立て設備の出力（上限）の要件は、設定している再エネ条例等が少ない状況ではあるが、「50kW 以上 250kW 未満」が48.4%、「10kW 以上 50kW 未満」が25.8%、「1,000kW 以上」が19.4%、「250kW 以上 1,000kW 未満」が6.5%であった。

野立て設備の敷地面積（下限）の要件は、「1,000 m²以上 5,000 m²未満」が53.1%、「500 m²以上 1,000 m²未満」が18.2%、「5,000 m²以上」が17.5%で同率、「500 m²未満」が11.2%であった。

野立て設備の高さ（下限）の要件は、設定している再エネ条例等が少ない状況ではあるが、「13m 以上 20m 未満」が43.2%、「10m 以上 13m 未満」が35.1%、「10m 未満」が13.5%、「20m 以上」が8.1%であった。

表2-19 野立て設備の出力（下限）の要件（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	5件	1.9%
2	10kW以上 50kW未満	181件	67.8%
3	50kW以上 250kW未満	67件	25.1%
4	250kW以上 1,000kW未満	5件	1.9%
5	1,000kW以上	9件	3.4%
	n (%ベース)	267件	-

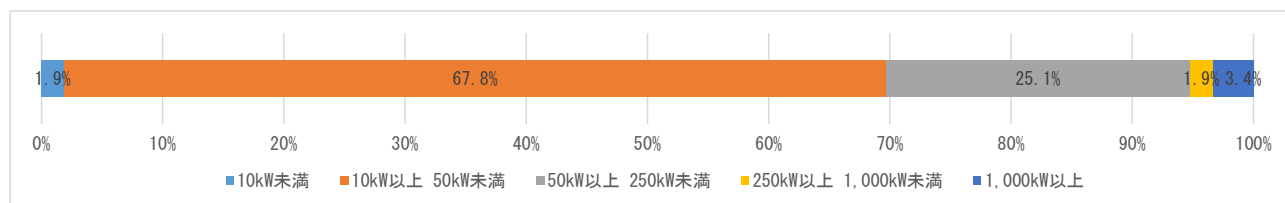


表2-20 野立て設備の出力(上限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	0件	0.0%
2	10kW以上 50kW未満	8件	25.8%
3	50kW以上 250kW未満	15件	48.4%
4	250kW以上 1,000kW未満	2件	6.5%
5	1,000kW以上	6件	19.4%
	n (%ベース)	31件	—

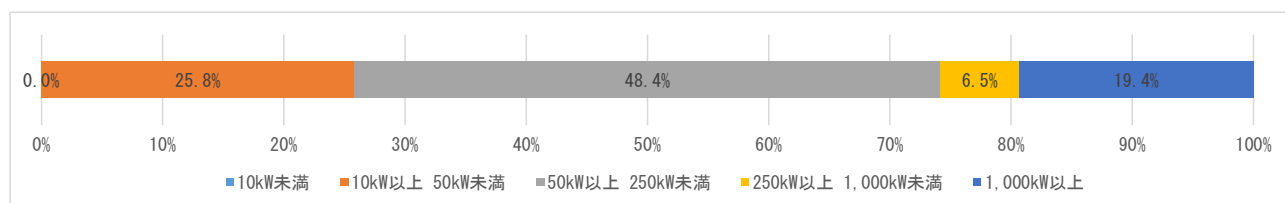


表2-21 野立て設備の敷地面積(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	500㎡未満	16件	11.2%
2	500㎡以上 1,000㎡未満	26件	18.2%
3	1,000㎡以上 5,000㎡未満	76件	53.1%
4	5,000㎡以上	25件	17.5%
	n (%ベース)	143件	—

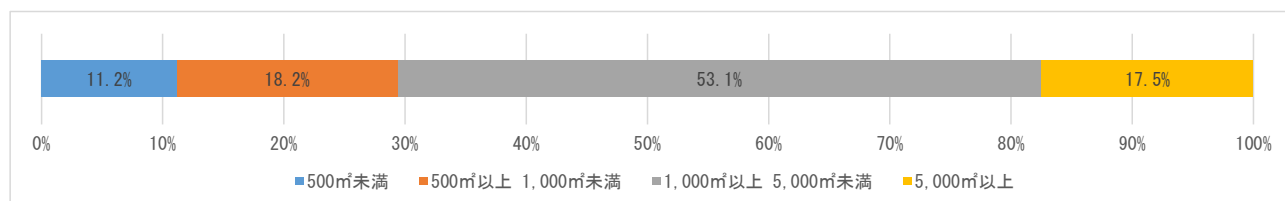
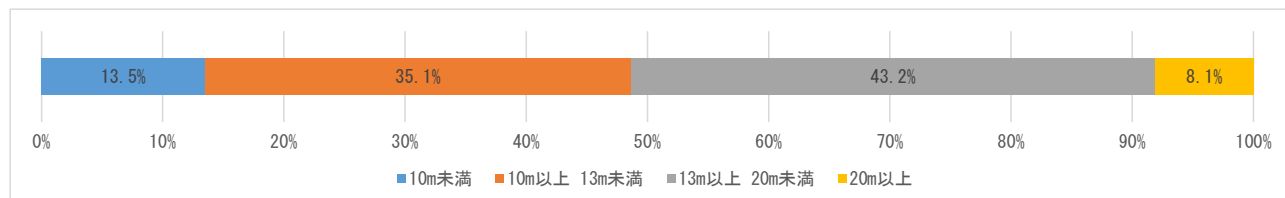


表2-22 野立て設備の高さ(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10m未満	5件	13.5%
2	10m以上 13m未満	13件	35.1%
3	13m以上 20m未満	16件	43.2%
4	20m以上	3件	8.1%
	n (%ベース)	37件	-



2) 対象とする屋根置き発電設備の出力の要件

屋根設備の出力(下限)の要件は、「10kW 以上 50kW 未満」が58.3%で最も多く、「50kW 以上 250kW 未満」が29.2%、「10kW 未満」が8.3%、「1,000kW 以上」が4.2%であった。

屋根設備の出力(上限)の要件を設定している再エネ条例等は3件のみであり、「10kW 未満」「10kW 以上 50kW 未満」「250kW 以上 1,000kW 未満」がそれぞれ1件ずつであった。

敷地面積(下限)の要件は、「1,000㎡以上 5,000㎡未満」が60.0%、「500㎡以上 1,000㎡未満」が16.0%、「500㎡未満」「5,000㎡以上」が同率で12.0%であった。

表2-23 屋根置き設備の出力(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	2件	8.3%
2	10kW以上 50kW未満	14件	58.3%
3	50kW以上 250kW未満	7件	29.2%
4	250kW以上 1,000kW未満	0件	0.0%
5	1,000kW以上	1件	4.2%
	n (%ベース)	24件	-

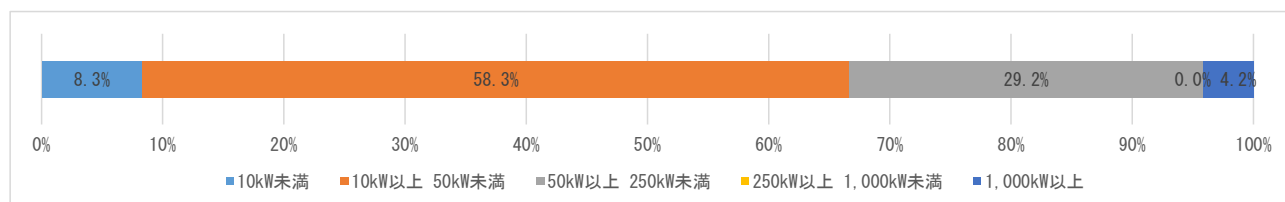


表2-24 屋根置き設備の出力(上限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	1件	33.3%
2	10kW以上 50kW未満	1件	33.3%
3	50kW以上 250kW未満	0件	0.0%
4	250kW以上 1,000kW未満	1件	33.3%
5	1,000kW以上	0件	0.0%
	n (%ベース)	3件	—

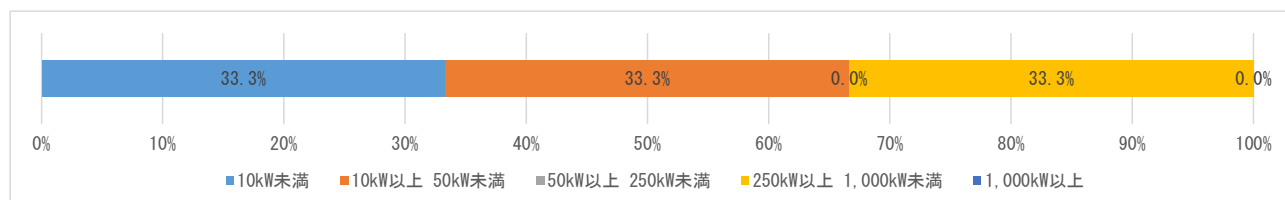
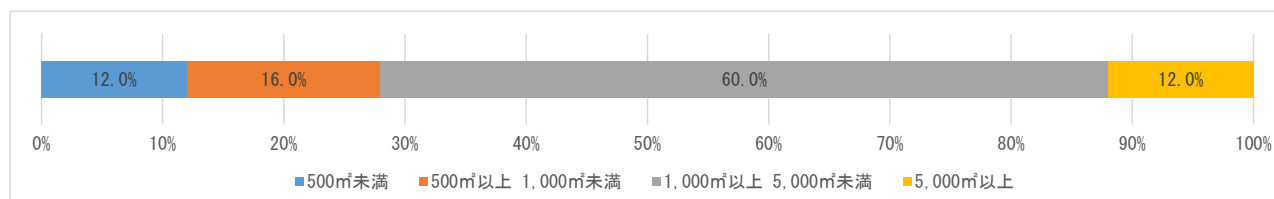


表2-25 屋根置き設備の敷地面積(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	500㎡未満	3件	12.0%
2	500㎡以上 1,000㎡未満	4件	16.0%
3	1,000㎡以上 5,000㎡未満	15件	60.0%
4	5,000㎡以上	3件	12.0%
	n (%ベース)	25件	—

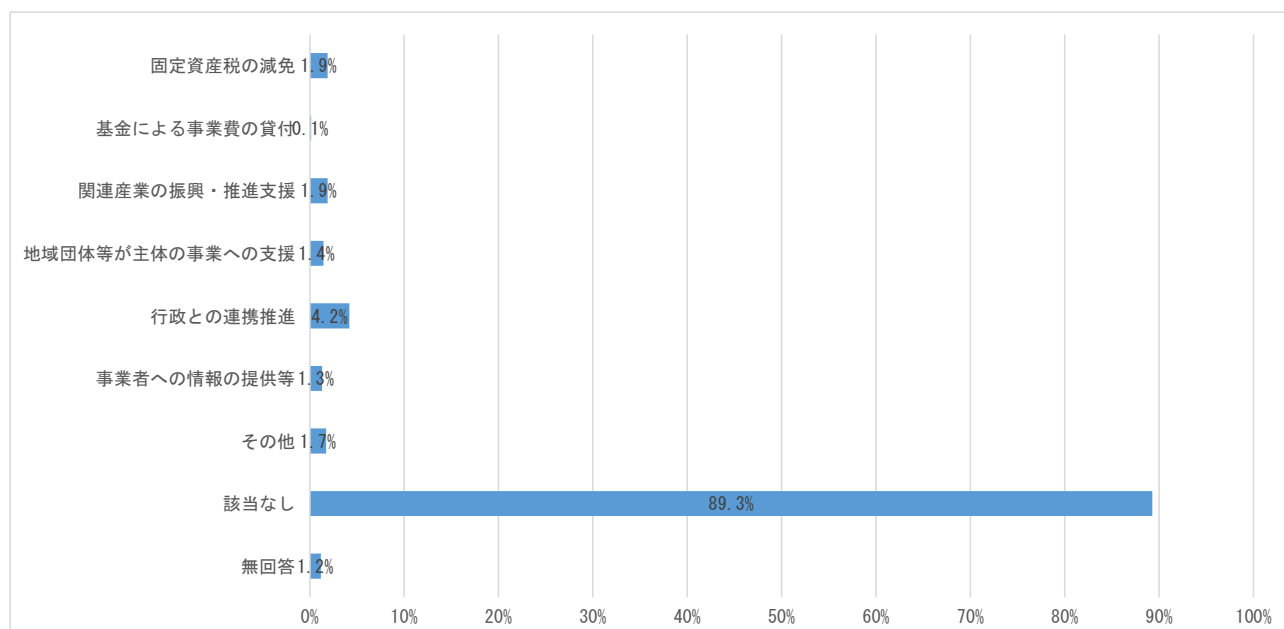


⑧ 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容

再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容としては、「該当なし」が89.3%で最も多く、「行政との連携推進」が4.2%と続いた。

表2-26 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	固定資産税の減免	13件	1.9%	1.9%
2	基金による事業費の貸付	1件	0.1%	0.1%
3	関連産業の振興・推進支援	13件	1.9%	1.9%
4	地域団体等が主体の事業への支援	10件	1.4%	1.5%
5	行政との連携推進	29件	4.2%	4.3%
6	事業者への情報の提供等	9件	1.3%	1.3%
7	その他	12件	1.7%	1.8%
8	該当なし	616件	89.3%	90.3%
9	無回答	8件	1.2%	-
	n (%ベース)	690件	-	682件

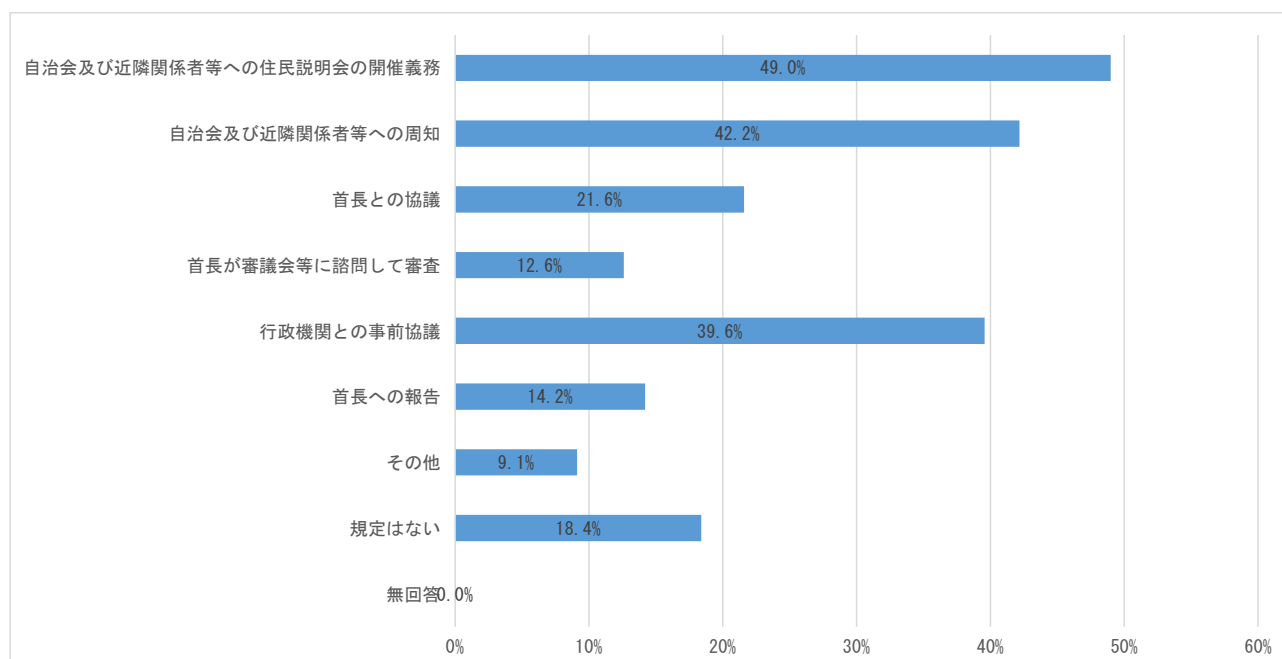


⑨ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容

手続きにおける合意形成に関する規定の内容としては、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務」が49.0%で最も多く、「自治会及び近隣関係者等への周知」が42.2%、「行政機関との事前協議」が39.6%と続いた。

表2-27 手続きにおける合意形成に関する規定の内容(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	338件	49.0%	49.0%
2	自治会及び近隣関係者等への周知	291件	42.2%	42.2%
3	首長との協議	149件	21.6%	21.6%
4	首長が審議会等に諮問して審査	87件	12.6%	12.6%
5	行政機関との事前協議	273件	39.6%	39.6%
6	首長への報告	98件	14.2%	14.2%
7	その他	63件	9.1%	9.1%
8	規定はない	127件	18.4%	18.4%
9	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	690件	-	690件



(その他の回答例)

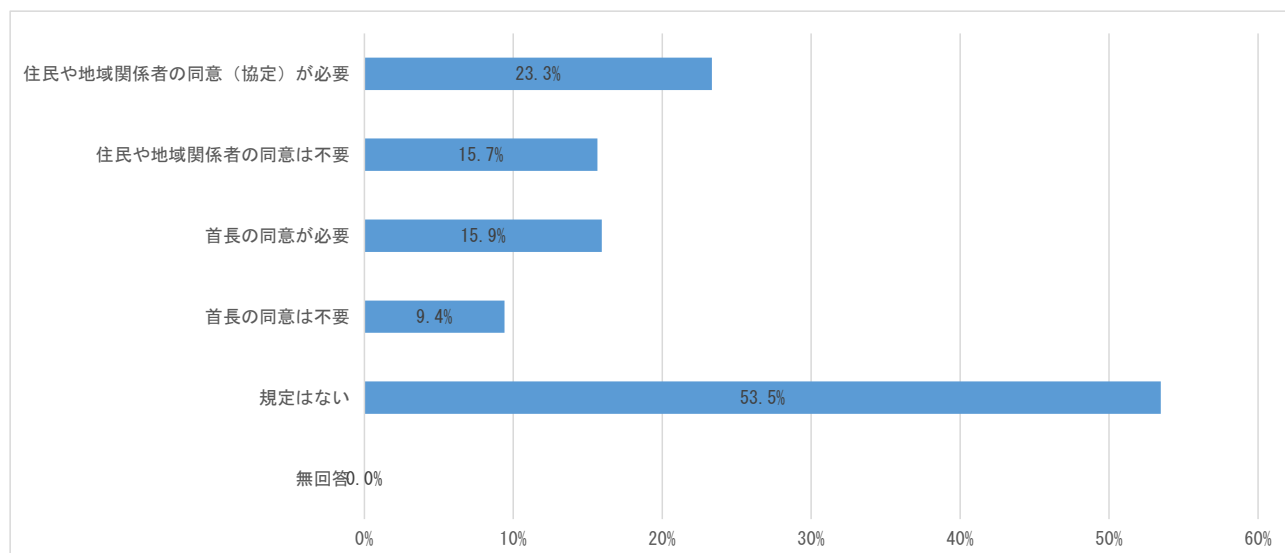
- ・ 認定された施設について都市計画法に基づく開発審査会にて内容を審議し建物の建築を許可
- ・ 発電事業者と地域住民で組織する懇談会の設置
- ・ 市町長からの意見聴取
- ・ 標識設置による近隣関係者への事業計画の周知
- ・ 知事が市町村長へ意見を照会
- ・ 有識者、市民および関連団体で組織する協議会の設置
- ・ 準備書に係る公聴会の開催
- ・ 景観アドバイザーへの意見聴取

⑩ 再エネ設備の設置に関する同意に係る規定の内容

設置に関する同意に係る規定の内容としては、「規定はない」が53.5%で最も多く、「住民や地域関係者の同意(協定)が必要」が23.3%、「首長の同意が必要」が15.9%と続いた。

表 2-28 設置に関する同意に係る規定の内容 (複数回答)

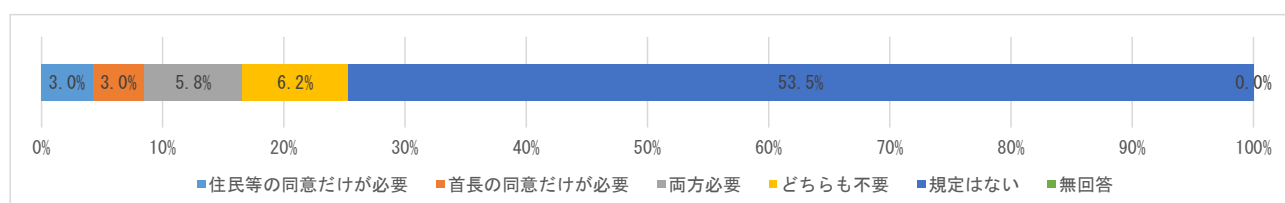
No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域関係者の同意 (協定) が必要	161件	23.3%	23.3%
2	住民や地域関係者の同意は不要	108件	15.7%	15.7%
3	首長の同意が必要	110件	15.9%	15.9%
4	首長の同意は不要	65件	9.4%	9.4%
5	規定はない	369件	53.5%	53.5%
6	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	690件	-	690件



上記の結果を元に、同意パターン4つに分けクロス集計をした結果、「住民等の同意だけが必要」が3.0%、「首長の同意だけが必要」が3.0%、「両方必要」が5.8%、「どちらも不要」が6.2%となっている。

表 2-29 設置に関する同意に係る規定の内容 (クロス集計)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民等の同意だけが必要	21件	3.0%	3.0%
2	首長の同意だけが必要	21件	3.0%	3.0%
3	両方必要	40件	5.8%	5.8%
4	どちらも不要	43件	6.2%	6.2%
5	規定はない	369件	53.5%	53.5%
6	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	690件	-	690件

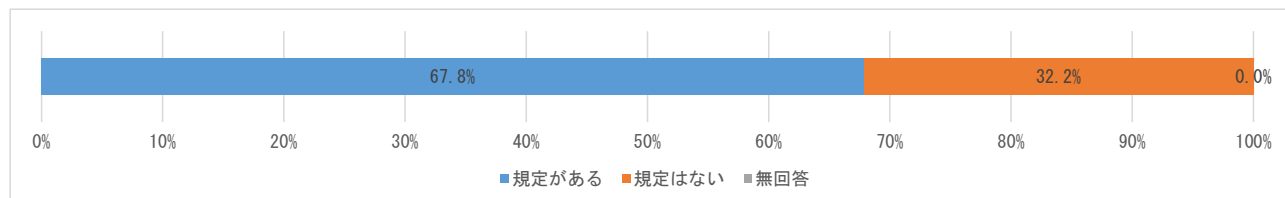


⑪ 指導や助言等の規定の有無

指導や助言等の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は67.8%で、「規定はない」は32.2%であった。

表2-30 指導や助言等の規定の有無(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	468件	67.8%	67.8%
2	規定はない	222件	32.2%	32.2%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	690件	-	690件

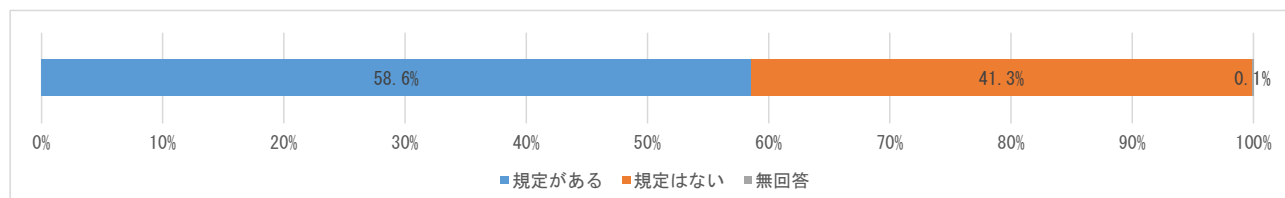


⑫ 勧告、命令の規定の有無

勧告、命令の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は58.6%で、「規定はない」が41.3%であった。

表2-31 勧告、命令の規定の有無(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	404件	58.6%	58.6%
2	規定はない	285件	41.3%	41.4%
3	無回答	1件	0.1%	-
	n (%ベース)	690件	-	689件

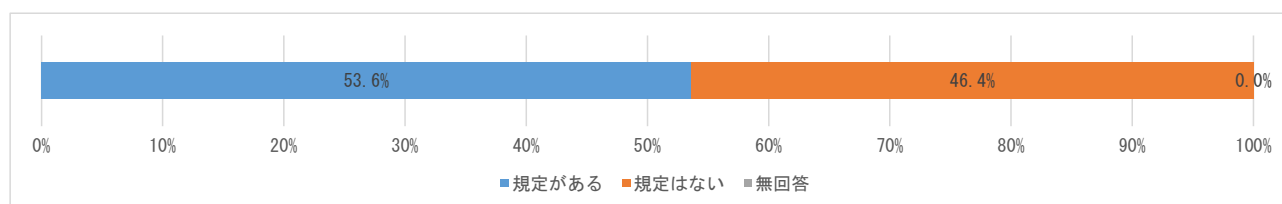


⑬ 報告徴収に関する規定の有無

報告徴収に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は53.6%で、「規定はない」が46.4%であった。

表2-32 報告徴収に関する規定の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	370件	53.6%	53.6%
2	規定はない	320件	46.4%	46.4%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	690件	-	690件

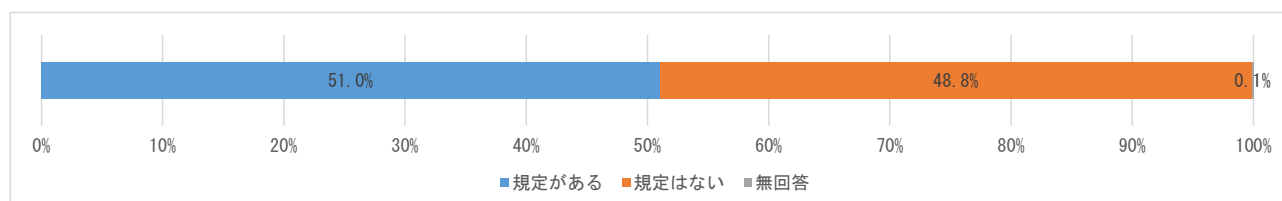


⑭ 立入調査に関する規定の有無

立入調査に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は51.0%で、「規定はない」が48.8%であった。

表2-33 立入調査に関する規定の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	352件	51.0%	51.1%
2	規定はない	337件	48.8%	48.9%
3	無回答	1件	0.1%	-
	n (%ベース)	690件	-	689件

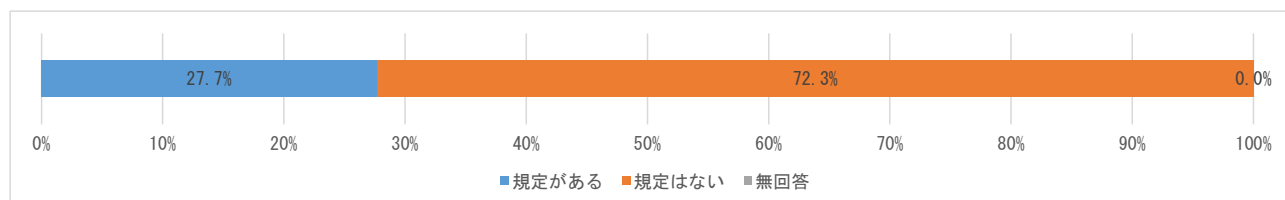


⑮ 罰則に関する規定の有無

罰則に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は27.7%で、「規定はない」が72.3%であった。

表2-34 罰則に関する規定の有無(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	191件	27.7%	27.7%
2	規定はない	499件	72.3%	72.3%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	690件	-	690件

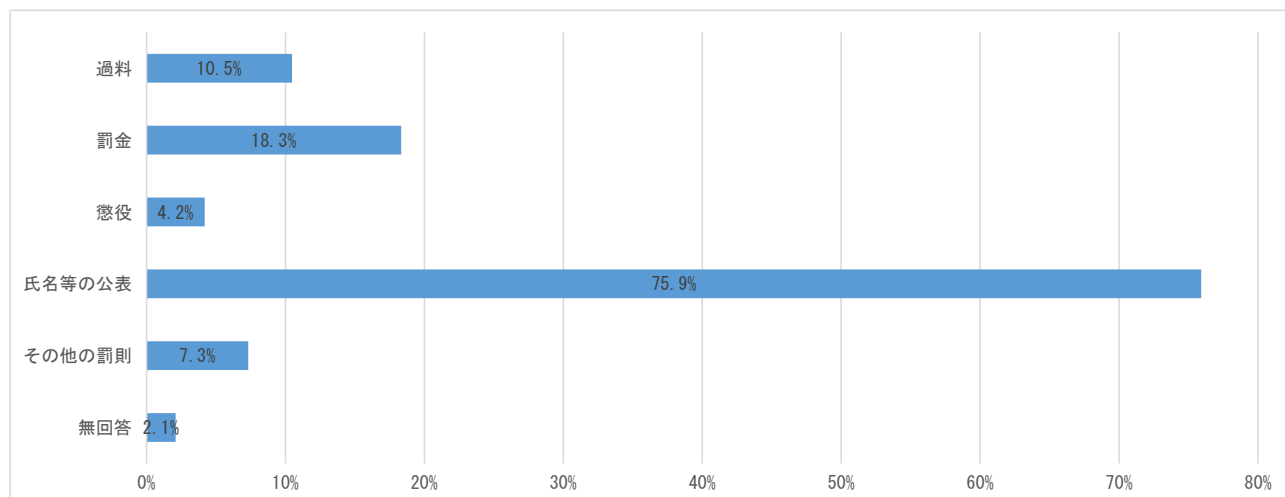


⑯ 罰則の内容

罰則がある場合の内容としては、「氏名等の公表」が75.9%で最も多く、「罰金」が18.3%、「過料」が10.5%と続いた。

表2-35 罰則の内容(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	過料	20件	10.5%	10.7%
2	罰金	35件	18.3%	18.7%
3	懲役	8件	4.2%	4.3%
4	氏名等の公表	145件	75.9%	77.5%
5	その他の罰則	14件	7.3%	7.5%
6	無回答	4件	2.1%	-
	n (%ベース)	191件	-	187件



(その他の回答)

損害賠償、国または県への通知、関係機関との情報共有、補助金の返還

（7）再エネ条例等における特徴的な規定

再エネ条例等の規定において地域の実情をふまえた工夫について尋ねたところ、主な回答は以下の通りであった。

表 2-36 地域の実情をふまえた工夫

領域		地域の実情をふまえた工夫（主な回答）
対象となる事業	認定の有無	● FIT/FIP 事業に係るトラブルが多いため FIT/FIP 事業を対象とした規定が多い ● 条例を改訂し非 FIT/FIP 事業も対象に含めることとした
	出力規模	● 自然や景観の保護の観点から太陽電池モジュールの総面積が 12,000 m²以上（2MW 相当）の設置には同意しない ● 低圧設備においても不適切な事業が見られたため届出の対象を 10kW 以上とした ● 出力が 20kW 以下の設備も対象としている
設備の設置	区域	● オオワシ・オジロワシ等の希少猛禽類への影響を考慮に入れてゾーニングを行っている ● 環境の保全について特に配慮が必要な地域（国立公園、国定公園、県立自然公園等）を特別配慮地域に設定している ● 町のシンボルである山麓地域における設備の設置には同意しない
	距離	● 住民からの騒音に係る苦情の発生を防止するため、住宅等から 200m 以上離して設置することを規定している ● 高さ 13m 以上の風力発電設備は、海岸から 300m 以上離すことを規定している ● 防災行政無線設備の送受信への影響を防ぐため設備からの距離を 250m 以上確保することを規定している
	他産業等への影響	● 村が実施する天体観測等に影響しないよう必要な対策を講じるよう求めている ● 海上自衛隊の航空機運用に影響しないよう留意することを規定している
	景観配慮	● 周囲と調和した設備の高さ、形状、色彩等を求めている ● 公共空間・施設から設備を視認できる場合には植栽や格子等で目隠しを行うことを規定している
説明会の実施	対象範囲	● 事業計画区域の境界から 50m 範囲の居住者及び土地所有者を説明対象とすることを求めている ● 設備が設置された区のみならず関係する区も対象に説明会を実施す

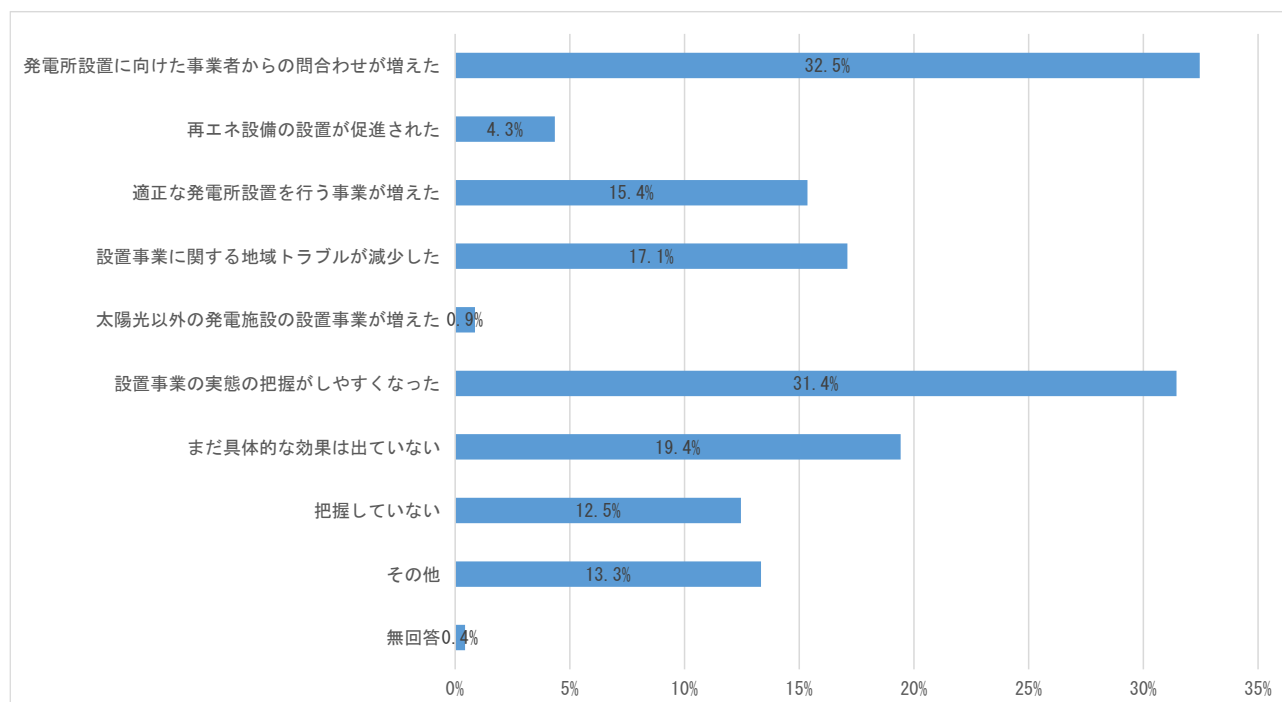
		ることを規定している
	実施報告	● 説明会を実施したことを確認するため、出席者の署名・押印付の記録、出席者名簿、配布資料の提出を求めている ● 説明会に自治体職員が同席することとしている
	定期報告	● 年に1回の定期報告を義務付けている
地域への裨益		● 発電設備を設置する地域への貢献に努め、環境学習関連の見学等の積極的な協力を求めている ● 市及び住民等が実施する環境行事等に積極的に協力し地域振興に努めることを規定している ● 地域と共生した事業を非課税とすることで事業者による地域との共生を見据えた諸取組の推進を促している
災害発生時の対応		● 自然災害による被害または異常が発生した際の早急な対応及び、市への報告と地元関係者への周知を義務付けている ● 有事の際に備えた電源プラグの設置や災害時の地域への電力供給を求めている
事業終了後の設備の撤去・廃棄		● 事業終了後の発電設備の撤去、跡地の有効活用または原状回復を規定している

(8) 再エネ条例等の制定の効果

再エネ条例等の制定の効果を尋ねたところ、「発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた」が32.5%で最も多く、「設置事業の実態の把握がしやすくなった」が31.4%と続いた。

表2-37 再エネ条例等の制定の効果(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた	224件	32.5%	32.6%
2	再エネ設備の設置が促進された	30件	4.3%	4.4%
3	適正な発電所設置を行う事業が増えた	106件	15.4%	15.4%
4	設置事業に関する地域トラブルが減少した	118件	17.1%	17.2%
5	太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた	6件	0.9%	0.9%
6	設置事業の実態の把握がしやすくなった	217件	31.4%	31.6%
7	まだ具体的な効果は出ていない	134件	19.4%	19.5%
8	把握していない	86件	12.5%	12.5%
9	その他	92件	13.3%	13.4%
10	無回答	3件	0.4%	-
	n (%ベース)	690件	-	687件



(その他の回答例)

- ・ 乱開発を抑制することができている
- ・ 早い段階で住民説明会の実施等呼びかけることが可能になった
- ・ 事業者との情報共有が容易になった
- ・ 特別保全地区内での設置件数が減少した
- ・ 太陽光発電設備の設置が進んだ
- ・ 条例制定(改正)を予定している自治体からの問い合わせが増えた
- ・ 発電事業に対して住民が問題意識を持つようになった
- ・ 庁内の連携がスムーズになった

(9) 再エネ条例等の執行上の課題や見直しの予定等

再エネ条例等を執行するにあたっての懸念点や課題、及び課題に対しての見直しの予定等について尋ねたところ、主な回答は以下の通りであった。

表 2-38 執行上の課題や見直しの予定等

領域	執行上の課題や見直しの予定等(主な回答)
再エネ事業に係る方針	● 当市の再エネ条例は発電事業を抑制する色が強い ため、再エネを推進する昨今の国の情勢と乖離してしまわないか懸念している ● 脱炭素社会の実現に向けて再エネを推進したい一方で、地域を守るためには一定程度の規制を設ける必要もあり、今後の対応方針について苦慮して

		いる
再エネ条例等の規定	条例対象外の事業への対応	● 条例対象外の設備に係る地域住民と事業者間のトラブルが発生している ● 急増している非 FIT/FIP 設備については把握が困難であることに課題を感じており、条例の改訂も検討している
	法的拘束力の欠如	● ガイドラインを制定しているものの法的拘束力がないため、条例化することを検討している
	地域住民との合意形成	● 条例において届出や住民説明会の開催等に係る規定を設けていないため、町民からの十分な理解が得られず発電事業への反対の声が上がる事案が生じている ● 住民等から地元からの同意や市の許可取得に関する規定を設けてほしいという要望がある。現状においては条例の見直しの予定はないものの、他自治体等の動向をふまえ検討を続ける
	廃棄・リサイクル	● 事業廃止の際の設備の廃棄処分に関して懸念を抱いている
	維持管理の不足	● 適切に管理されていない設備が一部見られる ● 維持管理の義務化を検討している
	罰則規定の欠如	● 現状において罰則規定がなく、実効性が非常に弱いことを課題視している
	事業継承に係る新規事業者の把握	● 設備の設置後に事業者が変更になった場合にどのように把握するかが課題である ● 事業継承時に旧事業者の事業計画を新規事業者に引き継ぐため誓約書の提出を求めることとした
再エネ条例等の運用		● 条例に基づく許可申請や届出を処理する職員数が不足している ● 適正な設置が可能か審査する上で専門的な見地がないため適切な指導・助言等ができるか懸念している

2.3.3 制定済みの「再エネ規制条例」について

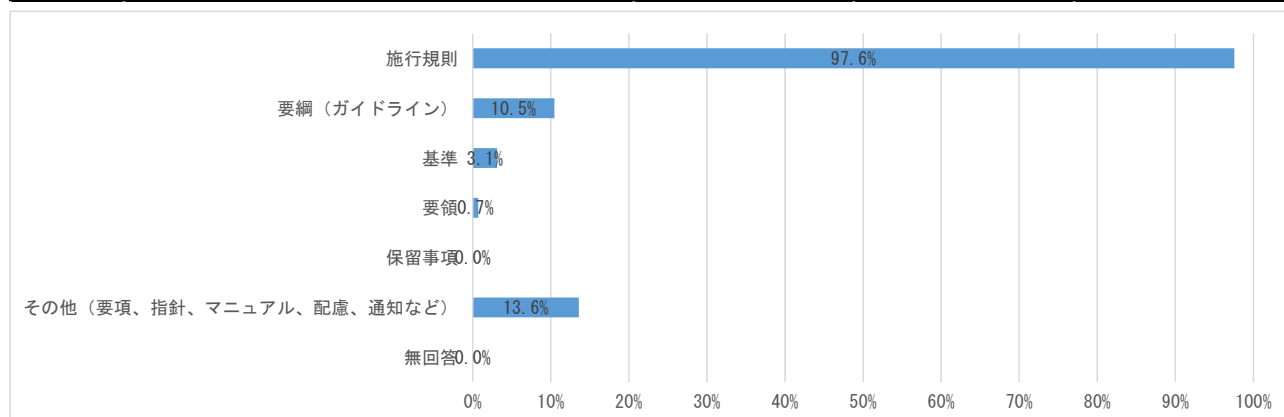
制定済みの「再エネ条例等」のうち、「再エネ規制条例」に限定して集計を行ったところ、結果は以下の通りであった。なお、制定済みの再エネ規制条例は 287 件であった。

(1) 再エネ規制条例に紐づけられている規則等

再エネ規制条例に紐づけられている規則等としては、「施行規則」が97.6%で最も多く、「その他（要項、指針、マニュアル、配慮、通知など）」が13.6%、「要綱（ガイドライン）」が10.5%と続いた。

表2-39 再エネ規制条例に紐づけられている規則等（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	施行規則	280件	97.6%	97.6%
2	要綱（ガイドライン）	30件	10.5%	10.5%
3	基準	9件	3.1%	3.1%
4	要領	2件	0.7%	0.7%
5	保留事項	0件	0.0%	0.0%
6	その他（要項、指針、マニュアル、配慮、通知など）	39件	13.6%	13.6%
7	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件

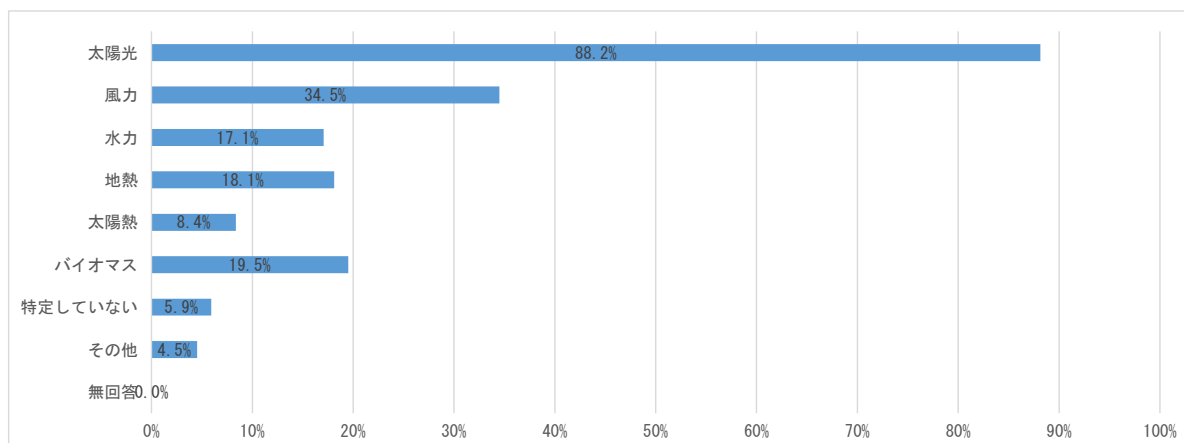


(2) 再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類

再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類としては、「太陽光」が88.2%で最も多く、「風力」が34.5%、「バイオマス」が19.5%、「地熱」が18.1%、「水力」が17.1%と続いた。

表2-40 再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	太陽光	253件	88.2%	88.2%
2	風力	99件	34.5%	34.5%
3	水力	49件	17.1%	17.1%
4	地熱	52件	18.1%	18.1%
5	太陽熱	24件	8.4%	8.4%
6	バイオマス	56件	19.5%	19.5%
7	特定していない	17件	5.9%	5.9%
8	その他	13件	4.5%	4.5%
9	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件

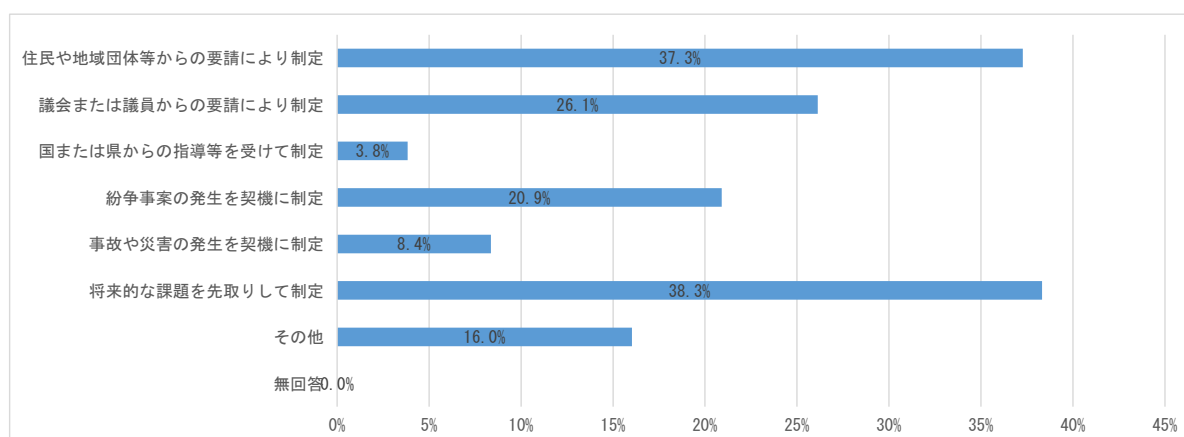


(3) 再エネ規制条例の制定の経緯

再エネ規制条例の制定の経緯としては、「将来的な課題を先取りして制定」が38.3%で最も多く、「住民や地域団体等からの要請により制定」が37.3%、「議会または議員からの要請により制定」が26.1%と続いた。

表2-41 再エネ規制条例の制定の経緯（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域団体等からの要請により制定	107件	37.3%	37.3%
2	議会または議員からの要請により制定	75件	26.1%	26.1%
3	国または県からの指導等を受けて制定	11件	3.8%	3.8%
4	紛争事案の発生を契機に制定	60件	20.9%	20.9%
5	事故や災害の発生を契機に制定	24件	8.4%	8.4%
6	将来的な課題を先取りして制定	110件	38.3%	38.3%
7	その他	46件	16.0%	16.0%
8	無回答	0件	0.0%	-
n (%ベース)		287件	-	287件

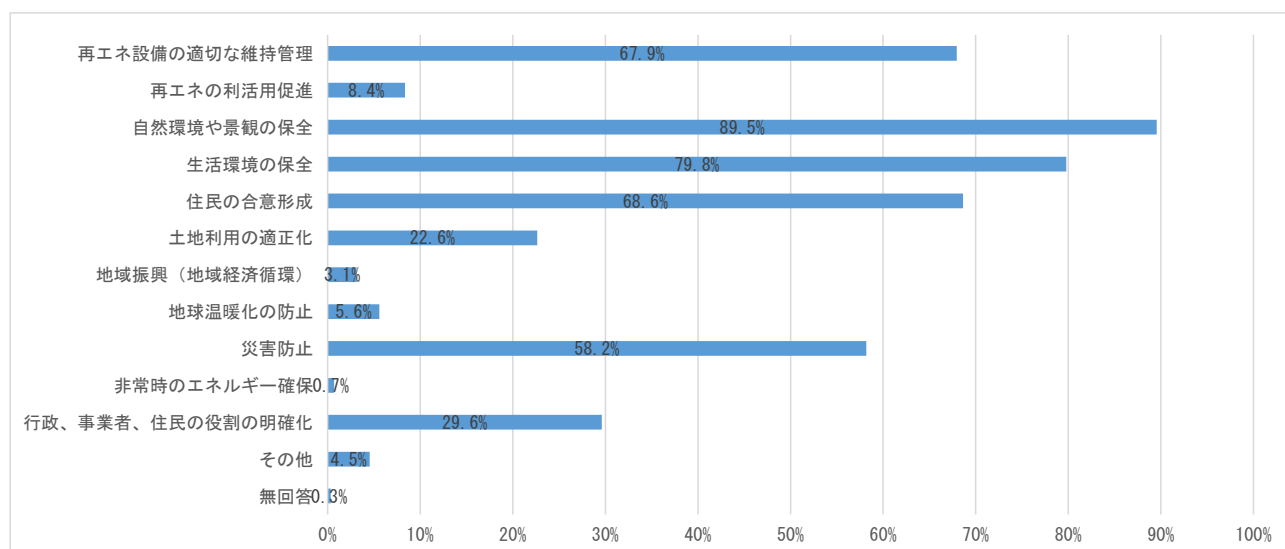


(4) 再エネ規制条例の制定目的

再エネ規制条例の制定目的としては、「自然環境や景観の保全」が89.5%で最も多く、「生活環境の保全」が79.8%、「住民の合意形成」が68.6%、「再エネ設備の適切な維持管理」が67.9%、「災害防止」が58.2%と続いた。

表2-42 再エネ規制条例の制定目的(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ設備の適切な維持管理	195件	67.9%	68.2%
2	再エネの利活用促進	24件	8.4%	8.4%
3	自然環境や景観の保全	257件	89.5%	89.9%
4	生活環境の保全	229件	79.8%	80.1%
5	住民の合意形成	197件	68.6%	68.9%
6	土地利用の適正化	65件	22.6%	22.7%
7	地域振興(地域経済循環)	9件	3.1%	3.1%
8	地球温暖化の防止	16件	5.6%	5.6%
9	災害防止	167件	58.2%	58.4%
10	非常時のエネルギー確保	2件	0.7%	0.7%
11	行政、事業者、住民の役割の明確化	85件	29.6%	29.7%
12	その他	13件	4.5%	4.5%
13	無回答	1件	0.3%	-
	n(%ベース)	287件	-	286



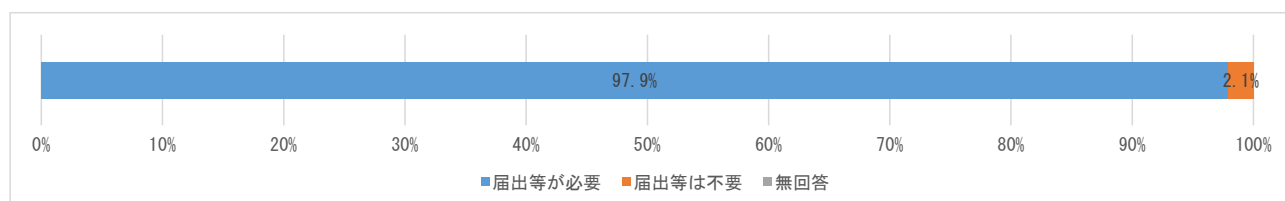
(5) 再エネ規制条例の内容構成

① 届出又は申請の要否

届出等の要否については、「届出等が必要」が97.9%を占め、「届出等は不要」は2.1%であった。

表2-43 再エネ規制条例における届出又は申請の要否(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	届出等が必要	281件	97.9%	97.9%
2	届出等は不要	6件	2.1%	2.1%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n(%ベース)	287件	-	287件

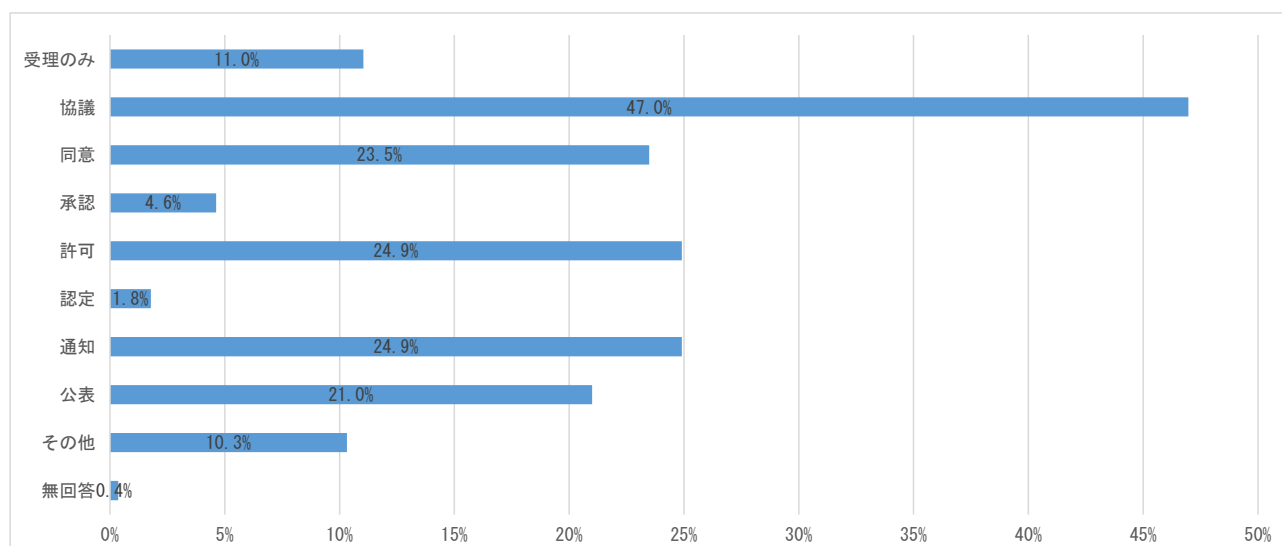


② 届出等に対する対応の種別

届出等に対する対応の種別としては、「協議」が47.0%で最も多く、「許可」「通知」が同率で24.9%、「同意」が23.5%と続いた。

表2-44 再エネ規制条例における届出等に対する対応の種別（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	受理のみ	31件	11.0%	11.1%
2	協議	132件	47.0%	47.1%
3	同意	66件	23.5%	23.6%
4	承認	13件	4.6%	4.6%
5	許可	70件	24.9%	25.0%
6	認定	5件	1.8%	1.8%
7	通知	70件	24.9%	25.0%
8	公表	59件	21.0%	21.1%
9	その他	29件	10.3%	10.4%
10	無回答	1件	0.4%	-
	n (%ベース)	281件	-	280件



③ 規制エリアの設定状況

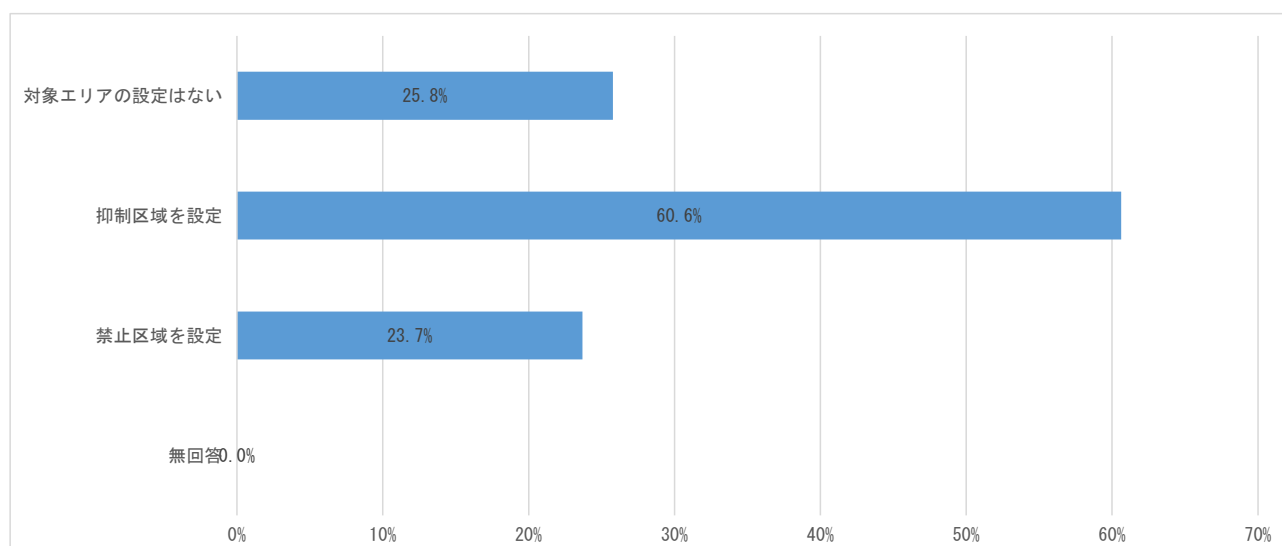
再エネ設備の設置にあたり規制を設けているエリアの設定状況としては、「抑制区域を設定」が60.6%、「禁止区域を設定」が23.7%であった。

なお、抑制区域、禁止区域の定義は次の通りである。

- ・ 抑制区域：事業を行わないように協力を求めることができる区域
- ・ 禁止区域：土砂災害の発生するおそれが特に高いとして、事業の実施を禁止する区域

表2-45 再エネ規制条例における規制エリアの設定状況（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	対象エリアの設定はない	74件	25.8%	25.8%
2	抑制区域を設定	174件	60.6%	60.6%
3	禁止区域を設定	68件	23.7%	23.7%
4	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件

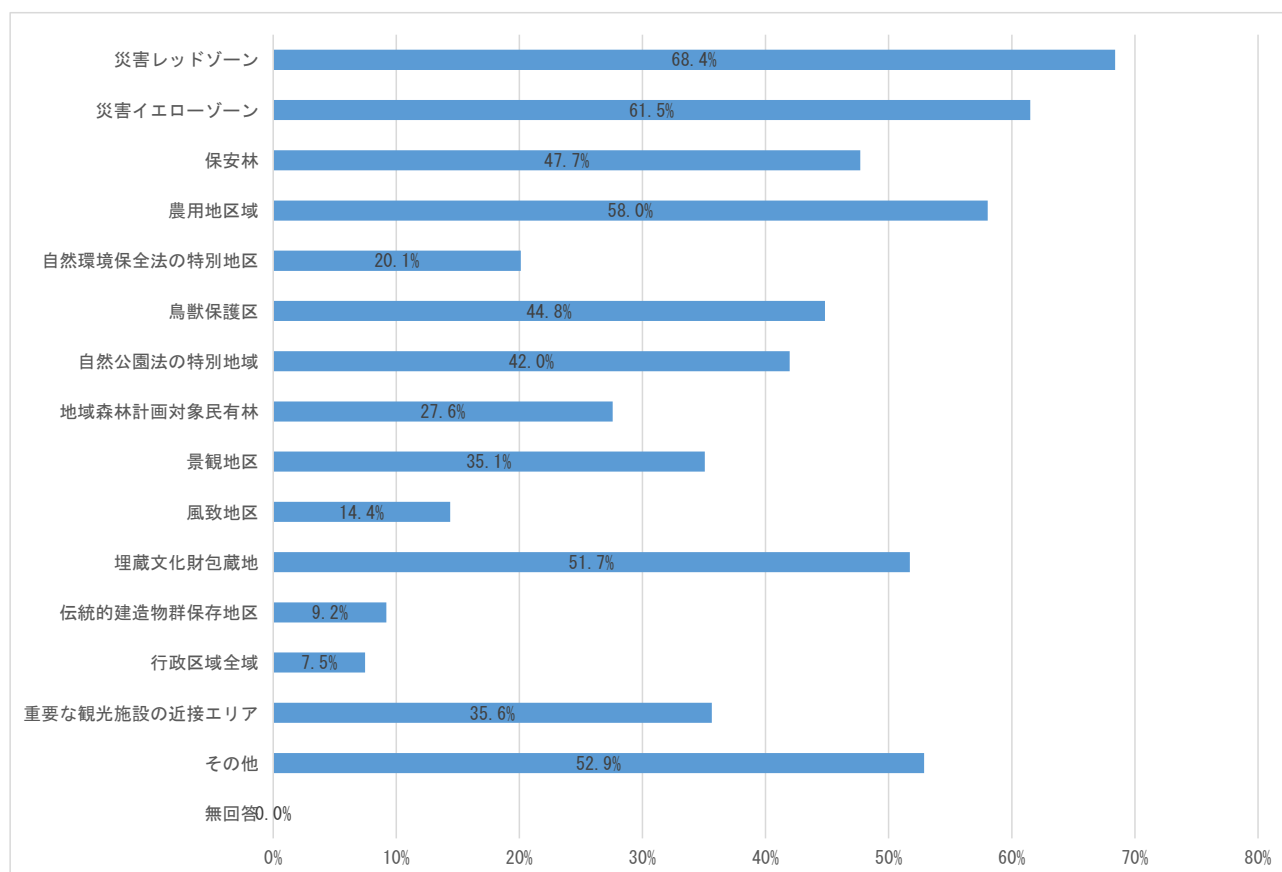


④ 抑制区域の内容

設定している抑制区域の内容を尋ねたところ、「災害レッドゾーン」が68.4%で最も多く、「災害イエローゾーン」が61.5%、「農用地区域」が58.0%と続いた。

表2-46 再エネ規制条例における抑制区域の内容（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	119件	68.4%	68.4%
2	災害イエローゾーン	107件	61.5%	61.5%
3	保安林	83件	47.7%	47.7%
4	農用地区域	101件	58.0%	58.0%
5	自然環境保全法の特別地区	35件	20.1%	20.1%
6	鳥獣保護区	78件	44.8%	44.8%
7	自然公園法の特別地域	73件	42.0%	42.0%
8	地域森林計画対象民有林	48件	27.6%	27.6%
9	景観地区	61件	35.1%	35.1%
10	風致地区	25件	14.4%	14.4%
11	埋蔵文化財包蔵地	90件	51.7%	51.7%
12	伝統的建造物群保存地区	16件	9.2%	9.2%
13	行政区域全域	13件	7.5%	7.5%
14	重要な観光施設の近接エリア	62件	35.6%	35.6%
15	その他	92件	52.9%	52.9%
16	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	174件	-	174件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

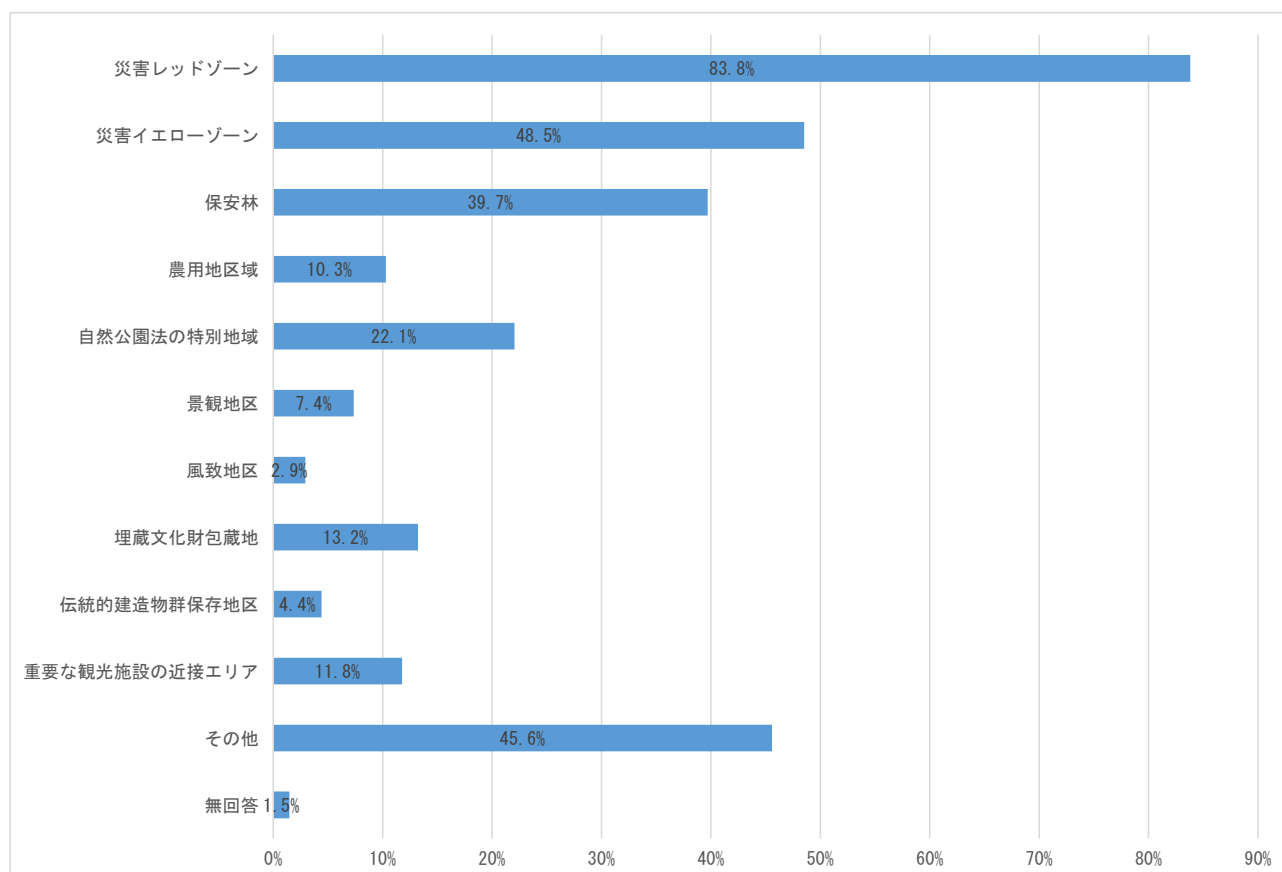
※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺

⑤ 禁止区域の内容

設定している禁止区域の内容を尋ねたところ、「災害レッドゾーン」が83.8%で最も多く、「災害イエローゾーン」が48.5%、「保安林」が39.7%と続いた。

表2-47 再エネ規制条例における禁止区域の内容（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	57件	83.8%	85.1%
2	災害イエローゾーン	33件	48.5%	49.3%
3	保安林	27件	39.7%	40.3%
4	農用地区域	7件	10.3%	10.4%
5	自然公園法の特別地域	15件	22.1%	22.4%
6	景観地区	5件	7.4%	7.5%
7	風致地区	2件	2.9%	3.0%
8	埋蔵文化財包蔵地	9件	13.2%	13.4%
9	伝統的建造物群保存地区	3件	4.4%	4.5%
10	重要な観光施設の近接エリア	8件	11.8%	11.9%
11	その他	31件	45.6%	46.3%
12	無回答	1件	1.5%	-
	n (%ベース)	68件	-	67件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域)

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

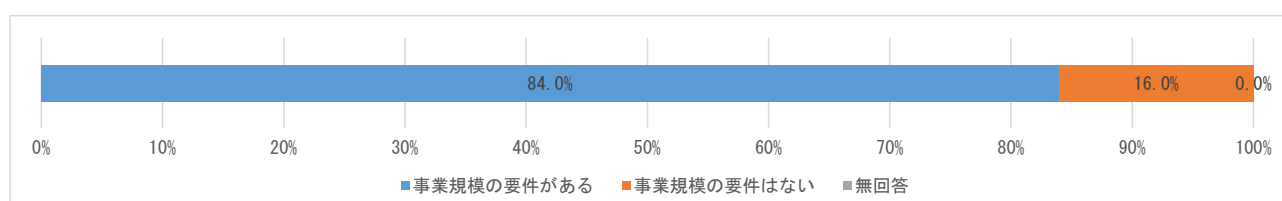
※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺

⑥ 事業規模に関する要件の有無

事業規模に関する要件の有無については、「事業規模の要件がある」が84.0%を占め、「事業規模の要件はない」が16.0%であった。

表2-48 再エネ規制条例における事業規模に関する要件の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	事業規模の要件がある	241件	84.0%	84.0%
2	事業規模の要件はない	46件	16.0%	16.0%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件



⑦ 事業規模に関する要件の内容

「事業規模の要件がある」場合、その内容を尋ねたところ、以下の通りであった。

1) 対象とする野立て発電設備やその他の発電設備の要件

野立て設備の出力(下限)の要件は、「10kW以上 50kW未満」が71.3%を占め、「50kW以上 250kW未満」が24.0%、「1,000kW以上」が2.7%、「250kW以上 1,000kW未満」が1.3%、「10kW未満」が0.7%であった。

野立て設備の出力(上限)の要件は、設定している再エネ規制条例が少ない状況ではあるが、「50kW以上 250kW未満」が81.8%、「10kW以上 50kW未満」「250kW以上 1,000kW未満」が同率で9.1%であった。

野立て設備の敷地面積(下限)の要件は、「1,000㎡以上 5,000㎡未満」が55.7%、「500㎡以上 1,000㎡未満」20.3%、「5,000㎡以上」が15.2%、「500㎡未満」が8.9%であった。

野立て設備の高さ(下限)の要件は、設定している再エネ規制条例が少ない状況ではあるが、「13m以上 20m未満」が42.9%、「10m以上 13m未満」が33.3%、「10m未満」が14.3%、「20m以上」が9.5%であった。

表2-49 再エネ規制条例における野立て設備の出力(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体(%)
1	10kW未満	1件	0.7%
2	10kW以上 50kW未満	107件	71.3%
3	50kW以上 250kW未満	36件	24.0%
4	250kW以上 1,000kW未満	2件	1.3%
5	1,000kW以上	4件	2.7%
	n(%ベース)	150件	-

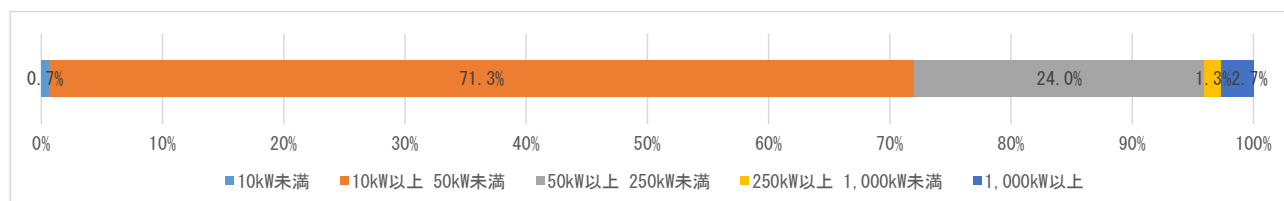


表2-50 再エネ規制条例における野立て設備の出力(上限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体(%)
1	10kW未満	0件	0.0%
2	10kW以上 50kW未満	1件	9.1%
3	50kW以上 250kW未満	9件	81.8%
4	250kW以上 1,000kW未満	1件	9.1%
5	1,000kW以上	0件	0.0%
	n(%ベース)	11件	-

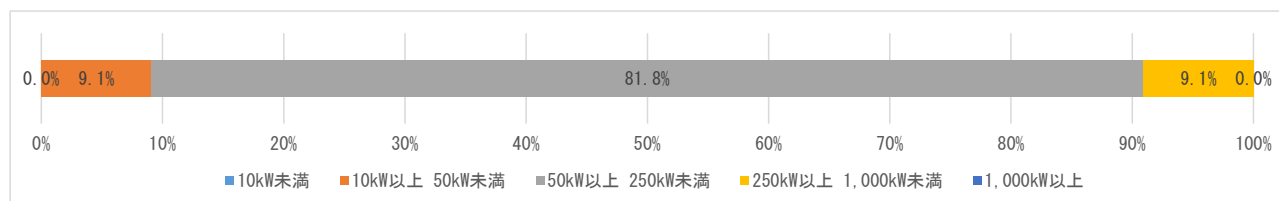


表2-51 再エネ規制条例における野立て設備の敷地面積（下限）の要件（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	500㎡未満	7件	8.9%
2	500㎡以上 1,000㎡未満	16件	20.3%
3	1,000㎡以上 5,000㎡未満	44件	55.7%
4	5,000㎡以上	12件	15.2%
	n (%ベース)	79件	—

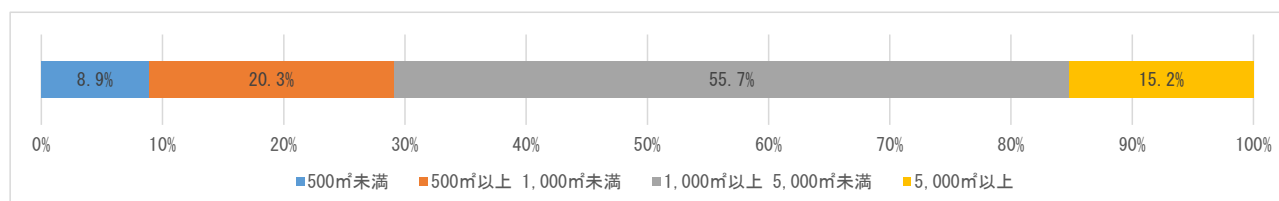
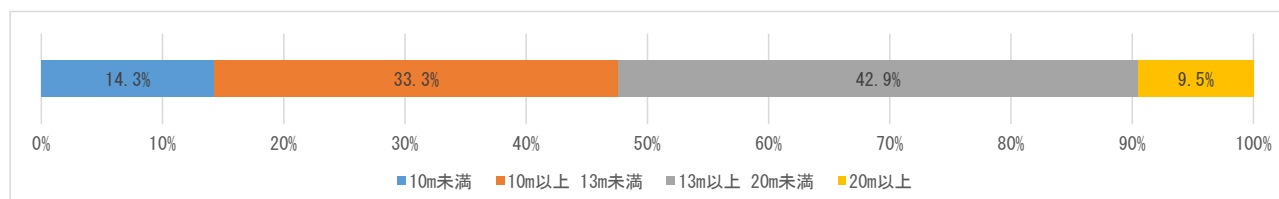


表2-52 再エネ規制条例における野立て設備の高さ（下限）の要件（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10m未満	3件	14.3%
2	10m以上 13m未満	7件	33.3%
3	13m以上 20m未満	9件	42.9%
4	20m以上	2件	9.5%
	n (%ベース)	21件	—



2) 対象とする屋根置き発電設備やその他の発電設備の要件

屋根設備の出力（下限）の要件は、設定している再エネ規制条例は少ない状況ではあるが、「10kW以上 50kW未満」が60.0%、「50kW以上 250kW未満」が30.0%、「1,000kW以上」が10.0%であった。

屋根設備の出力（上限）の要件は、設定している再エネ規制条例は2件のみであり、「10kW未満」「250kW以上 1,000kW未満」がそれぞれ1件ずつであった。

敷地面積（下限）の要件は、設定している再エネ規制条例は少ない状況ではあるが、「1,000㎡以上 5,000㎡未満」が45.5%、「500㎡未満」「500㎡以上 1,000㎡未満」「5,000㎡以上」が同率で18.2%であった。

表2-53 再エネ規制条例における屋根置き設備の出力(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	0件	0.0%
2	10kW以上 50kW未満	6件	60.0%
3	50kW以上 250kW未満	3件	30.0%
4	250kW以上 1,000kW未満	0件	0.0%
5	1,000kW以上	1件	10.0%
	n (%ベース)	10件	—

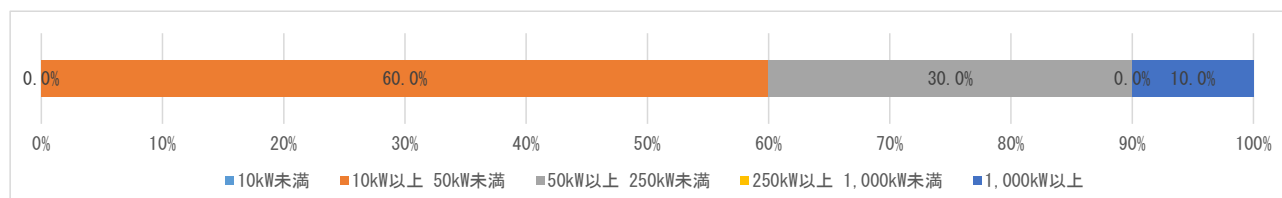


表2-54 再エネ規制条例における屋根置き設備の出力(上限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	1件	50.0%
2	10kW以上 50kW未満	0件	0.0%
3	50kW以上 250kW未満	0件	0.0%
4	250kW以上 1,000kW未満	1件	50.0%
5	1,000kW以上	0件	0.0%
	n (%ベース)	2件	—

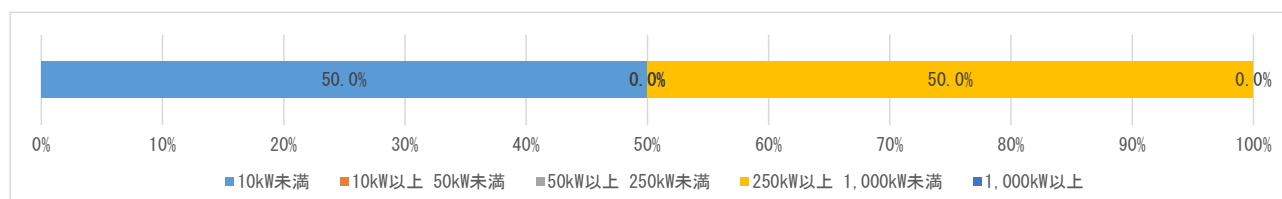
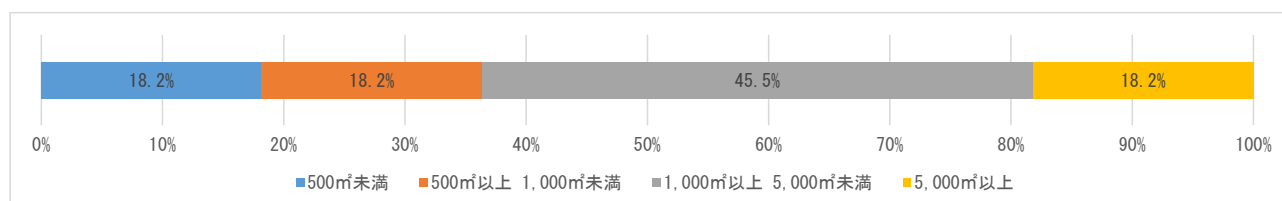


表2-55 再エネ規制条例における屋根置き設備の敷地面積(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	500㎡未満	2件	18.2%
2	500㎡以上 1,000㎡未満	2件	18.2%
3	1,000㎡以上 5,000㎡未満	5件	45.5%
4	5,000㎡以上	2件	18.2%
	n (%ベース)	11件	—



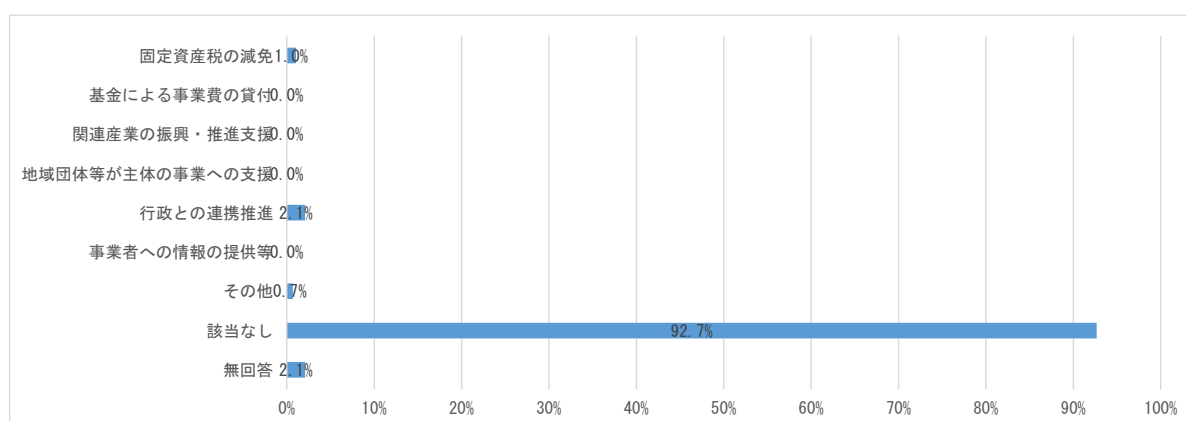
⑧ 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容

再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容としては、「該当なし」が92.7%で、「行政と

の連携推進」が2.1%であった。

表2-56 再エネ規制条例における再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容
(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	固定資産税の減免	3件	1.0%	1.1%
2	基金による事業費の貸付	0件	0.0%	0.0%
3	関連産業の振興・推進支援	0件	0.0%	0.0%
4	地域団体等が主体の事業への支援	0件	0.0%	0.0%
5	行政との連携推進	6件	2.1%	2.1%
6	事業者への情報の提供等	0件	0.0%	0.0%
7	その他	2件	0.7%	0.7%
8	該当なし	266件	92.7%	94.7%
9	無回答	6件	2.1%	-
	n (%ベース)	287件	-	281件

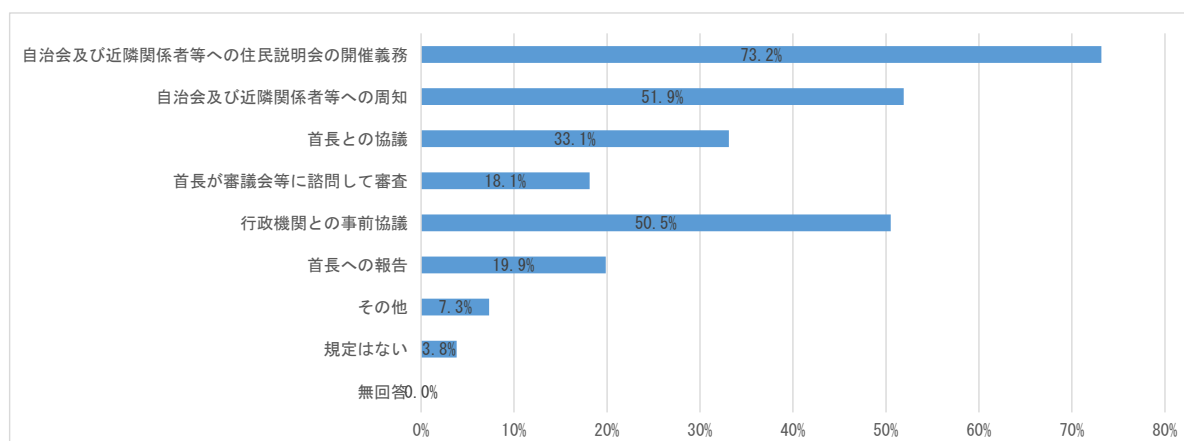


⑨ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容

手続きにおける合意形成に関する規定の内容としては、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務」が73.2%で最も多く、「自治会及び近隣関係者等への周知」が51.9%、「行政機関との事前協議」が50.5%、「首長との協議」が33.1%と続いた。

表2-57 再エネ規制条例における手続きにおける合意形成に関する規定の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	210件	73.2%	73.2%
2	自治会及び近隣関係者等への周知	149件	51.9%	51.9%
3	首長との協議	95件	33.1%	33.1%
4	首長が審議会等に諮問して審査	52件	18.1%	18.1%
5	行政機関との事前協議	145件	50.5%	50.5%
6	首長への報告	57件	19.9%	19.9%
7	その他	21件	7.3%	7.3%
8	規定はない	11件	3.8%	3.8%
9	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件

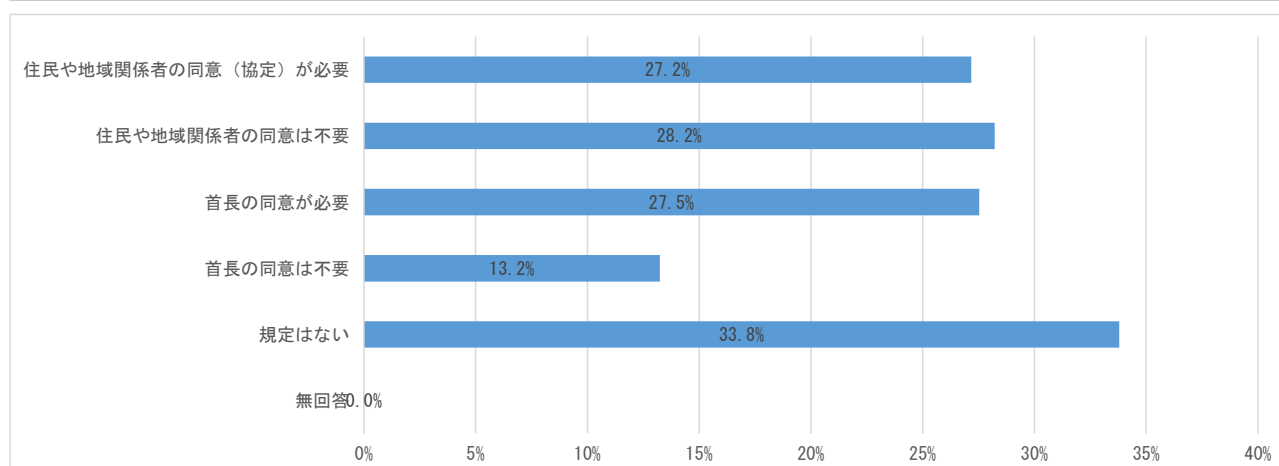


⑩ 再エネ設備の設置に関する同意に係る規定の内容

設置に関する同意に係る規定の内容としては、「規定はない」が33.8%で最も多く、「住民や地域関係者の同意は必要」が28.2%、「首長の同意が必要」が27.5%で続いた。

表2-58 再エネ規制条例における設置に関する同意に係る規定の内容（複数回答）

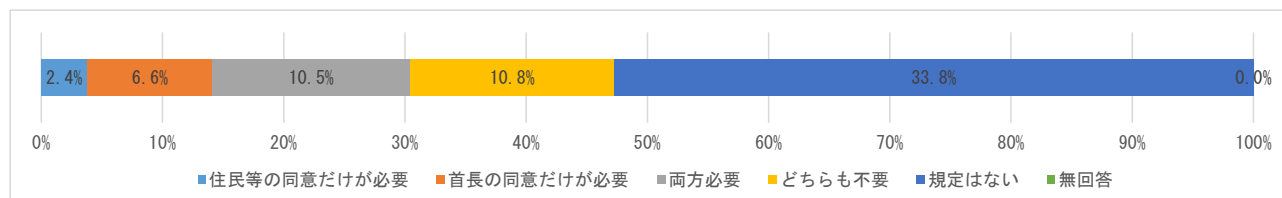
No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域関係者の同意（協定）が必要	78件	27.2%	27.2%
2	住民や地域関係者の同意は不要	81件	28.2%	28.2%
3	首長の同意が必要	79件	27.5%	27.5%
4	首長の同意は不要	38件	13.2%	13.2%
5	規定はない	97件	33.8%	33.8%
6	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件



上記の結果を元に、同意パターン4つに分けクロス集計をした結果、「住民等の同意だけが必要」が2.4%、「首長の同意だけが必要」が6.6%、「両方必要」が10.5%、「どちらも不要」は10.8%となっている。

表2-59 再エネ規制条例における設置に関する同意に係る規定の内容（クロス集計）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民等の同意だけが必要	7件	2.4%	2.4%
2	首長の同意だけが必要	19件	6.6%	6.6%
3	両方必要	30件	10.5%	10.5%
4	どちらも不要	31件	10.8%	10.8%
5	規定はない	97件	33.8%	33.8%
6	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件

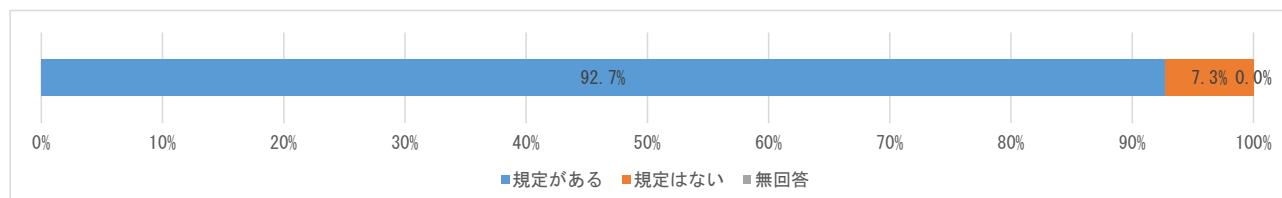


⑪ 指導や助言等の規定の有無

指導や助言等の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は 92.7%で、「規定はない」が 7.3%であった。

表 2-60 再エネ規制条例における指導や助言等の規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	266件	92.7%	92.7%
2	規定はない	21件	7.3%	7.3%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件

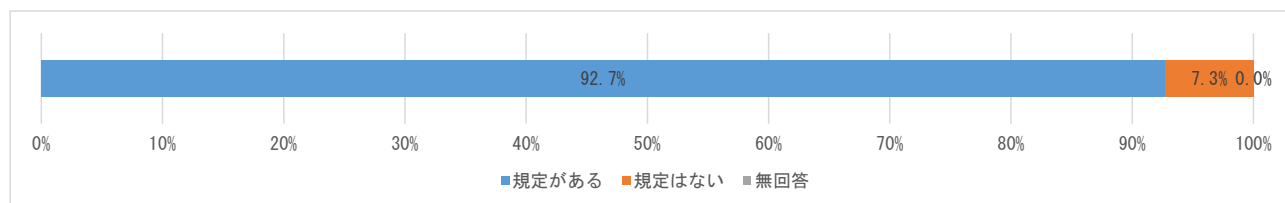


⑫ 勧告、命令の規定の有無

勧告、命令の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は 92.7%で、「規定はない」が 7.3%であった。

表 2-61 再エネ規制条例における勧告、命令の規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	266件	92.7%	92.7%
2	規定はない	21件	7.3%	7.3%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件

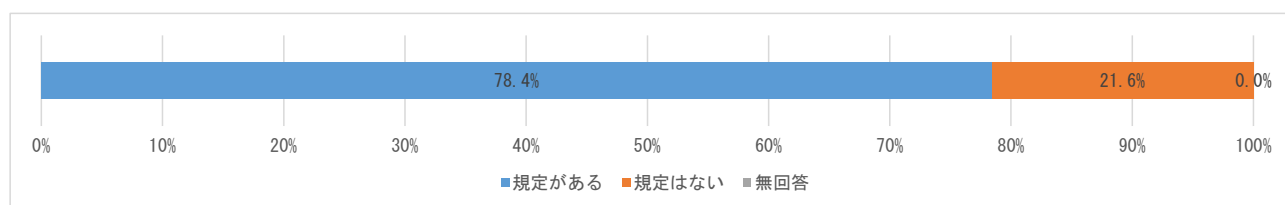


⑬ 報告徴収に関する規定の有無

報告徴収に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は78.4%で、「規定はない」が21.6%であった。

表2-62 再エネ規制条例における報告徴収に関する規定の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	225件	78.4%	78.4%
2	規定はない	62件	21.6%	21.6%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件

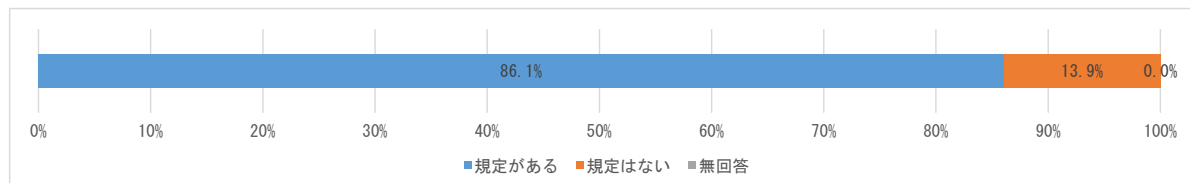


⑭ 立入調査に関する規定の有無

立入調査に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は86.1%で、「規定はない」が13.9%であった。

表2-63 再エネ規制条例における立入調査に関する規定の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	247件	86.1%	86.1%
2	規定はない	40件	13.9%	13.9%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件

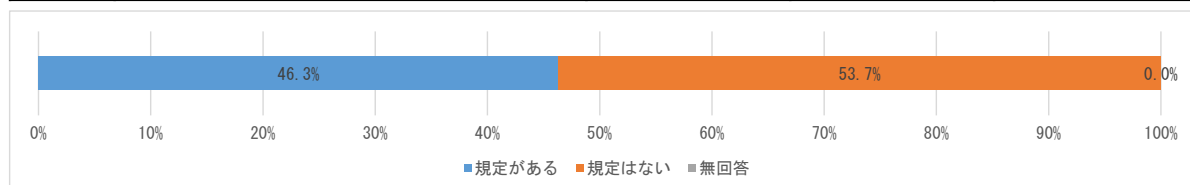


⑮ 罰則に関する規定の有無

罰則に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は53.7%で、「規定はない」が46.3%であった。

表2-64 再エネ規制条例における罰則に関する規定の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	133件	46.3%	46.3%
2	規定はない	154件	53.7%	53.7%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	287件	-	287件

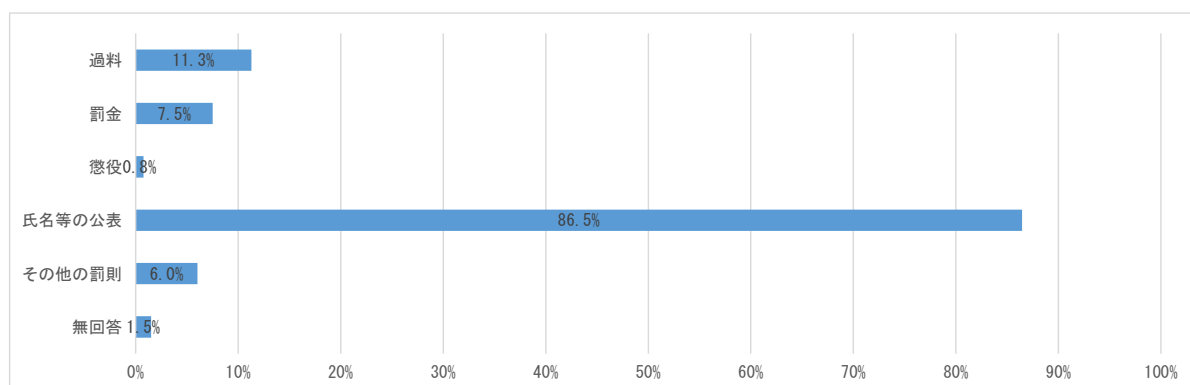


⑯ 罰則の内容

罰則がある場合の内容としては、「氏名等の公表」が86.5%で最も多く、「過料」が11.3%、「罰金」が7.5%と続いた。

表 2-65 再エネ規制条例における罰則の内容（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	過料	15件	11.3%	11.5%
2	罰金	10件	7.5%	7.6%
3	懲役	1件	0.8%	0.8%
4	氏名等の公表	115件	86.5%	87.8%
5	その他の罰則	8件	6.0%	6.1%
6	無回答	2件	1.5%	-
	n (%ベース)	133件	-	131件

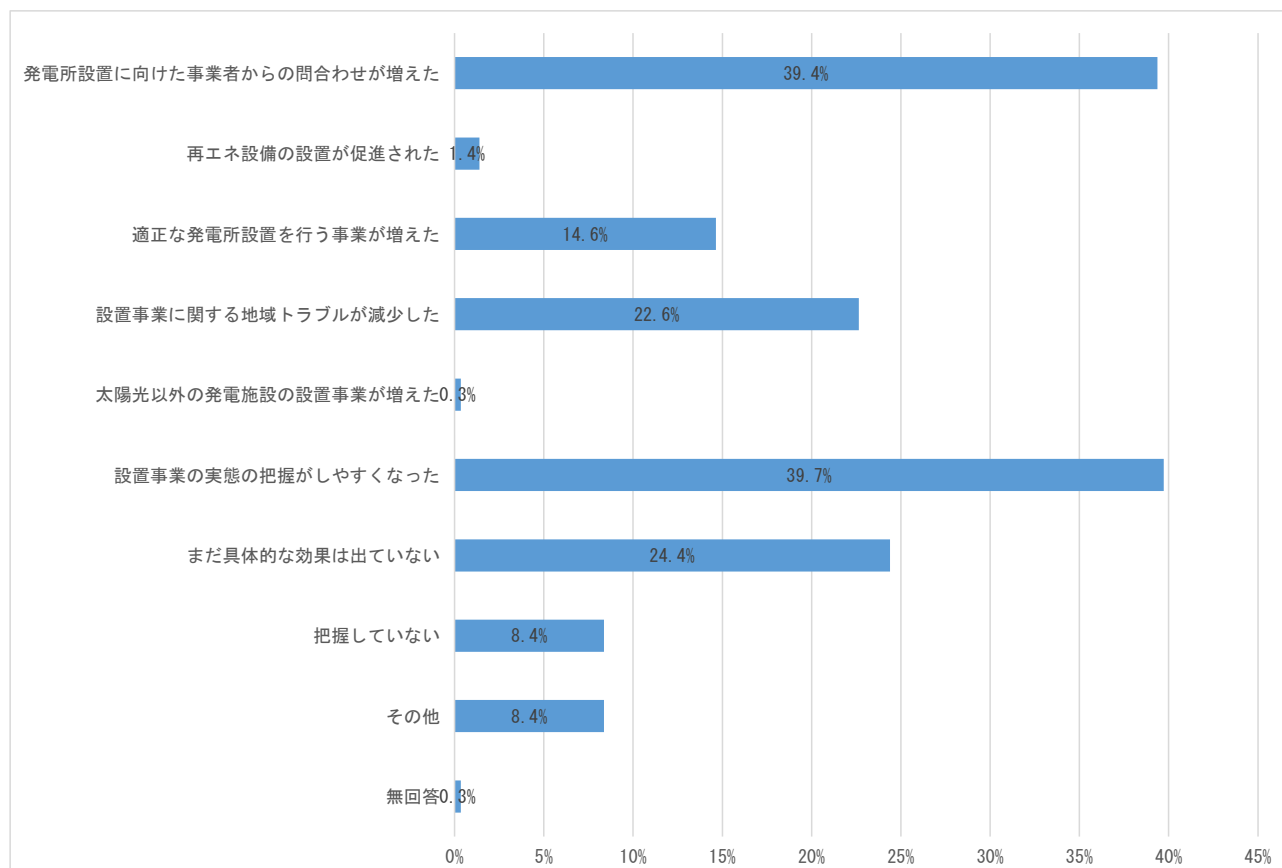


(6) 再エネ規制条例の制定の効果

再エネ規制条例の制定の効果を尋ねたところ、「設置事業の実態の把握がしやすくなった」が39.7%で最も多く、「発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた」が39.4%と続いた。

表 2-66 再エネ規制条例の制定の効果（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた	113件	39.4%	39.5%
2	再エネ設備の設置が促進された	4件	1.4%	1.4%
3	適正な発電所設置を行う事業が増えた	42件	14.6%	14.7%
4	設置事業に関する地域トラブルが減少した	65件	22.6%	22.7%
5	太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた	1件	0.3%	0.3%
6	設置事業の実態の把握がしやすくなった	114件	39.7%	39.9%
7	まだ具体的な効果は出ていない	70件	24.4%	24.5%
8	把握していない	24件	8.4%	8.4%
9	その他	24件	8.4%	8.4%
10	無回答	1件	0.3%	-
	n (%ベース)	287件	-	286件



2.3.4 新たに制定された再エネ規制条例について

制定済みの「再エネ条例等」のうち、2023年1月1日以降に施行された、または同日以降に施行が予定されている「再エネ規制条例」に限定して集計を行ったところ、結果は以下の通りであった。なお、2023年1月1日以降に施行された再エネ規制条例（以下「新たな再エネ規制条例」）は45件であった。

都道府県別の新たな再エネ規制条例の制定数としては、宮城県が7件で最も多く、埼玉県が6件と続いた。

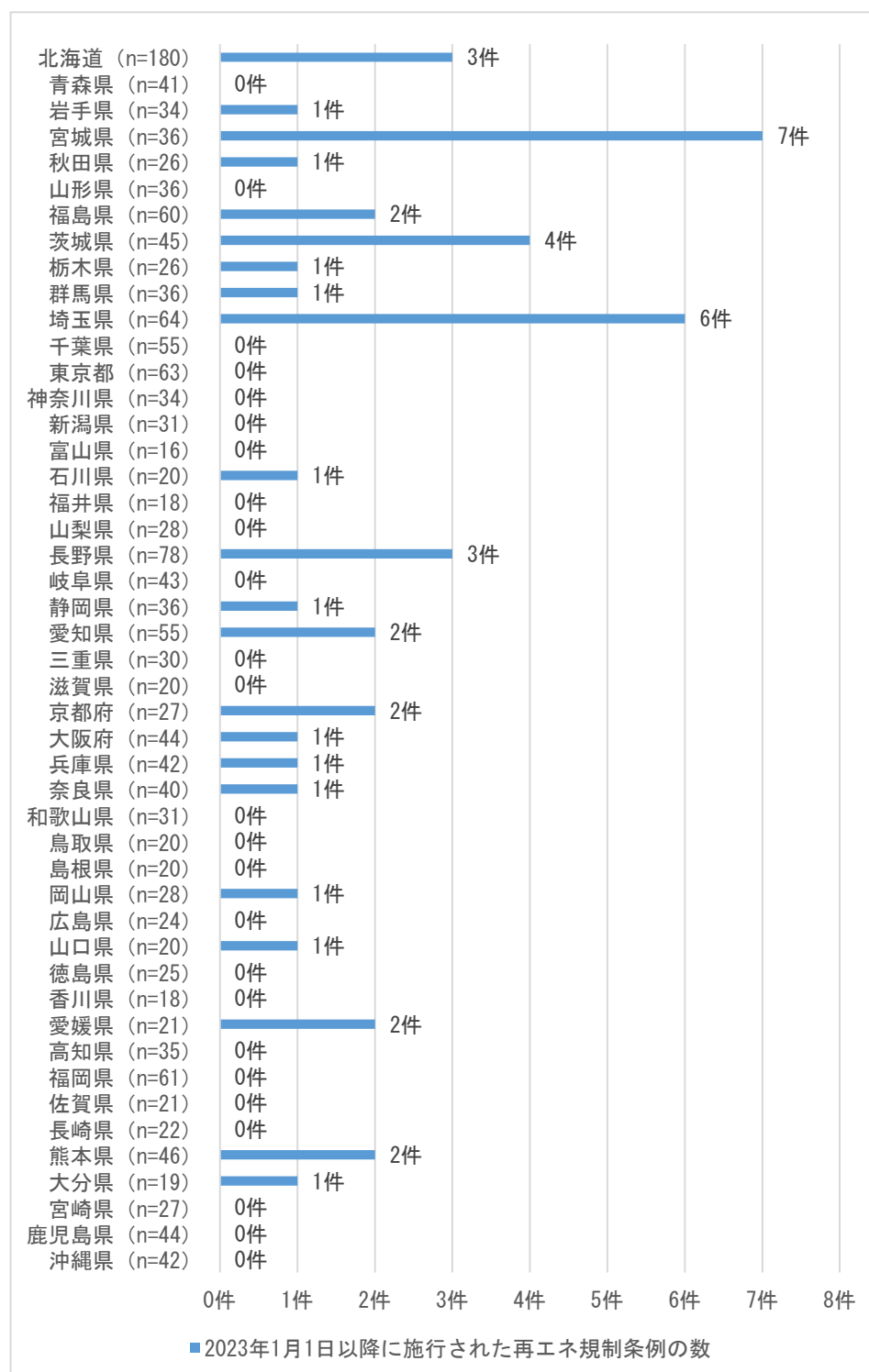


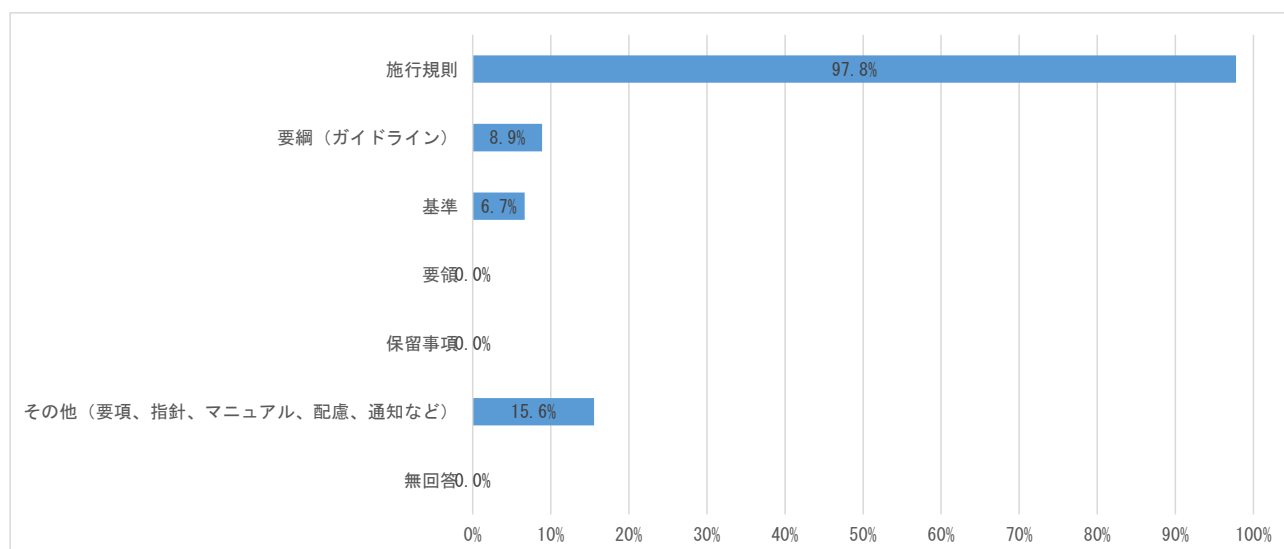
図2-2 2023年1月1日以降に施行された再エネ規制条例の数（都道府県別）

(1) 新たな再エネ規制条例に紐づけられている規則等

新たな再エネ規制条例に紐づけられている規則等としては、「施行規則」が97.8%で最も多く、「その他（要項、指針、マニュアル、配慮、通知など）」が15.6%、「要綱（ガイドライン）」が8.9%、「基準」が6.7%と続いた。

表2-67 新たな再エネ規制条例に紐づけられている規則等(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	施行規則	44件	97.8%	97.8%
2	要綱(ガイドライン)	4件	8.9%	8.9%
3	基準	3件	6.7%	6.7%
4	要領	0件	0.0%	0.0%
5	保留事項	0件	0.0%	0.0%
6	その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)	7件	15.6%	15.6%
7	無回答	0件	0.0%	-
	n(%ベース)	45件	-	45件

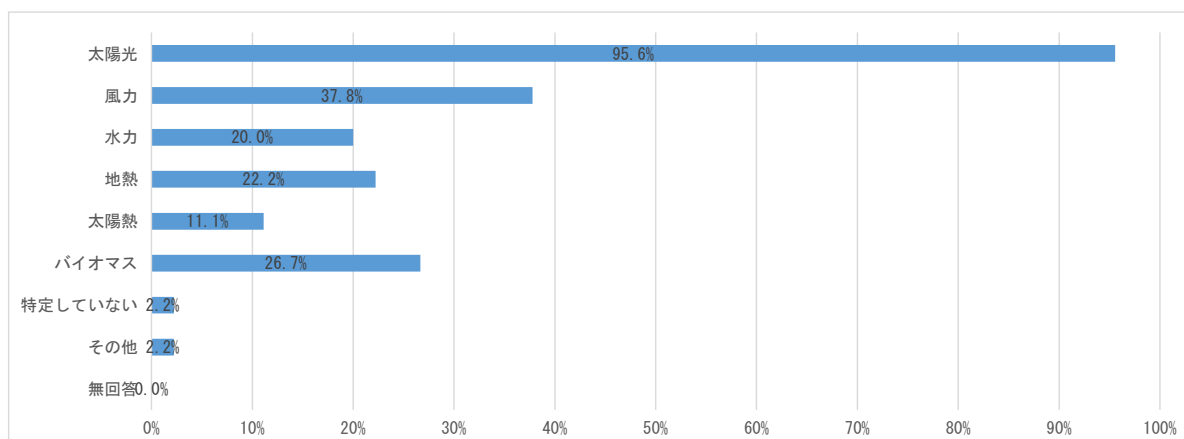


(2) 新たな再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類

新たな再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類としては、「太陽光」が95.6%で最も多く、「風力」が37.8%、「バイオマス」が26.7%、「地熱」が22.2%、「水力」が20.0%と続いた。

表2-68 新たな再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	太陽光	43件	95.6%	95.6%
2	風力	17件	37.8%	37.8%
3	水力	9件	20.0%	20.0%
4	地熱	10件	22.2%	22.2%
5	太陽熱	5件	11.1%	11.1%
6	バイオマス	12件	26.7%	26.7%
7	特定していない	1件	2.2%	2.2%
8	その他	1件	2.2%	2.2%
9	無回答	0件	0.0%	-
	n(%ベース)	45件	-	45件

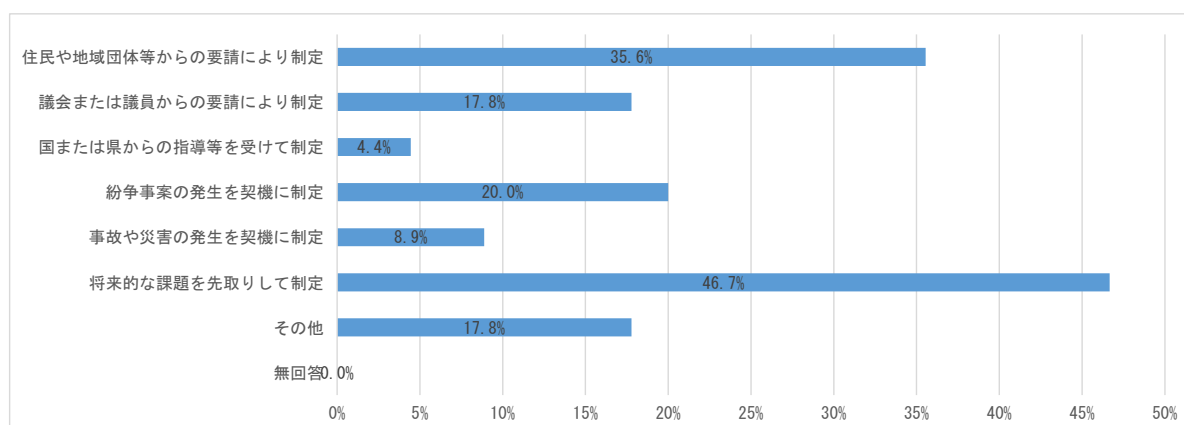


(3) 新たな再エネ規制条例の制定の経緯

新たな再エネ規制条例の制定の経緯としては、「将来的な課題を先取りして制定」が46.7%で最も多く、「住民や地域団体等からの要請により制定」が35.6%、「紛争事案の発生を契機に制定」が20.0%と続いた。

表2-69 新たな再エネ規制条例の制定の経緯（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域団体等からの要請により制定	16件	35.6%	35.6%
2	議会または議員からの要請により制定	8件	17.8%	17.8%
3	国または県からの指導等を受けて制定	2件	4.4%	4.4%
4	紛争事案の発生を契機に制定	9件	20.0%	20.0%
5	事故や災害の発生を契機に制定	4件	8.9%	8.9%
6	将来的な課題を先取りして制定	21件	46.7%	46.7%
7	その他	8件	17.8%	17.8%
8	無回答	0件	0.0%	-
n (%ベース)		45件	-	45件

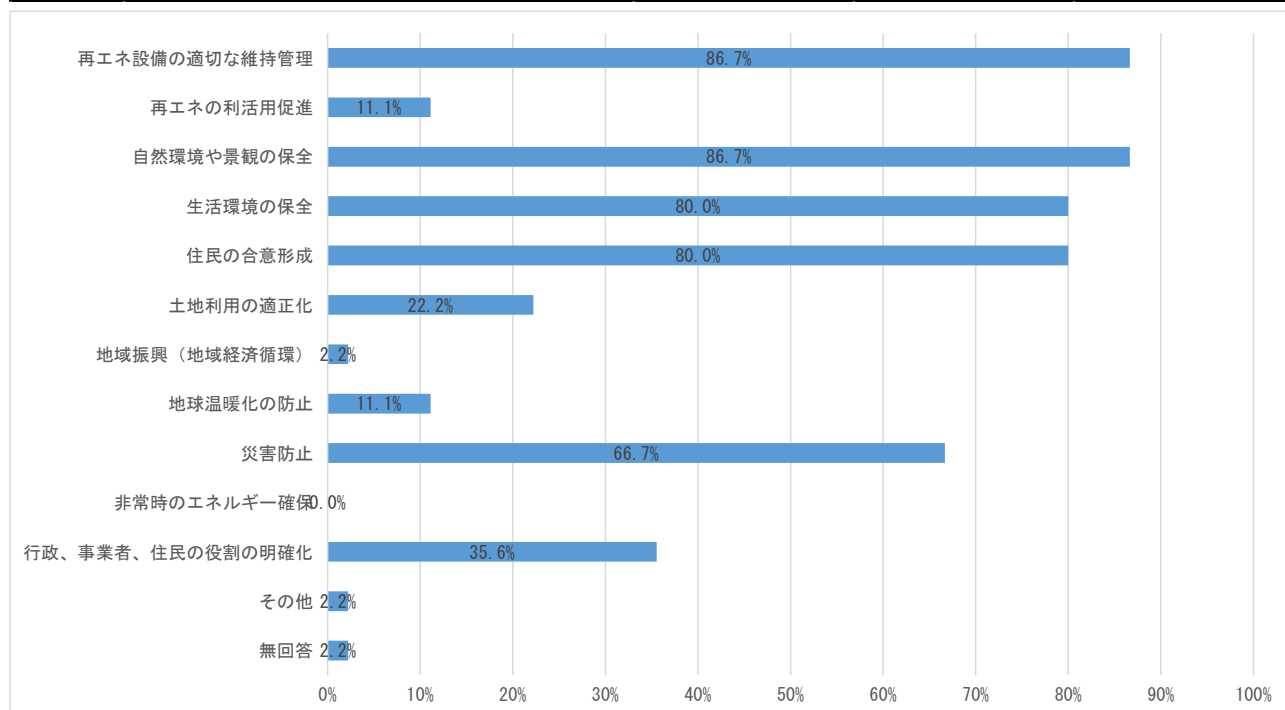


(4) 新たな再エネ規制条例の制定目的

新たな再エネ規制条例の制定目的としては、「再エネ設備の適切な維持管理」「自然環境や景観の保全」が同率86.7%で最も多く、「生活環境の保全」「住民の合意形成」が同率で80.0%、「災害防止」が66.7%と続いた。

表2-70 新たな再エネ規制条例の制定目的（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ設備の適切な維持管理	39件	86.7%	88.6%
2	再エネの利活用促進	5件	11.1%	11.4%
3	自然環境や景観の保全	39件	86.7%	88.6%
4	生活環境の保全	36件	80.0%	81.8%
5	住民の合意形成	36件	80.0%	81.8%
6	土地利用の適正化	10件	22.2%	22.7%
7	地域振興(地域経済循環)	1件	2.2%	2.3%
8	地球温暖化の防止	5件	11.1%	11.4%
9	災害防止	30件	66.7%	68.2%
10	非常時のエネルギー確保	0件	0.0%	0.0%
11	行政、事業者、住民の役割の明確化	16件	35.6%	36.4%
12	その他	1件	2.2%	2.3%
13	無回答	1件	2.2%	-
	n(%ベース)	45件	-	44件



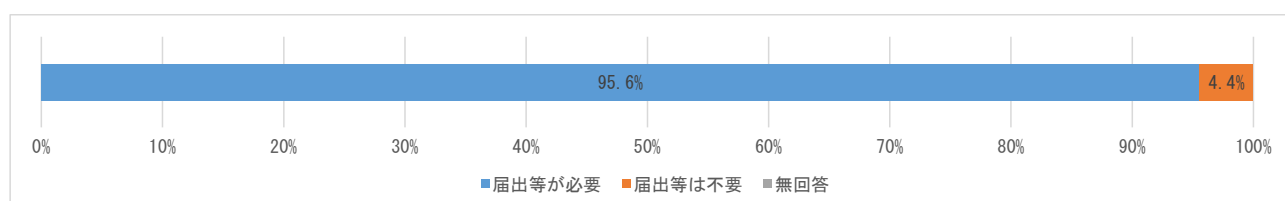
(5) 新たな再エネ規制条例の内容構成

① 届出又は申請の要否

届出等の要否については、「届出等が必要」が95.6%を占め、「届出等は不要」は4.4%であった。

表2-71 新たな再エネ規制条例における届出又は申請の要否(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	届出等が必要	43件	95.6%	95.6%
2	届出等は不要	2件	4.4%	4.4%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n(%ベース)	45件	-	45件

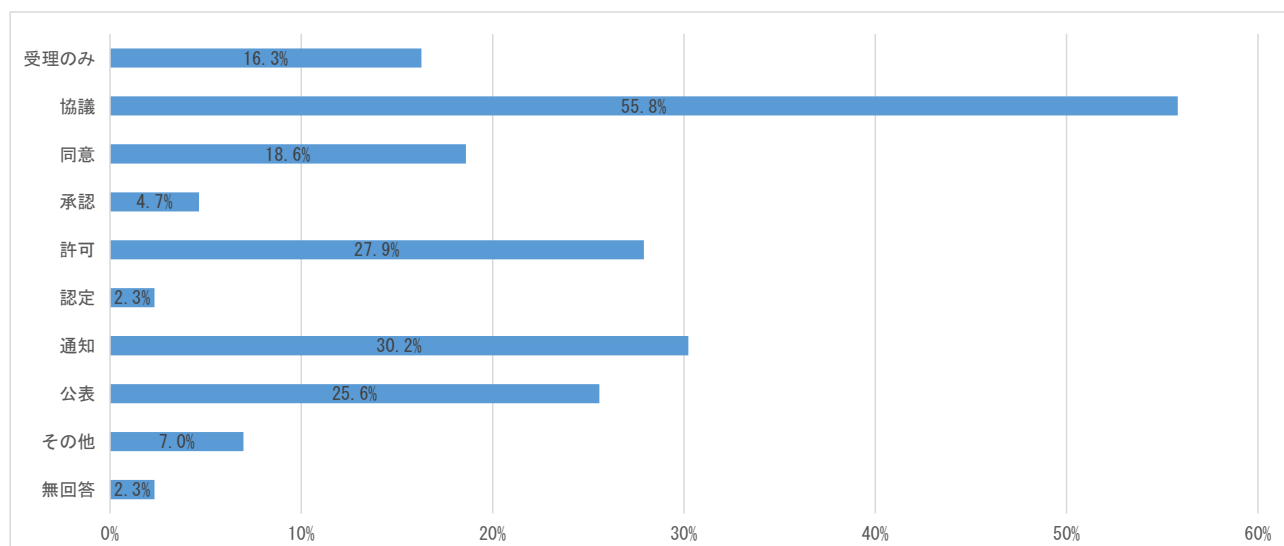


② 届出等に対する対応の種別

届出等に対する対応の種別としては、「協議」が55.8%で最も多く、「通知」が30.2%、「許可」が27.9%、「公表」が25.6%と続いた。

表2-72 新たな再エネ規制条例における届出等に対する対応の種別（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	受理のみ	7件	16.3%	16.7%
2	協議	24件	55.8%	57.1%
3	同意	8件	18.6%	19.0%
4	承認	2件	4.7%	4.8%
5	許可	12件	27.9%	28.6%
6	認定	1件	2.3%	2.4%
7	通知	13件	30.2%	31.0%
8	公表	11件	25.6%	26.2%
9	その他	3件	7.0%	7.1%
10	無回答	1件	2.3%	-
	n (%ベース)	43件	-	42件



③ 規制エリアの設定状況

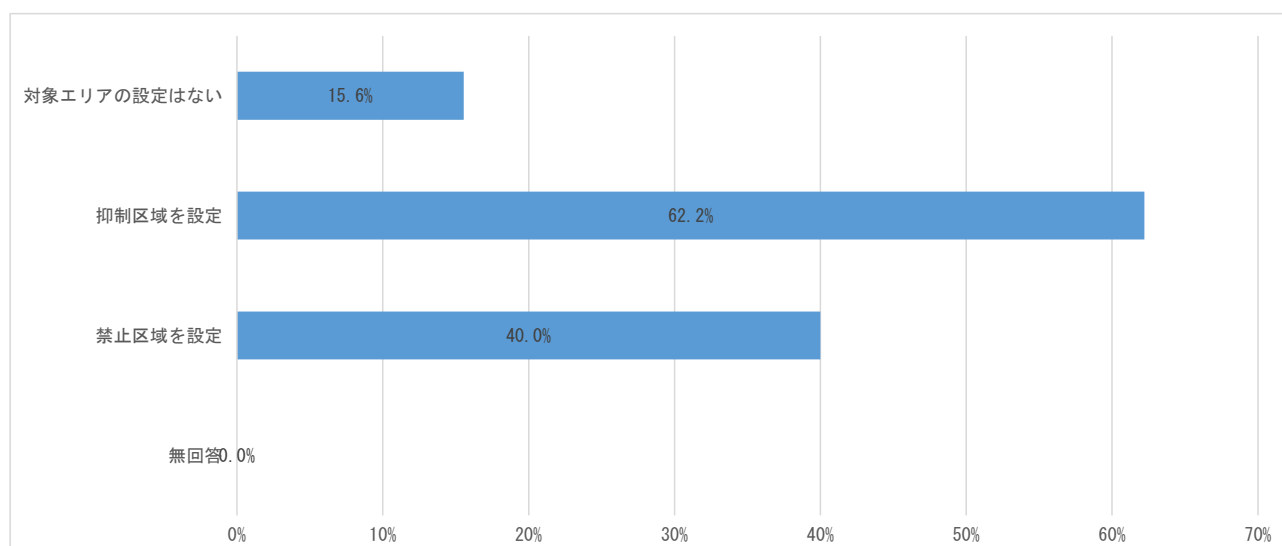
再エネ設備の設置にあたり規制を設けているエリアの設定状況としては、「抑制区域を設定」が62.2%、「禁止区域を設定」が40.0%であった。

なお、抑制区域、禁止区域の定義は次の通りである。

- ・ 抑制区域：事業を行わないように協力を求めることができる区域
- ・ 禁止区域：土砂災害の発生するおそれが特に高いとして、事業の実施を禁止する区域

表2-73 新たな再エネ規制条例における規制エリアの設定状況（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	対象エリアの設定はない	7件	15.6%	15.6%
2	抑制区域を設定	28件	62.2%	62.2%
3	禁止区域を設定	18件	40.0%	40.0%
4	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件

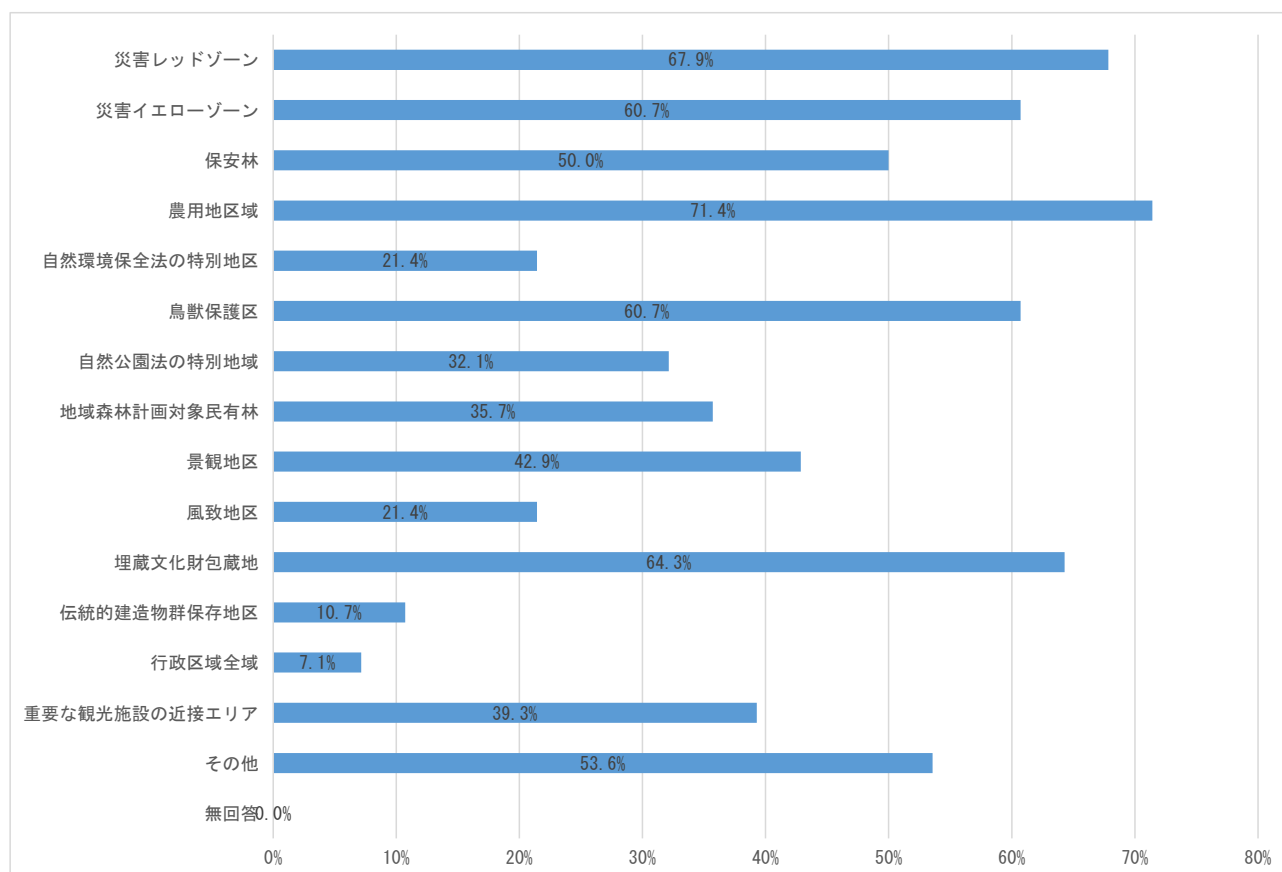


④ 抑制区域の内容

設定している抑制区域の内容を尋ねたところ、「農用地区域」が71.4%で最も多く、「災害レッドゾーン」が67.9%。「埋蔵文化財包蔵地」が64.3%と続いた。

表2-74 新たな再エネ規制条例における抑制区域の内容（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	19件	67.9%	67.9%
2	災害イエローゾーン	17件	60.7%	60.7%
3	保安林	14件	50.0%	50.0%
4	農用地区域	20件	71.4%	71.4%
5	自然環境保全法の特別地区	6件	21.4%	21.4%
6	鳥獣保護区	17件	60.7%	60.7%
7	自然公園法の特別地域	9件	32.1%	32.1%
8	地域森林計画対象民有林	10件	35.7%	35.7%
9	景観地区	12件	42.9%	42.9%
10	風致地区	6件	21.4%	21.4%
11	埋蔵文化財包蔵地	18件	64.3%	64.3%
12	伝統的建造物群保存地区	3件	10.7%	10.7%
13	行政区域全域	2件	7.1%	7.1%
14	重要な観光施設の近接エリア	11件	39.3%	39.3%
15	その他	15件	53.6%	53.6%
16	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	28件	-	28件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域)

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域)

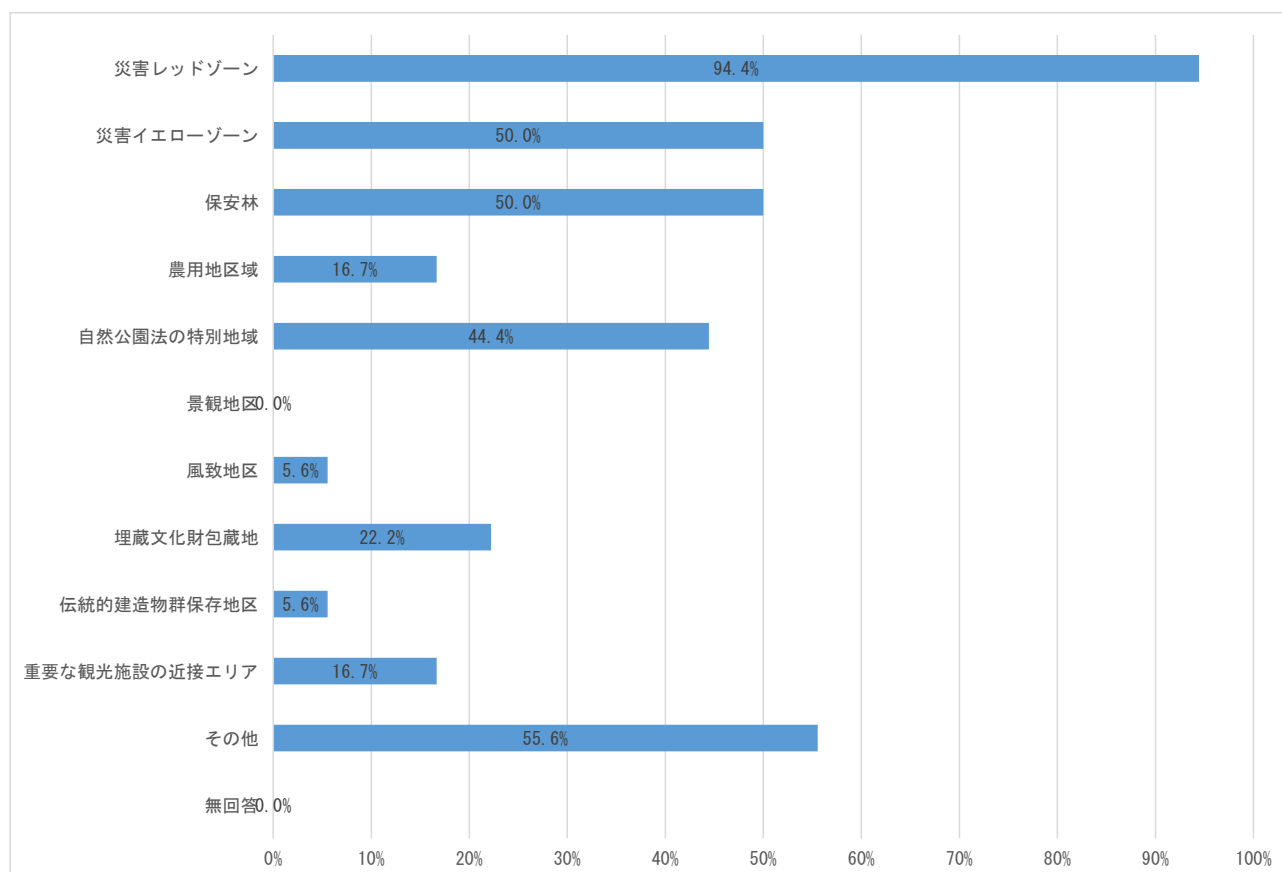
※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺)

⑤ 禁止区域の内容

設定している禁止区域の内容を尋ねたところ、「災害レッドゾーン」が94.4%で最も多く、「災害イエローゾーン」「保安林」が同率で50.0%と続いた。

表2-75 新たな再エネ規制条例における禁止区域の内容（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	17件	94.4%	94.4%
2	災害イエローゾーン	9件	50.0%	50.0%
3	保安林	9件	50.0%	50.0%
4	農用地区域	3件	16.7%	16.7%
5	自然公園法の特別地域	8件	44.4%	44.4%
6	景観地区	0件	0.0%	0.0%
7	風致地区	1件	5.6%	5.6%
8	埋蔵文化財包蔵地	4件	22.2%	22.2%
9	伝統的建造物群保存地区	1件	5.6%	5.6%
10	重要な観光施設の近接エリア	3件	16.7%	16.7%
11	その他	10件	55.6%	55.6%
12	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	18件	-	18件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域)

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域)

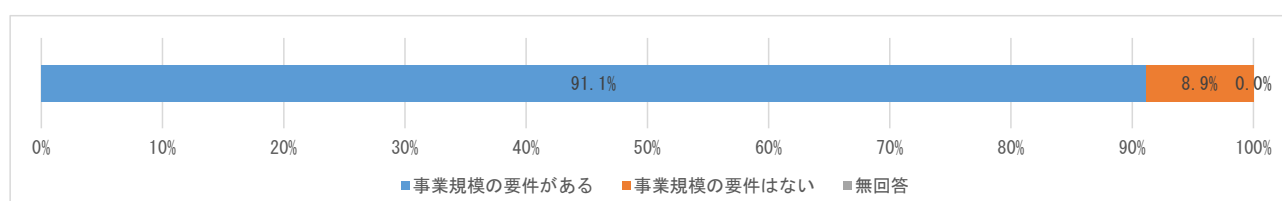
※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺)

⑥ 事業規模に関する要件の有無

事業規模に関する要件の有無については、「事業規模の要件がある」が91.1%を占め、「事業規模の要件はない」が8.9%であった。

表2-76 新たな再エネ規制条例における事業規模に関する要件の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	事業規模の要件がある	41件	91.1%	91.1%
2	事業規模の要件はない	4件	8.9%	8.9%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件



⑦ 事業規模に関する要件の内容

「事業規模の要件がある」場合、その内容を尋ねたところ、以下の通りであった。

1) 対象とする野立て発電設備やその他の発電設備の要件

野立て設備の出力(下限)の要件は、設定している新たな再エネ規制条例が少ない状況ではあるが、「10kW以上 50kW未満」が73.5%を占め、「50kW以上 250kW未満」が23.5%、「1,000kW以上」が2.9%であった。

野立て設備の出力(上限)の設定している新たな再エネ規制条例は1件のみであり、「50kW以上 250kW未満」であった。

野立て設備の敷地面積(下限)の要件は、設定している新たな再エネ規制条例が少ない状況であるが、「1,000㎡以上 5,000㎡未満」が55.6%、「500㎡以上 1,000㎡未満」22.2%、「500㎡未満」「5,000㎡以上」が同率で11.1%であった。

野立て設備の高さ(下限)の要件を設定している新たな再エネ規制条例は2件のみであり、「10m未満」「13m以上 20m未満」がそれぞれ1件ずつであった。

表2-77 新たな再エネ規制条例における野立て設備の出力(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	0件	0.0%
2	10kW以上 50kW未満	25件	73.5%
3	50kW以上 250kW未満	8件	23.5%
4	250kW以上 1,000kW未満	0件	0.0%
5	1,000kW以上	1件	2.9%
	n (%ベース)	34件	—

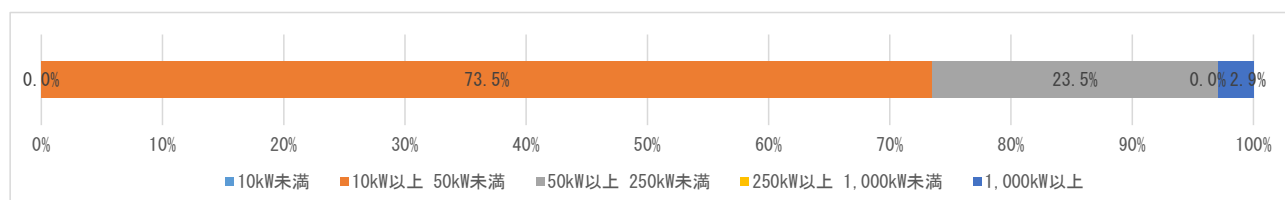


表2-78 新たな再エネ規制条例における野立て設備の出力(上限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	0件	0.0%
2	10kW以上 50kW未満	0件	0.0%
3	50kW以上 250kW未満	1件	100.0%
4	250kW以上 1,000kW未満	0件	0.0%
5	1,000kW以上	0件	0.0%
	n (%ベース)	1件	—

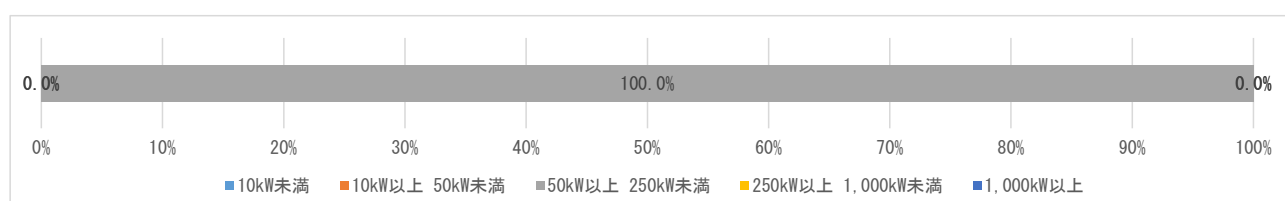


表2-79 新たな再エネ規制条例における野立て設備の敷地面積(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	500㎡未満	1件	11.1%
2	500㎡以上 1,000㎡未満	2件	22.2%
3	1,000㎡以上 5,000㎡未満	5件	55.6%
4	5,000㎡以上	1件	11.1%
	n (%ベース)	9件	-

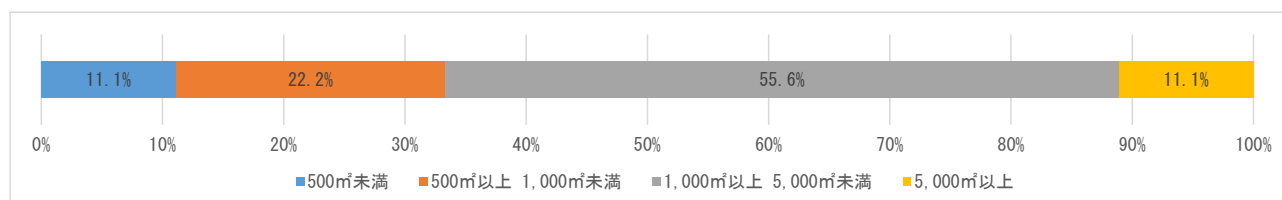
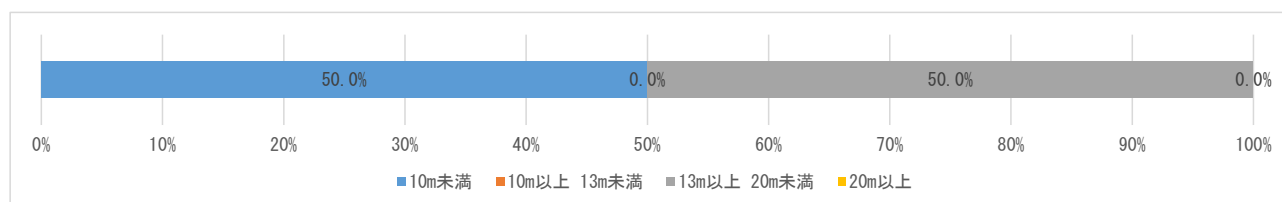


表2-80 新たな再エネ規制条例における野立て設備の高さ(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10m未満	1件	50.0%
2	10m以上 13m未満	0件	0.0%
3	13m以上 20m未満	1件	50.0%
4	20m以上	0件	0.0%
	n (%ベース)	2件	-



2) 対象とする屋根置き発電設備やその他の発電設備の要件

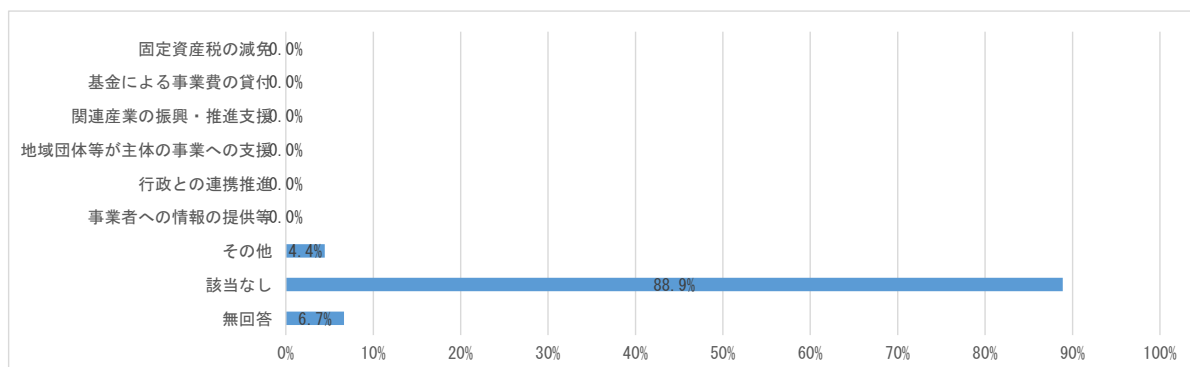
屋根置き発電設備やその他の発電設備の要件を設定している新たな再エネ規制条例はなかった。

⑧ 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容

再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容としては、「該当なし」が88.9%で最も多かった。

表2-81 新たな再エネ規制条例における再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容
(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	固定資産税の減免	0件	0.0%	0.0%
2	基金による事業費の貸付	0件	0.0%	0.0%
3	関連産業の振興・推進支援	0件	0.0%	0.0%
4	地域団体等が主体の事業への支援	0件	0.0%	0.0%
5	行政との連携推進	0件	0.0%	0.0%
6	事業者への情報の提供等	0件	0.0%	0.0%
7	その他	2件	4.4%	4.8%
8	該当なし	40件	88.9%	95.2%
9	無回答	3件	6.7%	-
	n (%ベース)	45件	-	42件

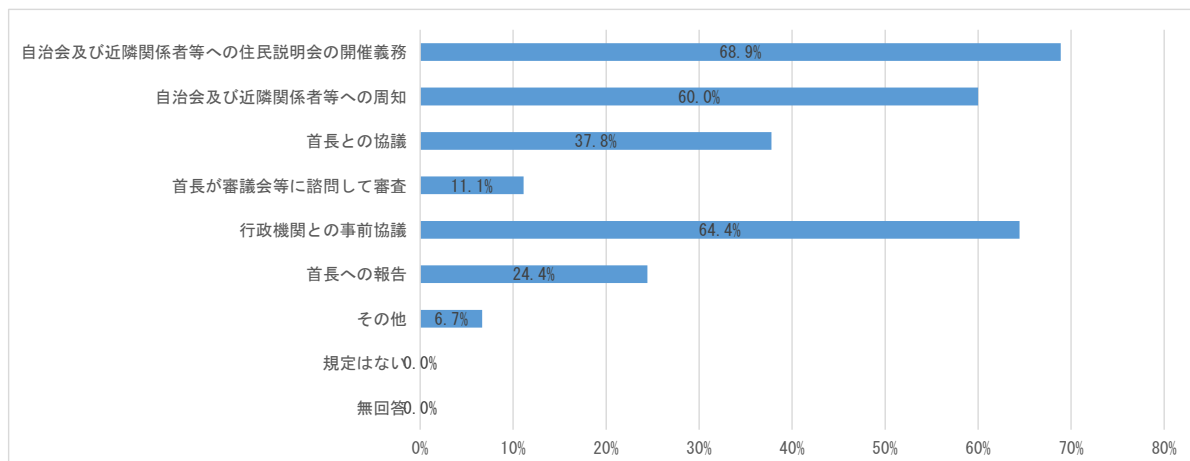


⑨ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容

手続きにおける合意形成に関する規定の内容としては、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務」が68.9%で最も多く、「行政機関との事前協議」が64.4%、「自治会及び近隣関係者等への周知」が60.0%、「首長との協議」が37.8%と続いた。

表 2-82 新たな再エネ規制条例における手続きにおける合意形成に関する規定の内容（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	31件	68.9%	68.9%
2	自治会及び近隣関係者等への周知	27件	60.0%	60.0%
3	首長との協議	17件	37.8%	37.8%
4	首長が審議会等に諮問して審査	5件	11.1%	11.1%
5	行政機関との事前協議	29件	64.4%	64.4%
6	首長への報告	11件	24.4%	24.4%
7	その他	3件	6.7%	6.7%
8	規定はない	0件	0.0%	0.0%
9	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件

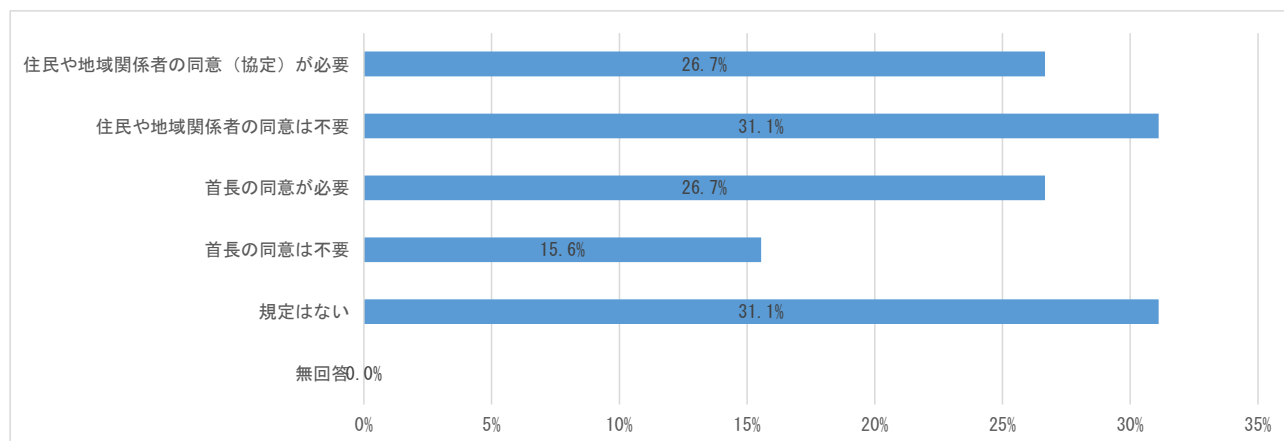


⑩ 再エネ設備の設置に関する同意に係る規定の内容

設置に関する同意に係る規定の内容としては、「規定はない」「住民や地域関係者の同意は不要」が同率 31.1%で最も多く、「住民や地域関係者の同意（協定）が必要」「首長の同意が必要」が同率 26.7%で続いた。

表 2-83 新たな再エネ規制条例における設置に関する同意に係る規定の内容（複数回答）

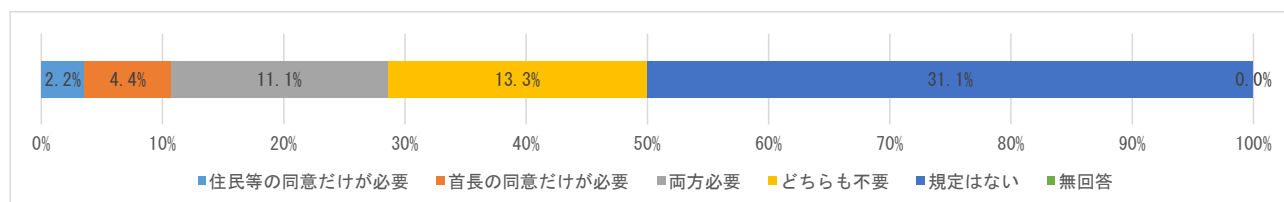
No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域関係者の同意（協定）が必要	12件	26.7%	26.7%
2	住民や地域関係者の同意は不要	14件	31.1%	31.1%
3	首長の同意が必要	12件	26.7%	26.7%
4	首長の同意は不要	7件	15.6%	15.6%
5	規定はない	14件	31.1%	31.1%
6	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件



上記の結果を元に、同意パターン4つに分けクロス集計をした結果、「住民等の同意だけが必要」が 2.2%、「首長の同意だけが必要」が 4.4%、「両方必要」が 11.1%、「どちらも不要」は 13.3%となっている。

表 2-84 新たな再エネ規制条例における設置に関する同意に係る規定の内容（クロス集計）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民等の同意だけが必要	1件	2.2%	2.2%
2	首長の同意だけが必要	2件	4.4%	4.4%
3	両方必要	5件	11.1%	11.1%
4	どちらも不要	6件	13.3%	13.3%
5	規定はない	14件	31.1%	31.1%
6	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件

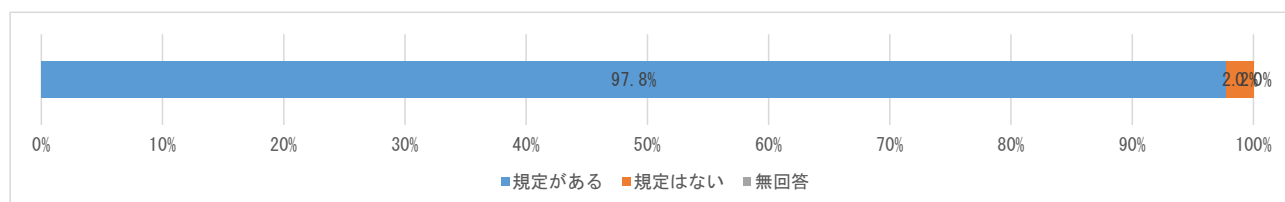


⑪ 指導や助言等の規定の有無

指導や助言等の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は97.8%で、「規定はない」が2.2%であった。

表2-85 新たな再エネ規制条例における指導や助言等の規定の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	44件	97.8%	97.8%
2	規定はない	1件	2.2%	2.2%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件

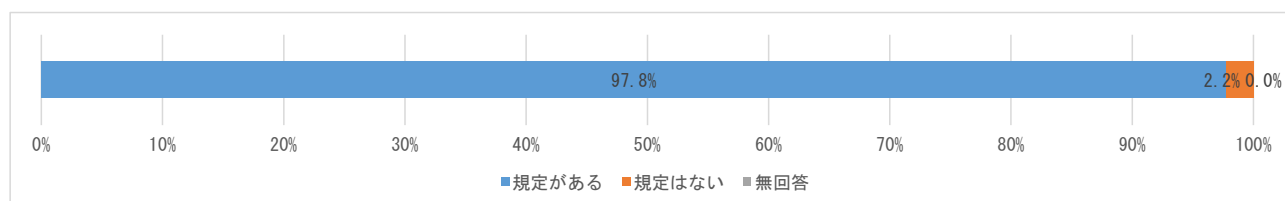


⑫ 勧告、命令の規定の有無

勧告、命令の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は97.8%で、「規定はない」が2.2%であった。

表2-86 新たな再エネ規制条例における勧告、命令の規定の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	44件	97.8%	97.8%
2	規定はない	1件	2.2%	2.2%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件

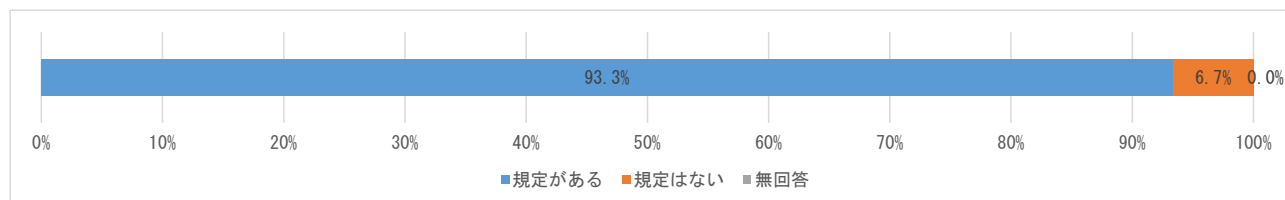


⑬ 報告徴収に関する規定の有無

報告徴収に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は93.3%で、「規定はない」が6.7%であった。

表2-87 新たな再エネ規制条例における報告徴収に関する規定の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	42件	93.3%	93.3%
2	規定はない	3件	6.7%	6.7%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件

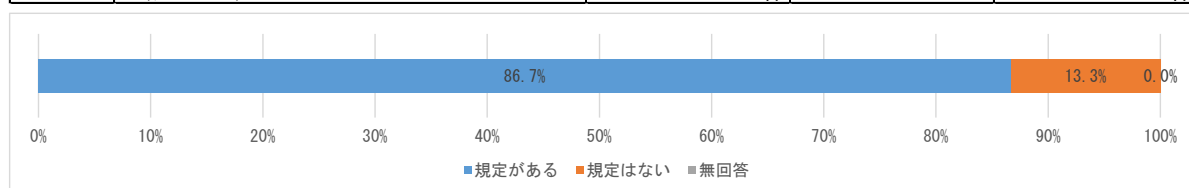


⑭ 立入調査に関する規定の有無

立入調査に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は 86.7%で、「規定はない」が 13.3%であった。

表 2-88 新たな再エネ規制条例における立入調査に関する規定の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	39件	86.7%	86.7%
2	規定はない	6件	13.3%	13.3%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件

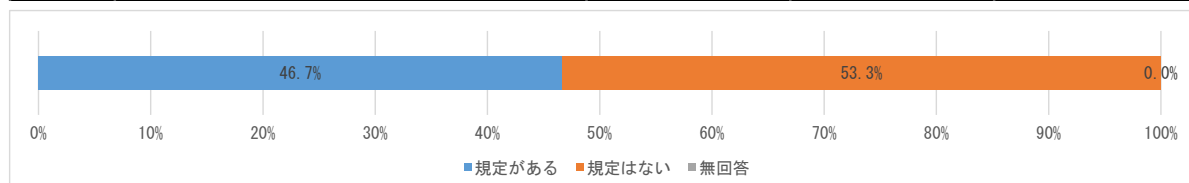


⑮ 罰則に関する規定の有無

罰則に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は 46.7%で、「規定はない」が 53.3%であった。

表 2-89 新たな再エネ規制条例における罰則に関する規定の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	21件	46.7%	46.7%
2	規定はない	24件	53.3%	53.3%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件

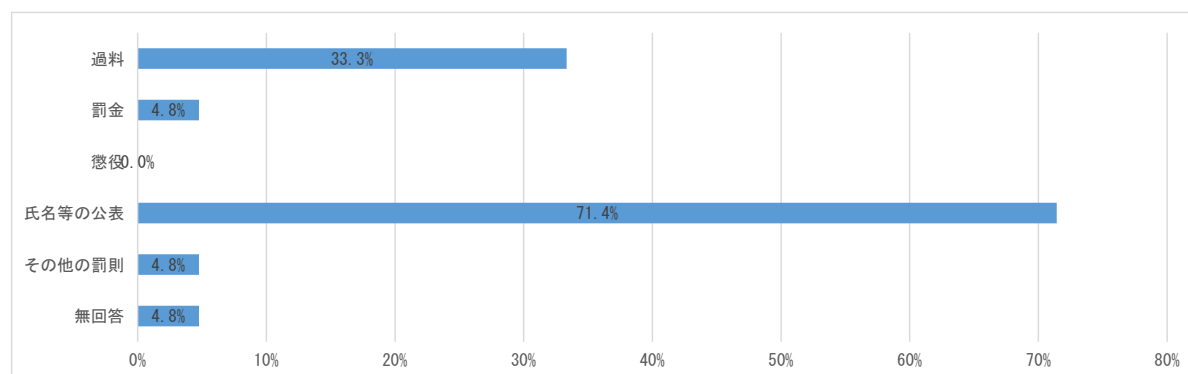


⑯ 罰則の内容

罰則がある場合の内容としては、「氏名等の公表」が 71.4%で最も多く、「過料」が 33.3%と続いた。

表2-90 新たな再エネ規制条例における罰則の内容(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	過料	7件	33.3%	35.0%
2	罰金	1件	4.8%	5.0%
3	懲役	0件	0.0%	0.0%
4	氏名等の公表	15件	71.4%	75.0%
5	その他の罰則	1件	4.8%	5.0%
6	無回答	1件	4.8%	-
	n (%ベース)	21件	-	20件

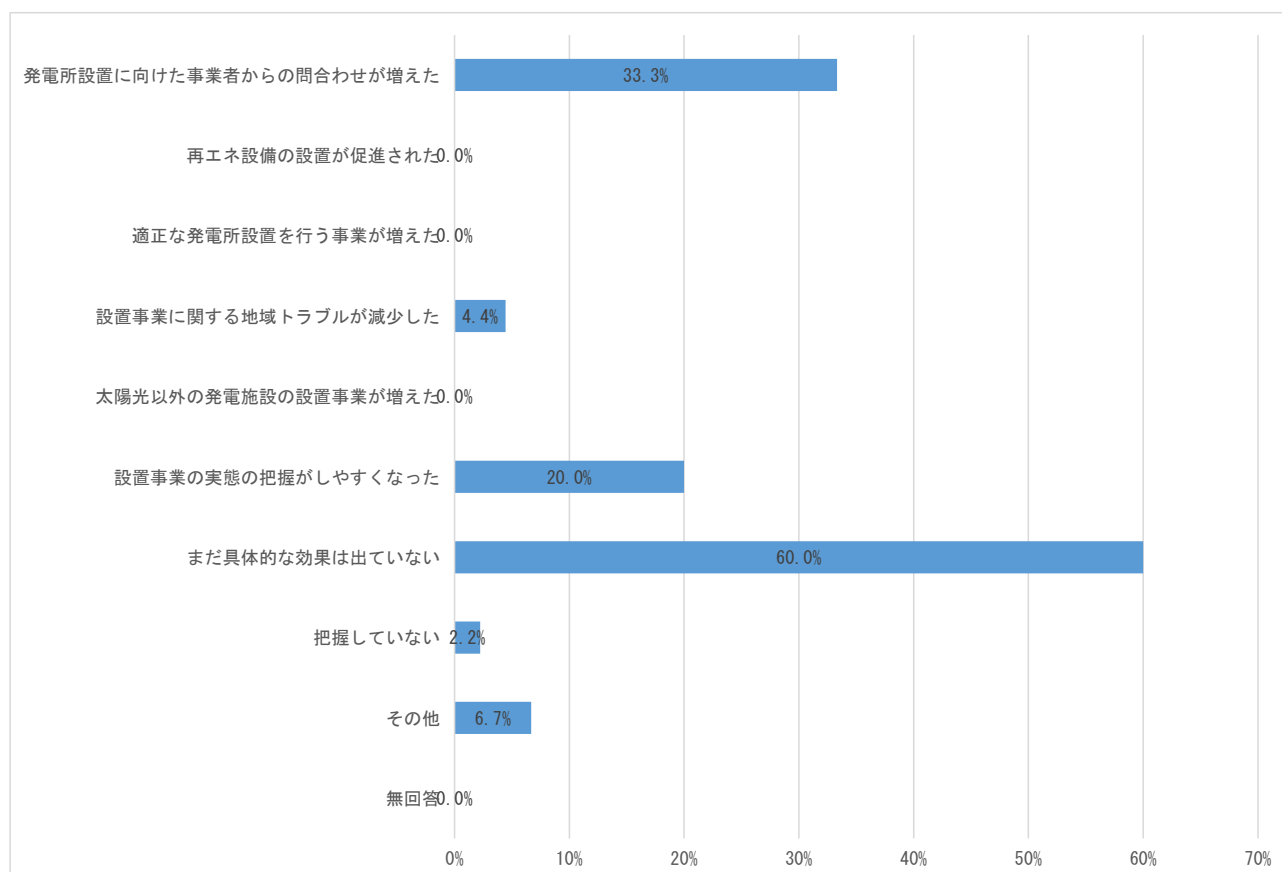


(6) 新たな再エネ規制条例の制定の効果

新たな再エネ規制条例の制定の効果を尋ねたところ、「まだ具体的な効果は出ていない」が60.0%で最も多く、「発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた」が33.3%と続いた。

表2-91 新たな再エネ規制条例の制定の効果(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた	15件	33.3%	33.3%
2	再エネ設備の設置が促進された	0件	0.0%	0.0%
3	適正な発電所設置を行う事業が増えた	0件	0.0%	0.0%
4	設置事業に関する地域トラブルが減少した	2件	4.4%	4.4%
5	太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた	0件	0.0%	0.0%
6	設置事業の実態の把握がしやすくなった	9件	20.0%	20.0%
7	まだ具体的な効果は出ていない	27件	60.0%	60.0%
8	把握していない	1件	2.2%	2.2%
9	その他	3件	6.7%	6.7%
10	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	45件	-	45件



2.3.5 再エネ条例等の制定を予定するに至った経緯、及び制定にあたっての課題や意見等

「現状、再エネ条例等はないが、今後制定を予定している」自治体に対し、検討に至った経緯、制定するにあたっての主な論点、参考となった他の自治体の条例や参考となった情報、その他要望や意見等を尋ねたところ、主な回答は以下の通りであった。

表 2-92 再エネ条例等の制定を予定するに至った経緯

領域	再エネ条例等の制定を予定するに至った経緯（主な回答）
地域住民等からの要請	● 地域住民から条例化を求める声が上がった ● 地元議員より条例の策定を要望されたため ● 有識者等により組織される検討会で条例等を制定する必要性が上がった
再エネ発電に係る地域トラブルの発生	● 山林で大規模な太陽光発電の開発があり問題になったため ● 近年、太陽光発電施設の設置に伴い、事業者と地域住民とのコミュニケーション不足等のトラブルが増加傾向にあるため ● 町内で太陽光発電やバイオマス発電の設備で管理不全やトラブルが多数報告されており、今後も同様のトラブル等が想定されるため

将来的なリスクへ 備える必要性を認識	● 現状再エネ設備導入等による苦情はないが、将来的にこれらの設備が増加するに伴い、苦情等が発生すると思われるため ● 脱炭素化促進事業の推進により太陽光発電施設の設置拡大が見込まれる中で、今後、自然環境や生活環境への影響が懸念されるため
再エネの推進を目指して	● 国が目標とする2050年カーボンニュートラルを市として達成するため
近隣自治体における 再エネ条例等の制定	● 近隣自治体が制定に動き始めたため

表2-93 再エネ条例等の制定にあたっての課題や要望・意見等

領域	再エネ条例等の制定にあたっての課題や要望・意見等（主な回答）
規制と推進のバランス	● 再エネの導入を推進するにあたりどのような程度の規制を整備するかが課題 ● 脱炭素に向けて有効ではあるが、温暖化の影響と思われる想定を超える大雨による土砂災害や地域住民トラブルなどを防ぐことも重要である ● 太陽光発電が積極的に導入されることと同時に、太陽光発電設備が市民の安全安心な生活環境等を損なうことのないよう、適正に設置や維持管理がされることが重要と考える
財産権との兼ね合い	● 規制にあたっては財産権との兼ね合いもあるため、議論に時間を要する可能性が高い
他の自治体の条例	● 条例やガイドラインなどの策定済み自治体の一覧を確認できるサイト等があると今後の対応において参考になる
住民説明会に係る事例	● 事業者が住民説明会を開催する際の対象範囲に関して参考となるような他の事例等を示してほしい

2.3.6 再エネ条例等を制定する予定がない理由

「現状、再エネ条例等はなく、制定する予定もない」自治体に対し、現在、再エネ条例等がなく、制定する予定もない理由を尋ねたところ、主な回答は以下の通りであった。

表2-94 再エネ条例等を制定する予定がない理由

領域	再エネ条例等を制定する予定がない理由（主な回答）
他の規制等に基づいて対応	● 土地の適正利用にかかる一般的事項については、既存他法令等により、必要な規制が概ね為されていると考えられるため

	● 公害防止など、他の条例規則等の規制対象となるため ● 現行の自然保護条例等で制約を設けているため
トラブル等の発生なし	● 規制等を必要とする事案が発生していないため ● 現時点では地域でトラブルになるような事例がなく、自治体独自で認定基準を定める必要性が乏しいため
再エネ設備の設置予定なし	● 再エネ発電設備を設置する予定がないため
地方公共団体としての方針が未定	● 市としての方針が定まっていないため ● 本村にとって最適な再エネ発電事業のあり方が未だ分かっていないため
人員・ノウハウの不足	● 担当部署が設置されておらず、再エネや脱炭素関連業務に十分に取組めていないため ● 再エネ条例等の知識が不足しているため

2.3.7 課題解決の方策や工夫した点等

再エネ発電設備の設置事業に関し、その適切な設置・運営等を担保するために実施した課題解決の方策や工夫した点等について尋ねたところ、主な回答は以下の通りであった。

表 2-95 課題解決の方策や工夫した点等

領域	課題解決の方策や工夫した点等（主な回答）
手続きの簡便化等	● 円滑な事務手続きに資する申請の手引を作成した ● 条例の構成や各種手続きに係る内容及び進捗状況等を確認しやすくするため、手続きフロー図を作成し事業者へ交付している
行政内での情報共有	● 県及び庁内部署との情報共有を行っている ● 県・市町連絡会議等を通じて再エネ設備の導入に係る地域ごとの課題等について情報共有を図っており、市町による地域の実情に応じた実効性のあるルールづくりを後押ししている
住民説明会の開催	● 住民の要望に応じて住民説明会に参加している ● 住民説明会のガイドラインを定め、その中で説明会実施状況報告書の提出を義務付けている ● 事業者による説明会の開催等を周知広報に協力している ● 事業者に対し慎重に合意形成を行うよう助言している
協議会の設置	● 地元、事業者、行政の三者で協議会を作り、お互いの顔が見える関係を構築したことで互いの不信感を払拭している ● 町におけるエネルギーの地産地消の有り方、仕組みづくりを検討

	するための協議会を設置し、民間事業者や関係機関・団体を含め施策の方向性について検討している
定期的なモニタリング	● 設備設置場所について定期的に見回りを行っている ● 毎年、発電状況の報告を受けている

2.3.8 再エネ設備の設置に係る苦情・トラブル事例について

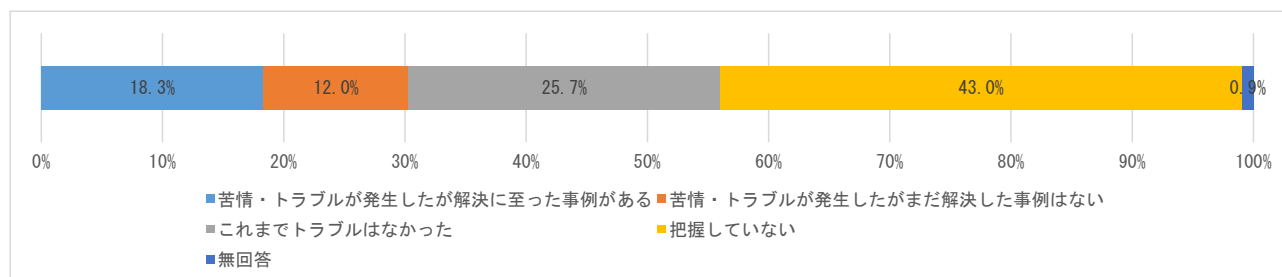
再エネ設備の設置に係る苦情・トラブル事例について尋ねたところ、結果は以下の通りであった。なお、一部、令和5年度調査において新設した設問を含むことから、本章では令和5年度調査で得られた1,587件のみを対象に集計を行った。

(1) 再エネ設備の設置をめぐる苦情・トラブル事例の有無

全自治体に再エネ設備の設置をめぐる苦情・トラブル事例の有無について尋ねたところ、「把握していない」が43.0%と最も多く、「これまでトラブルはなかった」が25.7%、「苦情・トラブルが発生したが解決に至った事例がある」が18.3%、「苦情・トラブルが発生したがまだ解決した事例はない」が12.0%であった。

表2-96 苦情・トラブル事例の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	苦情・トラブルが発生したが解決に至った事例がある	291件	18.3%	18.5%
2	苦情・トラブルが発生したがまだ解決した事例はない	190件	12.0%	12.1%
3	これまでトラブルはなかった	408件	25.7%	26.0%
4	把握していない	683件	43.0%	43.4%
5	無回答	15件	0.9%	-
	n (%ベース)	1587件	-	1572件

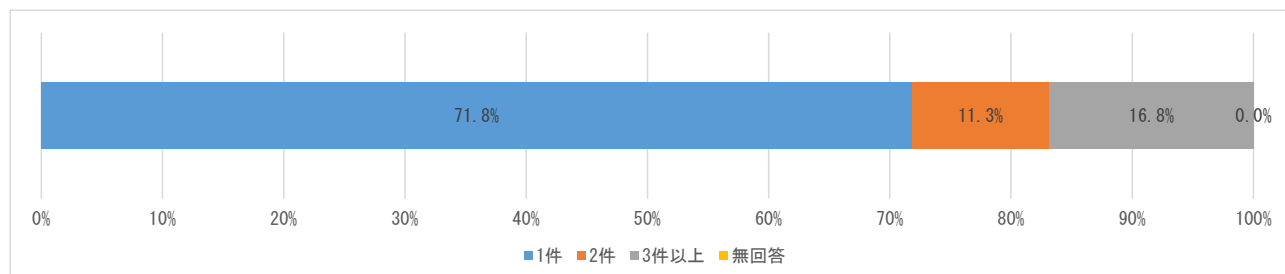


(2) 苦情・トラブル事例の件数

苦情・トラブル事例の件数としては、「1件」が71.8%で最も多く、「3件以上」が16.8%、「2件」が11.3%であった。

表2-97 苦情・トラブル事例の件数（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	1件	209件	71.8%	71.8%
2	2件	33件	11.3%	11.3%
3	3件以上	49件	16.8%	16.8%
4	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	291件	-	291件

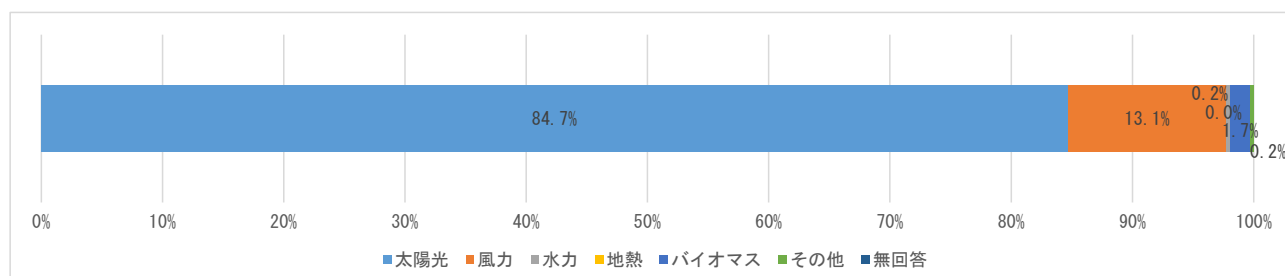


(3) 苦情・トラブル事例の電源種

苦情・トラブル事例の電源種としては、「太陽光」が84.7%で最も多く、「風力」が13.1%と続いた。

表2-98 苦情・トラブル事例の電源種（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	太陽光	342件	84.7%	84.7%
2	風力	53件	13.1%	13.1%
3	水力	1件	0.2%	0.2%
4	地熱	0件	0.0%	0.0%
5	バイオマス	7件	1.7%	1.7%
6	その他	1件	0.2%	0.2%
7	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	404件	-	404件

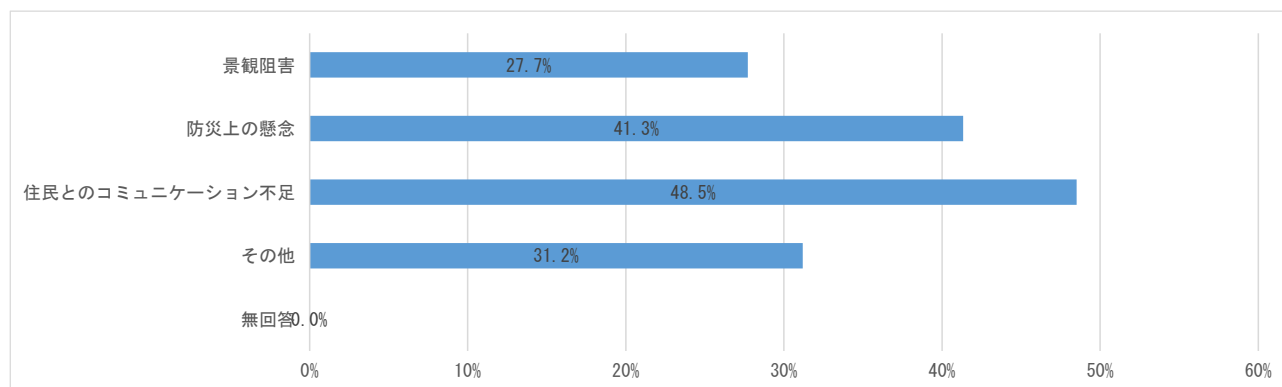


(4) 苦情・トラブル事例の原因

苦情・トラブル事例の原因としては、「住民とのコミュニケーション不足」が48.5%で最も多く、「防災上の懸念」が41.3%、「景観阻害」が27.7%と続いた。

表2-99 苦情・トラブル事例の原因（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	景観阻害	112件	27.7%	27.7%
2	防災上の懸念	167件	41.3%	41.3%
3	住民とのコミュニケーション不足	196件	48.5%	48.5%
4	その他	126件	31.2%	31.2%
5	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	404件	-	404件



(その他の回答例)

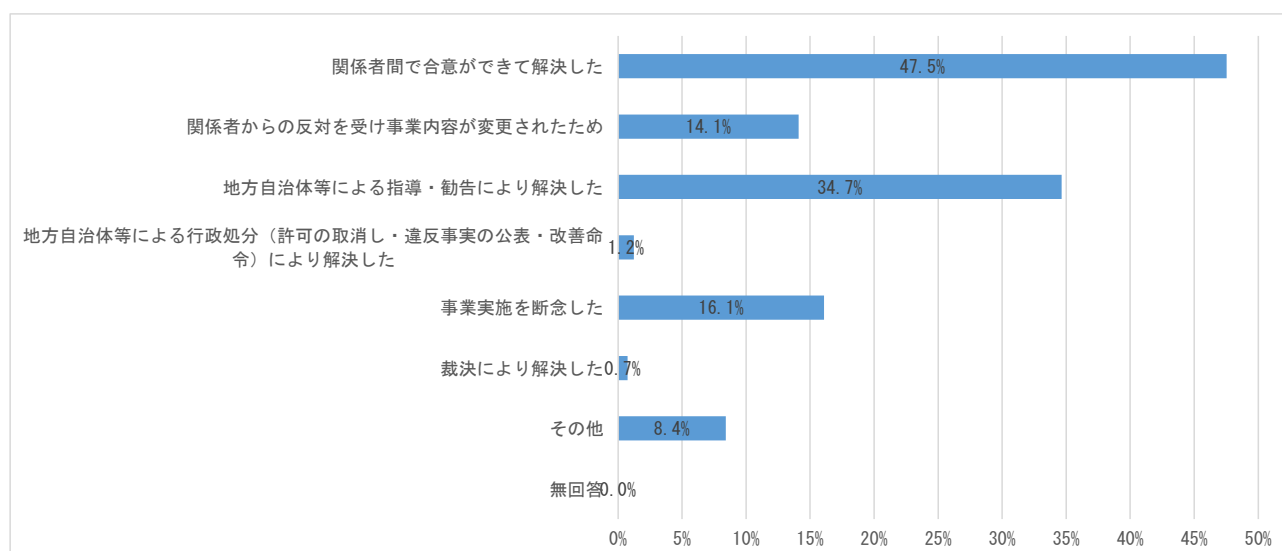
生態系への影響に係る懸念、低周波被害への懸念、反射光への苦情、雑草の繁茂、騒音への懸念、土壌汚染への懸念、臭気、雨水・土砂の流出

(5) 苦情・トラブルの解決に至った理由

苦情・トラブルの解決に至った理由としては、「関係者間で合意ができて解決した」が 47.5%で最も多く、「地方自治体等による指導・勧告により解決した」が 34.7%、「事業実施を断念した」が 16.1%と続いた。

表2-100 苦情・トラブルの解決に至った理由（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	関係者間で合意ができて解決した	192件	47.5%	47.5%
2	関係者からの反対を受け事業内容が変更されたため	57件	14.1%	14.1%
3	地方自治体等による指導・勧告により解決した	140件	34.7%	34.7%
4	地方自治体等による行政処分（許可の取消し・違反事実の公表・改善命令）により解決した	5件	1.2%	1.2%
5	事業実施を断念した	65件	16.1%	16.1%
6	裁決により解決した	3件	0.7%	0.7%
7	その他	34件	8.4%	8.4%
8	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	404件	-	404件



2.3.9 再エネ設備が上手く導入できた優良事例について

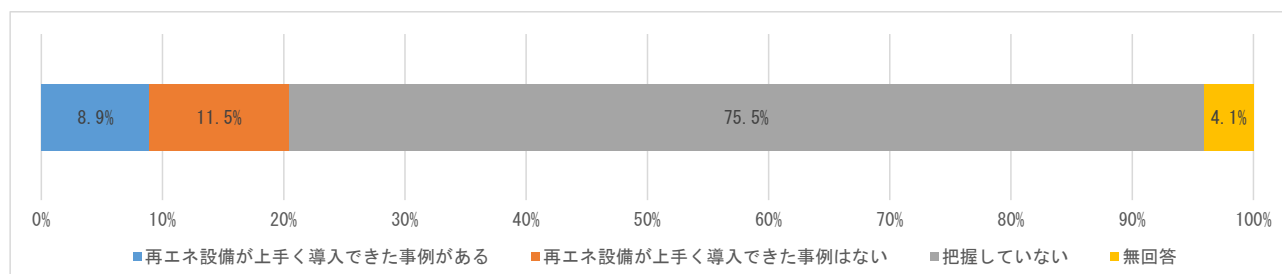
再エネ設備が上手く導入できた事例について尋ねたところ、結果は以下の通りであった。なお、本設問は令和5年度調査において新設した設問であることから、本章では令和5年度調査で得られた1,587件のみを対象に集計を行った。

(1) 再エネ設備が上手く導入できた事例の有無

全自治体に地域との共生の観点で再エネ設備が上手く導入できた事例の有無について尋ねたところ、「把握していない」が75.5%と最も多く、「再エネ設備が上手く導入できた事例はない」が11.5%、「再エネ設備が上手く導入できた事例がある」が8.9%であった。

表2-101 再エネ設備が上手く導入できた事例の有無（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ設備が上手く導入できた事例がある	142件	8.9%	9.3%
2	再エネ設備が上手く導入できた事例はない	182件	11.5%	12.0%
3	把握していない	1198件	75.5%	78.7%
4	無回答	65件	4.1%	-
	n (%ベース)	1587件	-	1522件

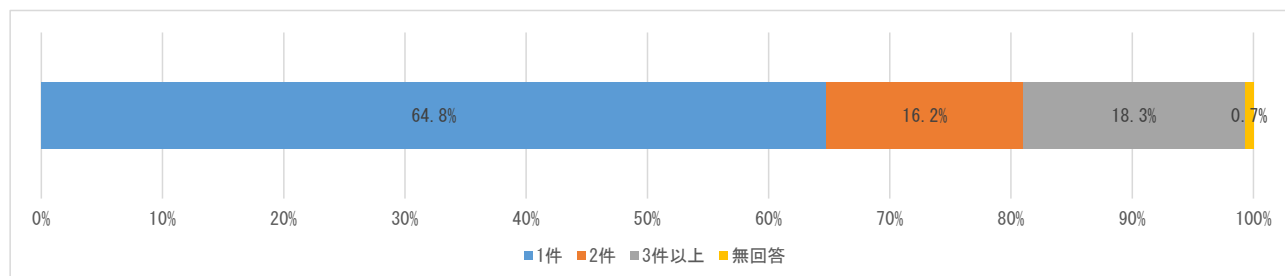


(2) 上手く導入できた事例の件数

再エネ設備が上手く導入できた事例の件数としては、「1件」が64.8%で最も多く、「3件以上」が18.3%、「2件」が16.2%と続いた。

表2-102 上手く導入できた事例の件数（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	1件	92件	64.8%	65.2%
2	2件	23件	16.2%	16.3%
3	3件以上	26件	18.3%	18.4%
4	無回答	1件	0.7%	-
	n (%ベース)	142件	-	141件

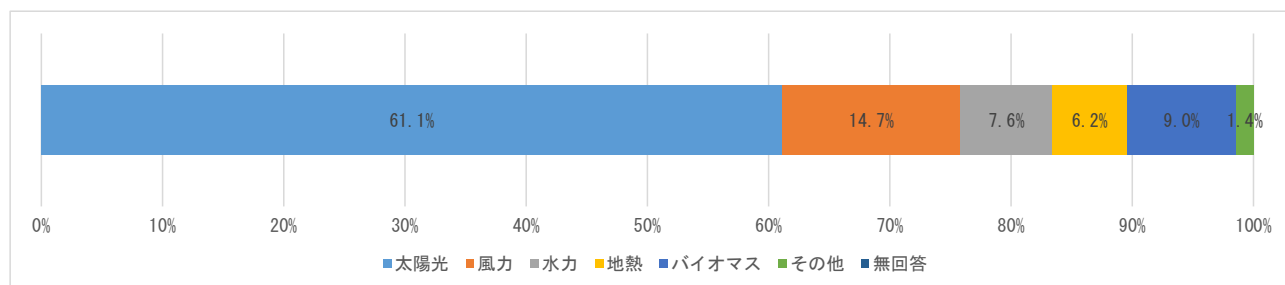


(3) 上手く導入できた事例の電源種

上手く導入できた事例の電源種としては、「太陽光」が61.1%で最も多く、「風力」が14.7%と続いた。

表2-103 上手く導入できた事例の電源種（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	太陽光	129件	61.1%	61.1%
2	風力	31件	14.7%	14.7%
3	水力	16件	7.6%	7.6%
4	地熱	13件	6.2%	6.2%
5	バイオマス	19件	9.0%	9.0%
6	その他	3件	1.4%	1.4%
7	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	211件	-	211件

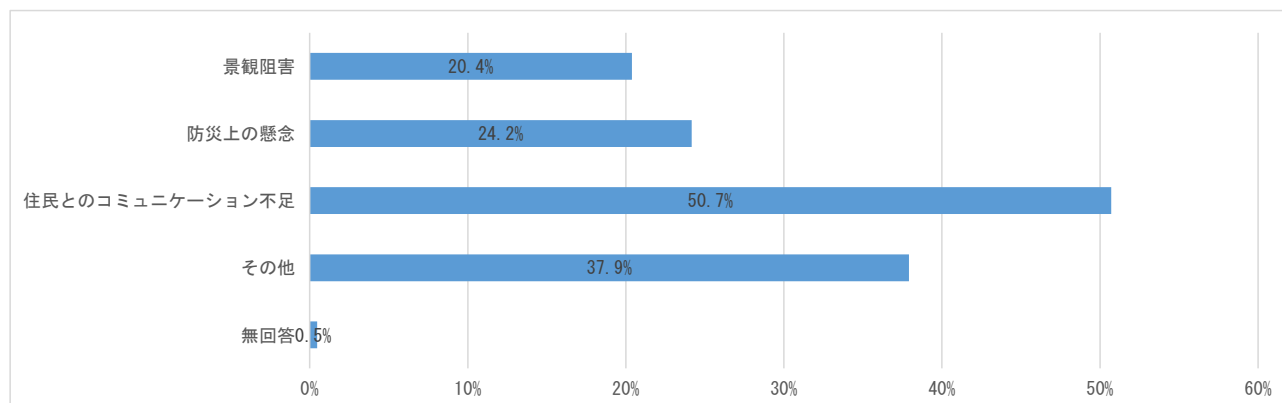


(4) 上手く導入するために解消したボトルネック

上手く導入するために解消したボトルネックとしては、「住民とのコミュニケーション不足」が50.7%で最も多く、「防災上の懸念」が24.2%、「景観阻害」が20.4%と続いた。

表2-104 上手く導入するために解消したボトルネック（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	景観阻害	43件	20.4%	20.5%
2	防災上の懸念	51件	24.2%	24.3%
3	住民とのコミュニケーション不足	107件	50.7%	51.0%
4	その他	80件	37.9%	38.1%
5	無回答	1件	0.5%	-
	n (%ベース)	211件	-	210件



(その他の回答例)

地域に貢献する取組の実施、財源の確保、トラブルが生じえない土地への設置、地元電力会社との連携

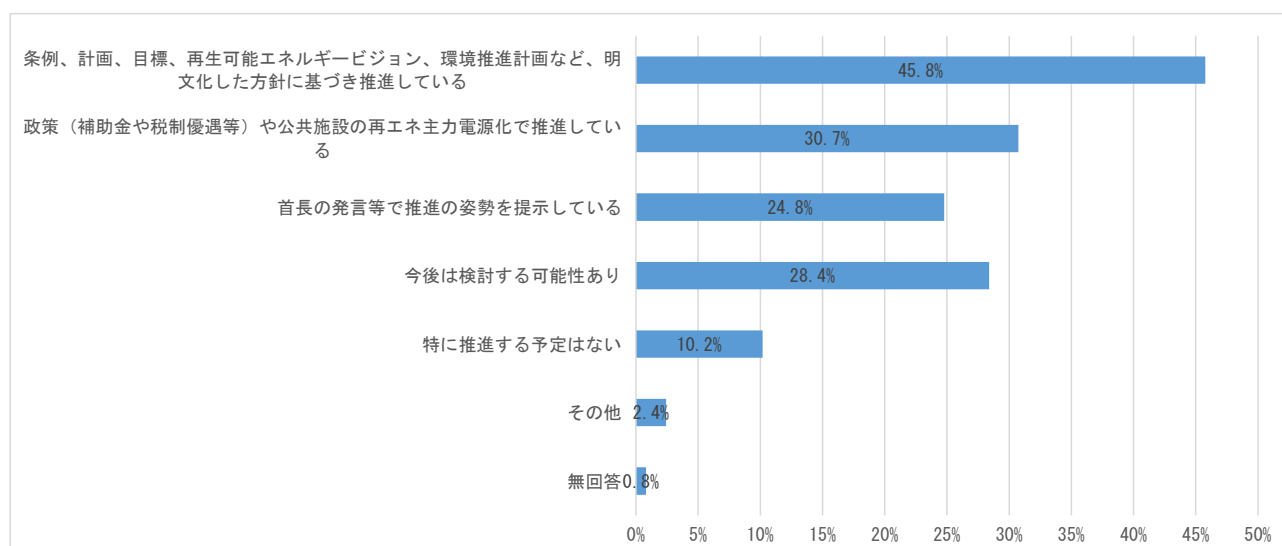
2.3.10 再生可能エネルギーの利活用推進について

(1) 再生可能エネルギーの利用推進状況

再生可能エネルギーの利活用推進状況としては、「条例、計画、目標、再生可能エネルギービジョン、環境推進計画など、明文化した方針に基づき推進している」が 45.8%で最も多く、「政策や公共施設の再エネ主力電源化で推進している」が 30.7%、「今後は検討する可能性あり」が 28.4%と続いた。

表 2-105 再生可能エネルギーの利用推進状況

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	条例、計画、目標、再生可能エネルギービジョン、環境推進計画など、明文化した方針に基づき推進している	737件	45.8%	46.1%
2	政策（補助金や税制優遇等）や公共施設の再エネ主力電源化で推進している	495件	30.7%	31.0%
3	首長の発言等で推進の姿勢を提示している	399件	24.8%	25.0%
4	今後は検討する可能性あり	457件	28.4%	28.6%
5	特に推進する予定はない	164件	10.2%	10.3%
6	その他	39件	2.4%	2.4%
7	無回答	13件	0.8%	-
	n (%ベース)	1610件	-	1597件

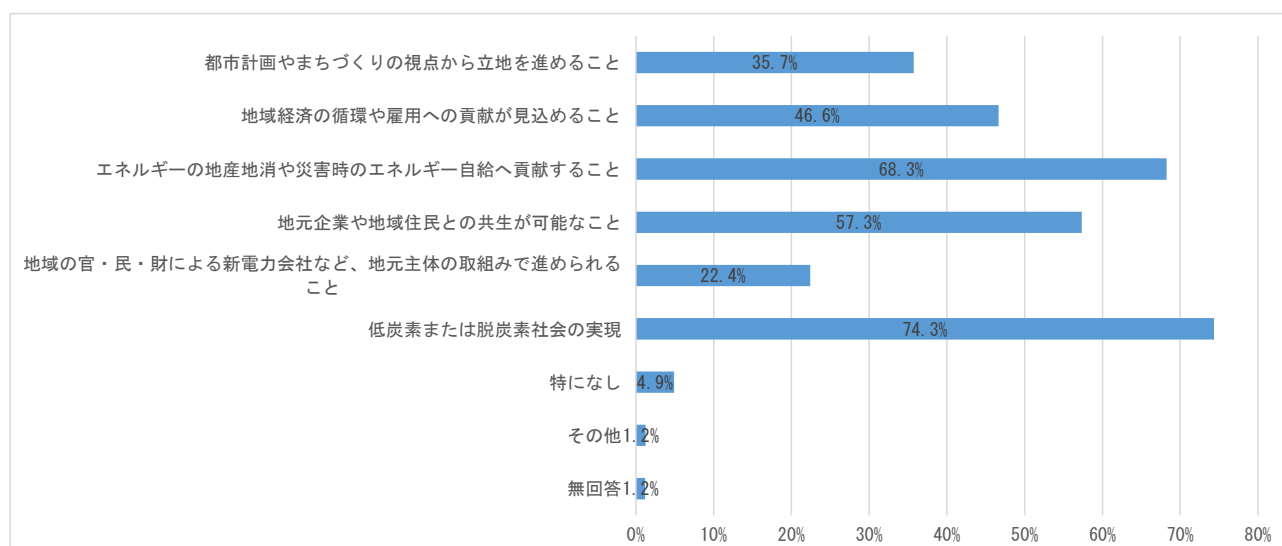


(2) 再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿

再生可能エネルギーの利活用推進の地域として望ましい姿としては、「低炭素または脱炭素社会の実現」が74.3%で最も多く、「エネルギーの地産地消や災害時のエネルギー自給へ貢献すること」が68.3%、「地元企業や地域住民との共生が可能なこと」が57.3%、「地域経済の循環や雇用への貢献が見込めること」が46.6%と続いた。

表2-106 再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	都市計画やまちづくりの視点から立地を進めること	575件	35.7%	36.1%
2	地域経済の循環や雇用への貢献が見込めること	751件	46.6%	47.2%
3	エネルギーの地産地消や災害時のエネルギー自給へ貢献すること	1099件	68.3%	69.1%
4	地元企業や地域住民との共生が可能なこと	923件	57.3%	58.0%
5	地域の官・民・財による新電力会社など、地元主体の取組みで進められること	361件	22.4%	22.7%
6	低炭素または脱炭素社会の実現	1197件	74.3%	75.2%
7	特になし	79件	4.9%	5.0%
8	その他	20件	1.2%	1.3%
9	無回答	19件	1.2%	-
	n (%ベース)	1610件	-	1591件



2.4 個別事例調査（特徴的な条例）

地域と共生した再エネ発電事業を推進すべく全国の地方公共団体が再エネ条例等を制定し運用するにあたって、既に制定されている再エネ条例等の中で特に参考となるような特徴的な条例の事例に関して詳細を把握するとともに、それらの共通項となる部分を体系的に整理することを目的に調査を実施した。

2.4.1 対象事例の選定について

全国の地方公共団体が参考にできるような地域との共生が図られている事例として、トラブルを防止する観点から有用である規定がされている条例、及び地域への裨益を見据えた規定がある条例を選定すべく、下表に示す5つのカテゴリを設定した。その上で、アンケート調査結果およびデスクトップリサーチに基づき各カテゴリごとに特徴的な規定等を有すると見られる条例を選定した。

表 2-107：特徴的な条例の選定に係るカテゴリー一覧

カテゴリ		概要
地域とのトラブル防止を見据えた条例	1. 多角的に厳格な規定を定めた結果、トラブル減少効果があった事例	● 当該条例の制定により、説明会の実施を通じた地域住民との合意形成が求められていること ● 当該条例により、発電設備の事業区域や規模に制限が設けられていること ● 当該条例により、必要に応じて罰則を行うことができる仕組みが整っていること ● 当該条例の制定により、適正な発電事業を推進する事業者が増え、地域トラブルが減少していること

	2. 罰則規定等に基づき行政処分を実施した事例	● 当該条例にもとづく行政処分の実績があること
	3. トラブル防止を見据えた他にはない条例	● 地域とのトラブル防止を見据え、当該条例が地域の実情をふまえた特徴的な規定を盛り込んでいること
地域への裨益を見据えた条例	4. 地域への裨益を規定する条例	● 当該条例により、発電事業を通じ地域へ副次的な利益をもたらすことが求められていること
	5. 地域への裨益を見据えた他にはない条例	● 地域への裨益を見据え、当該条例が地域の実情をふまえた特徴的な規定を盛り込んでいること

2.4.2 調査対象自治体一覧

上述の各カテゴリそれぞれに対してアンケート結果の回答詳細等に基づき本事業の趣旨に合致する特徴的な条例を抽出した結果、6事例が選定された。各事例の概要は下表2-108の通りである。

表2-108：調査対象自治体／条例一覧

カテゴリ		地方公共団体名	条例名	対象電源種	選定理由
多角的に厳格な規定を定めた結果 トラブル減少効果があった事例		A市	a条例	太陽光、風力	● 地域住民との合意形成を目的とした周辺関係者への説明の実施及び該当行政区（自治会）の同意取得、禁止区域・抑制区域、氏名等の公表を規定しているため ● 条例の制定によりトラブルが減少しているため
罰則規定等に基づき行政処分を実施した事例		B町	b条例	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス	● 勧告に従わない事業者に対する命令を規定しているため ● 上記の規定に則った行政処分の実績があるため
トラブル防止を見据えた他にはない条例	住民説明会の実施報告を規定している条例	C市	c条例	太陽光	● 住民説明会の実施報告のため、説明会実施状況報告書（出席者名簿、配布資料、議事録を添付）の提出を規定しているため ● 地域住民及び事業者の双方の意見を行政が把握すべく、自治体職員が住民説明会に参加しているため

	非 FIT/FIP 設備も対 象に含め ている条 例	D 町	d 条例	太陽光、風 力、バイオ マス	● 足元で増加傾向にある非 FIT/FIP 事業の 実態を把握するため、条例の適用対象に 非 FIT/FIP 事業も含めるよう規定してい るため
地域への裨益を規定す る条例		E 市	e 条例	再エネ全般	● 再エネ事業を推進すべく、市が「地域主導 型再生可能エネルギー事業」を認定の上、 必要な支援を提供することを規定してい るため
地域への裨益を見据え た他にはない条例		F 県	f 条例	太陽光、風 力、バイオ マス	● 一定の規模を超える森林を開発し再エネ 発電設備を設置した場合に発電出力に応 じて設備所有者に課税することを規定す る一方で、地域と共生した再エネ発電事 業として認められる場合は非課税とす ることを規定しているため

2.4.3 特徴的な条例等調査結果

調査対象となった6事例の詳細を把握すべく、各条例を施行する各自治体を対象に令和6年1月にヒアリングを実施し、当該時点における①条例制定の背景・経緯、②条例の内容・特徴、③条例の運用状況、④今後に向けた検討状況を中心に聴取した。聴取結果を踏まえ、他の自治体にとって参考となるような施策等（共通項）を整理したところ、（1）条例の規定内容及び（2）条例運用上の工夫の2カテゴリにおいて、合計7つの共通項が導出された。それぞれの共通項に関して実際に聴取できた具体的な取組み例は下表2-109の通りである。なお、各調査対象別のヒアリング結果については下表2-110以降の通りである。

（1）条例の規定内容について導出された共通項

＜再エネ事業規律の強化に資する施策等＞

1. 基礎的な規定を多面的に兼ね備えていること（説明会の開催、設置区域の制限、罰則など）
2. トラブル防止を見据えた工夫として、地域の実情等を考慮した規定を補完的に設けていること
3. 行政処分を可能とする規定を設けていること

＜再エネ事業の推進を見据えた施策等＞

4. 事業者に金銭的インセンティブを付与する仕組みを設けていること（税制優遇など）
5. 事業者に非金銭的インセンティブを付与する仕組みを設けていること（認証など）

（2）条例運用上の工夫について導出された共通項

6. 事業者に金銭的インセンティブを付与する仕組みを設けていること（税制優遇など）
7. 事業者に非金銭的インセンティブを付与する仕組みを設けていること（認証など）

表2-109：共通項に係る具体的な取組み例

共通項		具体的な取組み例
条例の規定内容 (どんな規定が望ましいか)	事業規律強化	1. 基礎的な規定を多面的に兼ね備えていること(説明会の開催、設置区域の制限、罰則など) ● 地域住民に対する事前説明会の実施、抑制区域や禁止区域、罰則を規定 ・ 地域住民との合意形成を目的とした周辺関係者への説明の実施及び該当行政区(自治会)の同意取得、禁止区域・抑制区域、氏名等の公表を規定(A市) ・ 近隣住民等に対する計画の説明、設置不可地域、事業者名等の公表を規定(B町) ・ 設置する区域の近隣住民等に対する説明会の実施、事業禁止区域(5種類)、氏名等の公表を規定(C市) ・ 地域住民等説明会の開催、事業抑制区域、違反事実等の公表を規定(D町) ・ 地域住民への説明、再エネ発電事業の導入を抑制または調整を必要とする区域、勧告に従わない場合の公表を規定(E市)
		2. トラブル防止を見据えた工夫として、地域の実情等を考慮した規定を補完的に設けていること ● 住民説明会の適切な履行を促す工夫の一つとして、事業者の対応等を明確かつ具体的に規定 ・ 条例の規定に加え、住民説明会に特化したガイドラインを策定(C市) ● 条例の実効性を確保するため、説明会開催報告関連書類の提出を規定 ・ 住民説明会の開催を確認するため、該当行政区説明会報告書、同意書写し、近隣住民等説明報告書、説明会資料の写し等の提出を規定(A市) ・ 住民説明会の実施報告を求めるため、説明会実施状況報告書(出席者名簿、配布資料、議事録を添付)の提出を規定(C市) ● 事業区域や対象等に関して地域の実情や特性を考慮して規定 ・ 地域の景観を守るため、重要文化的景観区域等を発電事業の禁止区域として規定(A市) ・ 民家に設置している防災無線の個別受信機の電波送受信に対する影響を防ぐとともに、風が強い地域であることから万一発電設備が飛散した場

運 例 条			合の被害を軽減するため、民家と発電設備間の距離を長めに規定（B 町） ・ 地域で盛んなこんぶ産業への影響を防ぐため、こんぶ干場を「建物」の定義として含めたうえで、各種規定を設定（B 町） ・ 足元で増加傾向にある非 FIT/FIP 事業の実態を把握するため、条例の適用対象に非 FIT/FIP 事業も含めるよう規定（D 町） ● 将来的なリスクに備え、廃棄に係る届出を規定 ・ 再エネ事業の廃止に際し、適切な設備処分を促すため、市への届出を規定（E 市）
		3. 行政処分を可能とする規定を設けていること	● 事業者に対する命令を規定 ・ 勧告に従わない事業者に対する命令を規定（B 町） ・ 違反事業者や勧告に従わない事業者に対する事業の停止や違反の是正措置に係る命令を規定（C 市）
	事業推進	4. 事業者に金銭的インセンティブを付与する仕組みを設けていること（税制優遇など）	● 再生可能エネルギー発電設備の設置に対し課税する税制に地域と共生していれば非課税とする区分を設けることで、事業者に対し地域共生型開発を促す仕組みを規定 ・ 地域への丁寧な説明や対話を通して地域貢献や環境、防災、景観などが配慮され、地域との合意形成が図られる等した地域と共生する再エネ発電事業として認められる場合（地球温暖化対策推進法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される設備等）は非課税とすることを規定（F 県）
		5. 事業者に非金銭的インセンティブを付与する仕組みを設けていること（認証など）	● 地域と共生した再エネ発電事業の導入促進のため、一定の要件を満たす事業に対しては市による認定のうえで支援を提供 ・ 「地域主導型再エネ事業」を認定のうえ当該事業については市としても支援することを規定（E 市） ◇ 市の支援内容としては、信用力の付与・関係機関との調整・説明会等の開催の協力・出資・市民からの出資の促進・補助金の交付を規定
		6. 事業者に金銭的イン	● 地域住民及び事業者の双方に対し、それぞれに適した

	センティブを付与する仕組みを設けていること（税制優遇など）	方法で条例を周知 ・ 地域住民に対し町の広報や自治会等での説明により条例を周知するとともに、当町に発電設備を設置する全 FIT/FIP 認定事業者に対し条例制定に係る文書を郵送（B 町） ● 条例の適切な運用の一助として行政が地域住民及び事業者の双方の意見を直接把握 ・ 地域住民及び事業者の双方の意見を行政が把握すべく、自治体職員が住民説明会に参加（C 市）
	7. 事業者に非金銭的インセンティブを付与する仕組みを設けていること（認証など）	● 国の法改正等の動向をふまえた条例の見直しや運用上の工夫を推進 ・ 風力発電事業については国の廃棄費用積み立て制度が整備されておらず、撤去まで適切に事業が運用されるか懸念しているため、町として定期的に事業者から報告を受けることで逐次状況を把握できるような仕組みを検討中（B 町） ・ 再エネ特措法の改正動向を随時確認し、条例の見直しの是非についても適時検討（A 市／B 町） ● 地域における課題等をふまえた条例の見直しや運用上の工夫を推進 ・ 地域トラブル等を防ぐべく、本来ならば条例対象外である事業者に対しても条例に従う等の対応を取っていただくよう依頼（B 町） ・ 事業継承等による事業者の変更が頻発していることをふまえ、事業終了時における太陽光パネルの撤去等に係る誓約書を、事業継承後の新規事業者から提出してもらうよう要請（C 市） ・ 条例の適用対象外の規模の設置が増えている現状をふまえ、対象の拡充または届出の簡便化等を含め、条例の見直しを検討中（D 町）

表2-110 : A市(a条例)のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		A市
条例の概要	条例名	a 条例
	公布日	2020 年 4 月 1 日
	施行日	2020 年 7 月 1 日
	改訂日	なし
	対象事業	10kW 以上の太陽光及び風力(ただし、建築物の屋根・側面等に設置する場合、売電を行わない場合は条例の適用外)
条例の詳細	条例制定の背景・経緯	- 十分な説明等を行うことなく事業を進めるケースが頻発していた中で、平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨災害にて建物等への土砂被害が出たことを契機に、再エネ発電事業に対する地域住民からの懸念の声が高まり、当条例を制定 - 市内には重要伝統的建造物群保存地区に指定される区域等もあり、景観保護の観点においても何らかの規制を設ける必要があった
	条例の特徴・内容	- 基礎的な事項として地域住民との合意形成を目的とした周辺関係者への説明の実施及び該当行政区(自治会)の同意取得、禁止区域・抑制区域、氏名等の公表を規定 - 地域の景観を守るため、重要文化的景観区域等を発電事業の禁止区域として規定 - 住民説明会の開催を確認するため、該当行政区説明会報告書、同意書写し、近隣住民等説明報告書、説明会資料の写し等の提出を規定
	条例の運用状況	- 条例の対象として市長による同意取得にまで至った事例はこれまでに 13 件(内、非 FIT/FIP 設備はない) - 比較的厳しい事項を規定しているがゆえに地域トラブルの減少に寄与している
	今後に向けた検討や運用上の工夫	再エネ特措法の改正動向を随時確認し、条例の見直しの是非についても適時検討している

表2-111 : B町(b条例)のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		B町
条例の概要	条例名	b 条例

	公布日	2021 年 9 月 16 日
	施行日	2021 年 9 月 16 日
	改訂日	なし
	対象事業	太陽光（10kW 以上）、風力（1 kW 以上）、水力、地熱、太陽熱、バイオマス
条例の詳細	条例制定の背景・経緯	● 風が強い地として知られる B 町では、小型風力の設置を希望する事業者が増加したため、ガイドラインを策定したが、法的拘束力のないガイドラインを守らない事業者が散見され、トラブルが多発 ● ガイドラインの改訂等に対応していた中で、特に悪質性の高い事案として、町道に隣接するエリアにて届出もなく発電設備の基礎工事が始まったことを契機に、地域住民の安心な暮らしを守ることを目的に当条例を制定
	条例の特徴・内容	● 基礎的な事項として近隣住民等に対する計画の説明、設置不可地域、事業者名等の公表を規定 ● 民家に設置している防災無線の個別受信機の電波送受信に対する影響を防ぐとともに、風が強い地域であることから万一発電設備が飛散した場合の被害を軽減するため、民家と発電設備間の距離を長め（250m）に規定 ● 地域で盛んなこんぶ産業への影響を防ぐため、こんぶ干場を隔離すべき「建物」に含めたうえで、各種規定を設定 ● 勧告に従わない事業者に対する命令を規定
	条例の運用状況	● 周知にあたっては、地域住民に対し町の広報や自治会等で説明するとともに、当町に発電設備を設置する全 FIT/FIP 認定事業者（50~60 程度）に対し条例制定に係る文書を郵送した ● 対象となった件数はこれまでに 20~30 程度（内、非 FIT/FIP 設備はない） ● 条例に則った適切な事業を推進する事業者が増え、条例の効果を感じている
	今後に向けた検討や運用上の工夫	● 風力発電事業については国の廃棄費用積み立て制度が整備されておらず、撤去まで適切に事業が運用されるか懸念しているため、町として定期的に事業者から報告を受けることで逐次状況を把握できるような仕組みを検討している

		● 再エネ特措法の改正動向を随時確認し、条例の見直しの是非についても適時検討している ● 地域トラブル等を防ぐべく、本来ならば条例対象外である事業者に対しても条例に従う等の対応を取っていただくよう依頼している
--	--	---

表 2-112 : C 市 (c 条例) のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		C 市
条例の概要	条例名	c 条例
	公布日	2022 年 3 月 17 日
	施行日	2022 年 7 月 1 日
	改訂日	なし
	対象事業	屋根置きを除く出力 10kW 以上の太陽光発電事業
条例の詳細	条例制定の背景・経緯	● 地形的に類似した近隣の自治体において山間部への設備設置に伴うトラブルが発生。地域住民からの懸念の声を受け、将来的なリスクを見越して当条例を制定
	条例の特徴・内容	● 基礎的な事項として設置する区域の近隣住民等に対する説明会の実施、事業禁止区域（5 種類）、氏名等の公表を規定 ● 住民説明会の実施報告を求めるため、説明会実施状況報告書（出席者名簿、配布資料、議事録を添付）の提出を規定 ● 条例の規定に加え、住民説明会に特化したガイドラインを策定 ● 違反事業者や勧告に従わない事業者に対する事業の停止や違反の是正措置に係る命令を規定
	条例の運用状況	● 条例に則った申請はこれまでに 5 件程度 ● 地域住民及び事業者の双方の意見を行政が把握すべく、自治体職員が住民説明会に参加している ● 市内の再エネ発電事業の実態を把握しやすくなった。また、事業者からの問合せも増えており、条例の効果を感じている
	今後に向けた検討や運用上の工夫	● 事業継承等による事業者の変更が頻発していることをふまえ、事業終了時における太陽光パネルの撤去等に係る誓約書を、事業継承後の新規事業者から提出してもらうよう要請している

表2-113 : D 町 (d 条例) のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		D 町
条例の概要	条例名	d 条例
	公布日	2020 年 3 月 25 日
	施行日	2020 年 3 月 25 日
	改訂日	2023 年 3 月 24 日
	対象事業	太陽光（事業区域面積 1,000 m ² 以上または出力 50kW 以上の設備）、風力（高さ 13m 以上の設備）、バイオマス
条例の詳細	条例制定の背景・経緯	近隣の市にて再エネ条例が制定されたことを受けて、足並みを揃えるべく当条例を制定
	条例の特徴・内容	- 基礎的な事項として地域住民等説明会の開催、事業抑制区域、違反事実等の公表を規定 - 足元で増加傾向にある非 FIT/FIP 事業の実態を把握するため、条例の適用対象に非 FIT/FIP 事業も含めるよう改訂
	条例の運用状況	- 条例改訂までに町として対応した事業数はこれまでに 10 件程度（内、非 FIT/FIP 事業が 8 割） - 条例を制定したことにより事業者からの問合せが増加した。また適切な事業の推進を事業者に対して要請しやすくなった
	今後に向けた検討や運用上の工夫	条例の適用対象外である専業区域面積が 1,000 m²未満または出力 50kW 未満の規模の設置が増えている現状をふまえ、対象の拡充または届出の簡便化等を含め、条例の見直しを検討している

表2-114 : E 市 (e 条例) のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		E 市
条例の概要	条例名	e 条例
	公布日	2023 年 3 月 29 日
	施行日	2023 年 4 月 1 日
	改訂日	なし
	対象事業	再生可能エネルギー事業全般（家庭用消費を主たる目的とする設備は対象外）
条例の詳細	条例制定の背景・経緯	- 東日本大震災の復興計画における重点プロジェクトの一つとして再生可能エネルギーの地産地消の取組を開始 2020 年 9 月に取りまとめられた「E 市再生可能エネルギービジョン」にもとづき、2021 年 1 月には「E

		市再生可能エネルギー事業の導入に関するガイドライン」を策定したものの、さらなる事業推進の必要性を感じたため当条例を制定
	条例の特徴・内容	● 基礎的な事項として地域住民への説明、再エネ発電事業の導入を抑制または調整を必要とする区域、勧告に従わない場合の公表を規定 ● 再エネ事業の廃止に際し、適切な設備処分を促すため、市への届出を規定 ● 「地域主導型再エネ事業」として認定された再エネ事業に対し、市としても支援することを規定（市の支援内容としては、信用力の付与・関係機関との調整・説明会等の開催の協力・出資・市民からの出資の促進・補助金の交付を規定）
	条例の運用状況	● 条例の対象になった事業はこれまでに 15 件程度（内、非 FIP/FIP 事業も数件あり） ・ 設備設置段階の事業は 5 件 ・ 地域主導型再エネ事業の認定を受けた事業は 1 件。2024 年 2 月に第 1 号として認定されたばかり
	今後に向けた検討や運用上の工夫	● 現状において条例の運用するうえでの課題は特にない

表 2-115 : F 県 (f 条例) のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		F 県
条例の概要	条例名	f 条例
	公布日	2023 年 7 月 11 日
	施行日	2024 年 4 月 1 日
	改訂日	なし
	対象事業	0.5 ヘクタールを超える森林を開発して設置された太陽光、風力、バイオマス発電設備
条例の詳細	条例制定の背景・経緯	● 森林への再エネ発電設備の設置に関し、土砂災害や景観、環境への影響を懸念する県民の声が大きかったため、ガイドラインや条例等を制定することで対応していたが、規制を強化したとしても許可基準を満たせば事業の実施が可能であることから、自治体の規制強化による手法には限界があるとの結論に至る

		● そこで、再エネの最大限導入と環境保全の両立を目指す新たな取組みとして、再エネ発電事業の地域との共生の促進に向けた税を導入するため、当条例を制定
	条例の特徴・内容	● 0.5ヘクタールを超える森林を開発し再エネ発電設備を設置した場合に、発電出力に応じて設備所有者に課税することを規定 ● 地域への丁寧な説明や対話を通して地域貢献や環境、防災、景観などが配慮され、地域との合意形成が図られる等した地域と共生する再エネ発電事業として認められる場合（地球温暖化対策推進法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される設備等）は非課税とすることを規定
	条例の運用状況	● 条例施行前だが、既に事業者や他の地方公共団体から多数の問合せを受けており、当条例の効果を感じているところ
	今後に向けた検討や運用上の工夫	● 条例施行後は、地域と共生した再エネ発電事業の推進に向けてF県内の市区町村とは密に連携しながら条例を運用していく所存

第3章 非FIT/FIP事業も含めた再生可能エネルギー発電設備の優良事例・トラブル事例等調査

3.1 調査概要

再生可能エネルギー発電設備の設置を巡り、全国的にトラブル等が続発している状況を踏まえ、地域との共生等の観点でうまく導入ができている優良事例に加え、近年実際に生じたトラブル・訴訟事例について、以下の手法にて調査を実施した。

(基本的な調査手法)

- 令和4年1月1日～令和5年12月31日の2年間のうちに報道等に掲載された再エネ関連記事のうち、地域との共生等の観点でうまく導入ができている優良事例や、トラブル・訴訟事例を把握のうえ集計
- 報道等の収集は、下表3-1に示す全国紙、地方紙、専門紙を対象媒体と設定した上で、日経新聞社が提供するビジネスデータベースサービスである「日経テレコン」を用いて実施
- 特定事案に対して複数の報道等が見られた場合、記事の内容に基づき地域や事業者が同一であると確認できた場合には1事例として計上
- データベース上で関連記事を検索する際には、本調査で把握すべき事例の特徴ごとに設定したキーワード(下表3-2)を用いた検索をエネルギー種別ごとに実施することで、優良事例およびトラブル・訴訟事例の効率的な抽出を実施

<検索例>

- ・ 「太陽光」＋「住民」＋「合意」
- ・ 「風力」＋「環境保全」
- ・ 「バイオマス」＋「トラブル」
- ・ 「地熱」＋「反対」
- ・ 「水力」＋「訴訟」 等
- 優良事例およびトラブル・訴訟事例の調査結果は、それぞれ下記の点を考慮のうえ整理を行った
 - ・ 優良事例調査結果の整理における留意事項
 - ◇ 優良事例ごとの概要の整理
 - ◇ 抽出された優良事例に基づき、他の自治体の参考に資するような共通項を整理
 - ・ トラブル・訴訟事例調査結果の整理における留意事項
 - ◇ トラブル・訴訟事例ごとの概要の整理
 - ◇ 把握できたトラブル・訴訟事例の中で非FIT/FIP事業が特定された場合には、非FIT/FIP事業特有の課題となっている内容を整理のうえ、FIT/FIP認定案件事業との差分を整理

表 3-1 : 報道等の検索対象媒体

No	新聞（全国）	No	新聞（地方紙）	No	新聞（地方紙）
1	日本経済新聞朝刊	1	北海道新聞	29	中日新聞
2	日本経済新聞夕刊	2	十勝毎日新聞	30	伊勢新聞
3	日経産業新聞	3	室蘭民報	31	京都新聞
4	日本経済新聞電子版	4	東奥日報	32	大阪日日新聞
5	日経地方経済面	5	デーリー東北	33	神戸新聞
6	朝日新聞	6	岩手日報	34	奈良新聞
7	毎日新聞	7	河北新報	35	紀伊民報
8	読売新聞	8	石巻かほく	36	日本海新聞
9	産経新聞	9	秋田魁新報	37	山陰中央新報
10	共同通信ニュース	10	山形新聞	38	山陽新聞
11	時事通信ニュース	11	福島民報	39	中国新聞
12	ロイター通信ニュース	12	福島民友新聞	40	山口新聞
13	NHK ニュース	13	茨城新聞	41	徳島新聞
		14	下野新聞	42	四国新聞
		15	上毛新聞	43	愛媛新聞
		16	埼玉新聞	44	高知新聞
		17	千葉日報	45	西日本新聞
		18	東京新聞	46	佐賀新聞
		19	神奈川新聞	47	長崎新聞
		20	新潟日報	48	熊本日日新聞
		21	北日本新聞	49	大分合同新聞
		22	北國新聞・富山新聞	50	宮崎日日新聞
		23	福井新聞	51	南日本新聞
		24	山梨日日新聞	52	琉球新報
		25	信濃毎日新聞	53	沖縄タイムス
		26	岐阜新聞		
		27	静岡新聞		
		28	伊豆新聞		

No	専門紙
1	化学工業日報
2	日刊工業新聞
3	日刊産業新聞
4	日刊建設工業新聞
5	建設通信新聞
6	建通新聞
7	建設工業新聞
8	北海道建設新聞
9	建設新聞
10	佐賀建設新聞
11	長崎建設新聞
12	鹿児島建設新聞
13	電気新聞

表 3-2 本調査における主な検索キーワード一覧

カテゴリ	把握すべき事例の特徴	具体的な検索キーワード
優良事例	精緻な導入事前調査が行われている	「生態系」＋「保全」
		「生態系」＋「事前調査」
		「環境保全」
	事業性・持続性への考慮が図られている	「持続可能性」
		「リスク管理」
	再エネ事業の開始・運用にあたり地域との合意形成が徹底されている	「住民」＋「合意」
		「住民」＋「説明」
		「関係者」＋「合意」
	設計・施工が地域との共生に資するよう工夫されている	「景観配慮」
		「環境保全」
	保守点検が地域との共生に資するよう工夫されている	「保守」＋「安全」
	地域との共生に資するよう、災害・非常時の対応が工夫されている	「災害」＋「対策」
	再エネ事業を通じた地域経済への還元活動が実施されている	「雇用」＋「地域」
		「余剰」＋「エネルギー」＋「活用」
		「地域産業」
		「地域」＋「還元」
	再エネ事業を通じた地域への社会貢献活動が実施されている	「ボランティア」
		「地域」＋「イベント」
		「寄付」＋「地域」
	地域との共生を損ねないよう、再エネ事業から排出される廃棄物等の廃棄・リサイクル手法が工夫されている	「貢献」＋「地域」
		「リユース」
	地域や行政、関係機関等から”地域共生型再エネ事業”として評価されている	「リサイクル」
トラブル事例	再エネ事業を巡り、地域と事業者の間でトラブルが生じている	「地域共生型太陽光」等
	再エネ事業に対し、地域住民等から反対運動が展開されている	「トラブル」
	再エネ事業を巡り、地域と事業者の間で訴訟が生じている	「反対」
うち訴訟事例	再エネ事業を巡り、地域と事業者の間で訴訟が生じている	「訴訟」

3.2 優良事例調査の概要

3.2.1 優良事例の抽出方法

上述の表3-2に掲載したキーワードに基づきデータベースを通じて収集した関連記事には、事業の詳細や取組の実態が明らかではない事例についての記事等も散見されたことから、下図の通り収集した全記事を対象に2段階のスクリーニングを実施し、最終的に10件の優良事例を抽出した。

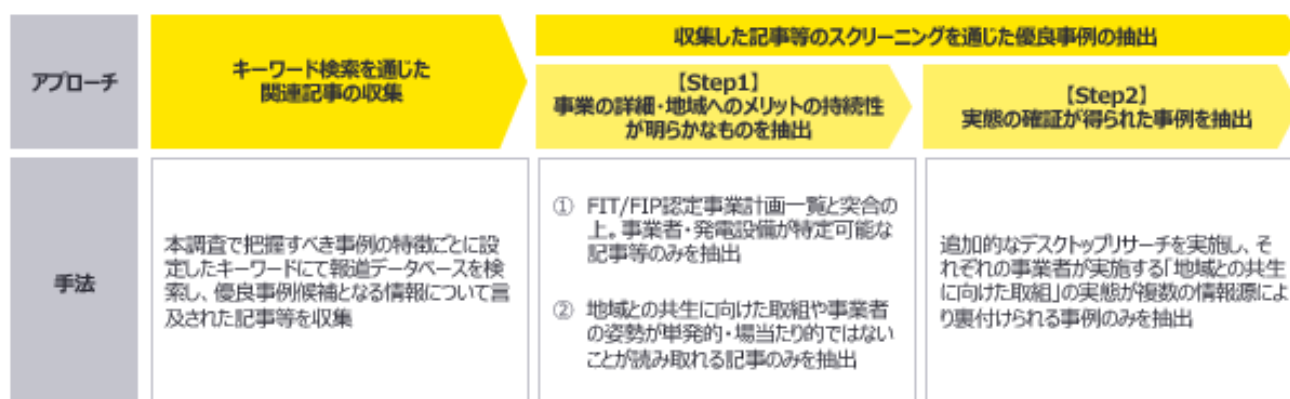


図3-1 優良事例の抽出フロー

3.2.2 優良事例の概要

抽出した優良事例の概要は下表3-3の通りである。10事例のうち太陽光発電に関係する事例が半数を占め、風力や水力がこれに続いた。事例ごとの概要を表3-2における「把握すべき事例の特徴」に照らしてみると、「再エネ事業の開始・運用にあたり地域との合意形成が徹底されている」事例や、「再エネ事業を通じた地域経済への還元活動が実施されている」事例が比較的多く見受けられる結果となった。

表３-３ 報道等に基づき抽出された優良事例一覧

No.	地域	電源種別	概要	該当する優良事例要件
①	長野県 南牧村	太陽光	・ 設備建設に際しては、地元説明会を複数開催し、地域との合意形成を徹底 ・ 耕作放棄地を利用した営農ソーラー発電施設。電力は全量売電、地元農家の収入確保に貢献	・ 地域との合意形成 ・ 地域経済への還元活動
②	山形県 鶴岡市	太陽光	・ 地域の子育てや教育を応援したい企業の屋根に太陽光発電設備を無償で設置 ・ 売電収益の一部を地域の教育振興活動に提供	・ 地域への社会貢献活動
③	北海道 苫小牧市	太陽光	・ 工業基地に立地する企業から住宅街への余剰電力供給に加え、地域課題解決の原資として活用可能な「地域振興費」の提供 ・ 自治体、商工振興会等が参加する説明会を通じた地域内合意形成の徹底	・ 地域経済への還元活動 ・ 地域との合意形成
④	鹿児島県 沖永良部島	太陽光・ 風力	・ 台風の影響を受けやすい離島におけるエネルギー自立・脱炭素化構想 ・ 公共施設などに設置された発電設備によって発電し、余剰電力は非常用蓄電池やEVチャージに利用	・ 災害・非常時の優れた対応
⑤	長崎県 五島市	風力	・ 風力発電設備の建設工事等に際して100名を超える雇用を創出 ・ 合意形成に際しては、漁業関係者等との連携のうえ推進	・ 地域経済への還元活動 ・ 地域との合意形成
⑥	茨城県 神栖市	太陽光・ 風力	・ 再エネ発電が活発な神栖市と千代田区の間で余剰電力の提供協定を締結 ・ 売電収益の一部は地域振興への活用も可能	・ 地域経済への還元活動
⑦	群馬県 片品村	水力	・ 水力発電施設そのもののデザインを工夫し、観光・教育への活用を企図 ・ 災害時に地域住民が利用可能なポータブルバッテリーを完備するなど、防災拠点としての役割も想定	・ 工夫された設計・施工 ・ 災害・非常時の優れた対応
⑧	兵庫県 宍粟市	水力	・ 運営主体である有志住民による勉強会等を通じて、地域内での理解醸成が実現 ・ 収益の一部を用いた環境保全や観光再興を企図	・ 地域との合意形成 ・ 地域への社会貢献活動
⑨	熊本県 球磨村	バイオ マス	・ 発電原料に近隣の未利用間伐材を利用。間伐を促進することで風害や土砂崩れ等の災害に森林の保持につながり、地域防災に貢献 ・ 発電所に隣接する木材チップ工場での雇用創出にも寄与	・ 災害・非常時の優れた対応 ・ 地域経済への還元活動
⑩	熊本県 小国街	地熱	・ 地区存続への危機感から、地元有志が主体となり地熱発電を実施。温泉への影響を懸念する住民に対しては、継続的なモニタリング等を確約。 ・ 売電収益の一部を地域振興に活用、熱水の農業利用をも推進	・ 地域との合意形成 ・ 地域への社会貢献活動

3.2.3 共通項の整理

本調査では、抽出された優良事例にて実践される取組が他地域の参考となるよう、各取組の裨益性に着目した整理を実施した。具体的には、各取組が地域に恩恵を与えようとする際の戦略的方向性、および達成したい目標までの時間軸（目線）の2軸にて整理することを通じ、最も多くの事例にみられる共通項を導出した。

この結果、最も多くの優良事例が分類されたカテゴリ、すなわち共通項は「地域に必要な維持コストの一部を再生可能エネルギーで賄う」ことを短期的に実現しようとするカテゴリとなった。同カテゴリに分類される取組としては、地域の必要財源等に対する再エネ売電収益の一部寄付や、地域が必要とする電力を再エネ電源で賄う取組等が挙げられる（図3-2）。

図3-2 優良事例の類型的整理を通じた「共通項」の導出

	地域に必要な維持コストの一部を 再エネで賄う戦略	再エネを用いて地域に新たな利益 を生み出す戦略
短期的目線 (再エネ事業開始から 目標とする恩恵の 実現までの時間軸が 比較的短い)	現状の地域コストを代替する施策 ● 売電収入を活用した、 地域振興のための寄付等：5件 (②、③、⑤、⑥、⑧) ● 地域への再エネ電力供給：2件 (②、③)	発電による利益をダイレクトに得る施策 ● 再エネ電力の売電を通じた売電収益 の獲得や関連事業者の収入改善へ の貢献：5件 (①、⑥、⑧、⑨、⑩)
長期的目線 (再エネ事業開始から 目標とする恩恵の 実現までの時間軸が 比較的長い)	地域生活を持続させるための施策 ● 再エネ設備設置を通じた地域防災 対策の充実化：3件 (④、⑦、⑨) ● 再エネ設備建設等を契機とした 地域雇用の創出：2件 (⑤、⑨)	地域としてのトップラインを伸ばす投資 ● 再エネ設備等の観光拠点化：4件 (①、⑥、⑦、⑧)

注) 図中の番号は表3-3における事例番号を意味する。

3.3 トラブル・訴訟事例調査の概要

過去2年間のトラブル・訴訟件数は表3-4の通り、全体で152件であった。2年間の推移を電源種別にみると、太陽光は減少した一方、風力、地熱、バイオマスはいずれも増加した。

表3-4 全国の再エネ設備の設置等に関連するトラブル・訴訟事例等調査結果

年次 電源種別	2022 年	2023 年	計
太陽光	33	30	63
風力	33	41	74
地熱	2	3	5
バイオマス	4	6	10
計	72	80	152

3.3.1 トラブル事例の概要

2022 年から 2023 年の2年間に報じられた再エネ発電設備の設置を巡るトラブル事例について、個々の発生地域および主な原因が判明した事例について整理した一覧を下表3-5の通り示す。最も多い原因は自然環境への影響の懸念であり、全トラブル事例のうち半数で原因のひとつに挙げられた。この他、自然災害への懸念、暮らし・生活への懸念が上記に続く結果となった(図3-3)。なお、トラブル事例が多い比較的太陽光と風力のそれぞれについて原因の傾向をみると、前者では自然災害への懸念が、後者では自然環境への懸念が最も多い結果となった。

表3-5 再エネ発電設備関連トラブル事例の概要(2022-2023 年)

年	地域	トラブルの原因
太陽光発電		
2022	埼玉県小川町	自然災害(土砂崩れ)への懸念
2022	岐阜県恵那市	施工計画(排水、防災対策が不明)への懸念
2022	茨城県古河市	地域住民の同意なし(説明が不十分)
2022	愛知県南知多町	地域住民及び町の同意なし(無断造成、町道の損壊)
2022	石川県羽咋市	生活(市街地での建設)への懸念
2022	山梨県甲斐市	自然災害(土砂流出)への懸念
2022	岡山県美作市	地域住民及び町の同意なし
2022	山口県岩国市	事業者への不信感(事業内容が不透明)
2022	長崎県佐世保市	地域住民の同意なし(説明不足)
2022	石川県小松市	住民生活への影響(火災)懸念
2022	広島県世羅町	住民生活(パネル放置による生活空間占拠)への影響懸念
2022	和歌山県和歌山市	事業者への不信感(自治体の問い合わせに回答がなかった)
2022	山梨県北杜市	地域住民の同意なし(説明会にて傷害トラブル)
2022	石川県金沢市	住民生活(パネル崩落)への影響懸念
2022	岩手県大船渡市	自然環境(吉浜川)への影響懸念

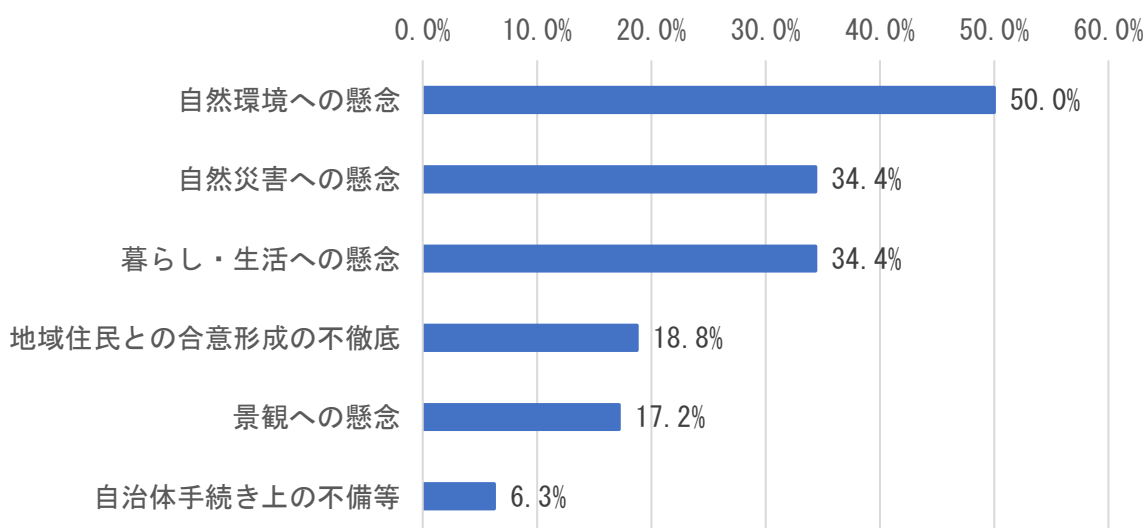
2022	京都府八幡市	自然災害（土砂災害）への懸念、景観への影響懸念
2022	宮城県丸森町	自然環境・住民生活（井戸水）への影響懸念
2022	宮城県仙台市	自然災害（水害、土砂災害）への懸念
2022	静岡県富岡市	自然環境への懸念、生活（住民の精神的健康）への影響懸念
2022	埼玉県幸手市	地域住民の同意なし、自然災害（盛り土による土砂災害）への懸念
2022	兵庫県姫路市	自然災害（土砂災害）への懸念
2022	静岡県伊豆市	業者への不信感（計画に不明点が多い）
2022	長野県辰野町	地域住民の同意なし（合意なしでの着工）
2022	長野県富士見町	自然災害（土砂災害）への懸念
2023	京都府木津川市	自然災害（水害）への懸念
2023	山梨県甲斐市	住民生活（工事用車両による道路一部破損）への影響懸念
2023	長野県松本市	業者への不信感
2023	長野県安曇野市	景観への影響懸念、自然災害（土砂災害）への懸念
2023	長野県小諸市	施工計画（市の指導要綱に違反した山林伐採）への懸念
2023	埼玉県滑川町	景観への影響懸念
2023	熊本県阿蘇	自然環境（草原）への影響懸念
2023	大分県由布市	景観への影響懸念
2023	埼玉県小川町	自然環境（生態系）への影響懸念
2023	奈良県山添村	自然環境、生活（公共上水道水）への影響懸念
2023	宮城県丸森町	事業者による事務手続きに不備
2023	長野県伊那市	地域住民の同意なし（合意なしでの着工）
2023	長崎県佐世保市	地域住民の同意なし（説明が不十分）
2023	福島県吾妻山	生活空間への影響懸念
2023	千葉県鴨川市	事業者への不信感、自然災害（土砂災害）への懸念
2023	北海道釧路市	自然環境（キタサンショウウオ）への影響懸念
2023	兵庫県丹波市	景観への影響懸念、施工計画（防災）への懸念
2023	岡山県笠岡市	自然環境（野鳥）への影響懸念
2023	北海道木古内町	生活への影響（パネル倒壊）への懸念
2023	福島県福島市	景観への影響懸念、自然災害（土砂災害）への懸念
2023	長野県筑北村	自然災害（災害リスク上昇）への懸念
2023	三重県鈴鹿市	景観への影響懸念、地域住民の同意なし（説明が不十分）
2023	京都府南山城村	自然災害（水害）への懸念
風力発電		
2022	北海道室蘭市	地域住民の合意なし（漁業者から反対の声）
2022	長崎県平戸市	自然環境（漁業）への影響懸念
2022	京都府京丹後市	施工計画（予定地に山腹崩壊危険区域）への懸念
2022	島根県吉賀町	住民生活（健康被害）への懸念、自然環境（森林）への影響懸念

2022	宮城県大崎市	自然環境（渡り鳥）への影響懸念
2022	三重県津市	自然環境への影響懸念
2022	兵庫県南あわじ市	住民生活（騒音、低周波による健康被害）への影響懸念、自然災害（土砂災害）への懸念
2022	大分県佐伯市	景観への影響懸念、住民生活（騒音）への影響懸念
2022	高知県四万十市	景観への影響懸念、自然環境（ヤイロチョウ保護）への懸念
2022	北海道伊達市	景観への影響懸念、自然環境（生態系）への影響懸念
2022	鹿児島県伊佐市	地域住民の同意なし（説明不足）
2022	鹿児島県鹿児島市	自然環境（生態系）への影響懸念、景観への影響懸念
2022	鹿児島県薩摩川市	自然環境（生態系）への影響懸念、景観への影響懸念
2022	秋田県男鹿市	景観への影響懸念、施工計画（住民の健康）への懸念
2022	熊本県水俣市	自然災害（土砂災害）への懸念、施工計画（住民の健康）への懸念
2022	大阪府昭和町	施工計画（対象地域に史跡）への懸念、自然環境（生態系）への影響懸念
2022	北海道石狩	自然環境（希少種）への影響懸念
2022	青森県八甲田山	自然環境（ブナ、地下水）への影響懸念、自然災害（土砂災害）への懸念
2022	北海道函館市	景観への影響懸念、自然環境（動植物）への影響懸念、住民生活（低周波による体調不良）
2022	宮城県七ヶ宿町	住民生活（騒音）への懸念
2022	三重県松阪市	自然環境（ブナ林、森林）への影響懸念、自然災害（土石流）への懸念
2022	鳥取県鳥取市青谷町	施工計画（予算収支に問題）への懸念、自然環境（イヌワシなど）への影響懸念
2022	千葉県銚子市	景観への影響懸念
2022	宮城県丸森町	自然環境（保安林）への影響懸念、自然災害（土砂災害）への懸念
2022	青森県十和田市	景観への影響懸念、自然環境（動植物）への影響懸念
2022	北海道島牧村	自然環境（漁業）への影響懸念、住民生活（騒音、低周波音による健康被害）への影響懸念
2022	静岡県浜松市	自然災害への懸念、地域住民の同意なし（住民の理解得ずに計画進行）
2022	千葉県いすみ市	自然環境（漁業）への影響懸念
2022	山形県鶴岡市	自然環境（水鳥、野鳥）への影響懸念
2022	宮城県南越前町	自然災害（土砂災害）への懸念、住民生活（水源枯渇）への影響懸念
2022	秋田県由利本荘市	自然環境（漁業）への影響懸念、住民生活（騒音、低周波音）への影響懸念
2022	宮城県色麻町	自然災害への懸念、施工計画（住民の健康）への懸念
2023	高知県土佐清水市	自然災害（土砂災害）への影響懸念、自然環境（生態系）への影響懸念、
2023	宮城県色麻町	自然災害への懸念、住民生活（健康被害）への影響懸念
2023	三重県津市	住民生活（騒音）への影響懸念、
2023	宮城県川崎町	事業者への不信感（説明が不十分）
2023	島根県益田市	自然災害（集中豪雨による災害）への懸念

2023	福岡県北九州市	施工計画（安全の担保）への懸念
2023	島根県浜田市	自然環境（動植物、天然林）への影響懸念
2023	佐賀県唐津市	自然災害（土砂崩れ）への懸念、事業者への不信感（説明会での説明が不十分）
2023	高知県三原村	自然環境への影響懸念
2023	宮城県気仙沼市	自然環境（自然保全）への懸念
2023	福井県南越前町	自然環境（絶滅危惧種、ブナ林）への影響懸念、自然災害（大雨による倒壊）への懸念
2023	滋賀県余呉町	自然環境（イヌワシ、クマタカ）への影響懸念、自然災害（土砂災害）への影響懸念
2023	島根県吉賀町	自然環境への影響懸念
2023	京都府峰山市	自然環境（飲用水汚染）への影響懸念
2023	北海道北見市	地域住民の同意なし（事前説明不足）、施工計画（開発箇所の一部が山地災害危険地区）への懸念
2023	青森県中泊町	自然環境（漁業）への影響懸念
2023	北海道小樽市	景観への影響懸念、自然環境（生態系）への影響懸念、自然災害（土砂災害）への懸念
2023	島根県安来市	自然災害（土砂災害）への影響懸念、自然環境（農業用水の水量変化）への影響懸念
2023	北海道赤井川村	自然環境（環境保全）への懸念、自然災害（土砂災害）への影響懸念
2023	岩手県盛岡市	自然環境（イヌワシ）への影響懸念
2023	和歌山県日高川町	自然環境（生態系）への影響懸念、自然災害（土砂災害）への影響懸念
2023	石川県穴水町	地域住民の同意なし（説明不十分）
2023	愛知県新城市	施工計画（環境破壊、井戸枯れ）への懸念、自然災害（土砂災害）への影響懸念
2023	青森県青森市ほか	自然環境への影響懸念、景観への影響懸念
2023	山形県米沢市	自然環境（イヌワシ）への影響懸念
2023	山形県鶴岡市	自然環境（鳥類、湿原）への影響懸念
2023	北海道猿払村	自然環境（イトウ）への影響懸念
2023	熊本県水俣市	自然災害（土砂災害）への懸念、住民生活（騒音や低周波振動による健康被害）への影響懸念
2023	滋賀県高島市	自然環境（イヌワシ、クマタカ）への影響懸念、自然災害（土砂災害）への懸念
2023	福井県若狭町	自然環境（イヌワシ、クマタカ）への懸念、住民生活（騒音や振動）への影響懸念
2023	秋田県由利本荘市	自然環境（生態系、鳥獣）への影響懸念、自然災害（土砂災害）への懸念、住民生活（健康被害）への影響懸念
2023	山口県岩国市	自然環境（ブナ群生林、川）への影響懸念

2023	秋田県能代市	自然環境（生態系）への影響懸念、施工計画（経済効果への疑問視）への懸念
2023	山形県尾花沢	自然環境（イヌワシ）への影響懸念
2023	青森県南部町	自然災害（土砂災害）への影響懸念
2023	北海道仁木町	景観への影響懸念
2023	岡山県鏡野町	自然環境（クマタカ、ブナ林）への影響懸念、景観への影響懸念、住民生活（騒音による健康被害）への懸念
地熱発電		
2022	大分県別府市	施工計画（開発による泉温低下）への懸念
2022	秋田県東成瀬村ほか	自然環境（動植物）への影響懸念
2023	北海道	住民生活（蒸気からヒ素検出）への影響懸念
2023	岐阜県奥飛騨温泉	自然環境への影響懸念、自然災害（土砂災害）への影響懸念
2023	宮城県鳴子温泉	住民生活（源泉枯渇、湯量変化）への影響懸念
バイオマス発電		
2022	岡山県真庭市	地域住民の同意なし（説明が不十分）
2022	福岡県田川市	施工計画（生活空間への影響）への懸念
2022	宮城県登米市	自然環境（水質汚染）への影響懸念
2023	鳥取県米子市	住民生活（火災発生）への影響懸念
2023	岩手県石巻市	事業者への不信感、自然環境（環境保全）への影響懸念
2023	福島県伊達市	自然環境（環境汚染）への影響懸念
2023	徳島県徳島市	住民生活（異臭）への影響懸念

図3-3 本調査で判明した原因ごとのトラブル事例の割合



3.3.2 訴訟事例の概要

2022年から2023年の2年間に報じられた再エネ発電設備の設置を巡るトラブル事例のうち、訴訟に至った事案について事件内容、基礎内容の概要、裁判結果について整理した結果は下表3-6の通りである。

表3-6 再生可能エネルギー発電設備の設置を巡る訴訟事例

No.	地域	事件内容	起訴内容概要	裁判結果
2022 年太陽光発電				
1	愛媛県 愛南町	【事件名】 不明	【当事者】 原告：事業者/被告：愛南町	【裁判結果】 係争中 (2024 年 3 月現在)
		【原因】 町による太陽光発電事業計画の許可取り消し	【概要】 愛南町が太陽光発電事業計画の許可を不適切に取り消したために不必要な造成工事を余儀なくされたなどとして、計画を申請した松山市の2社が18日までに、町に約1702万円の損害賠償を求めて松山地裁に提訴	
2	埼玉県 日高市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：TKM デベロップメント株式会社/被告：日高市	【裁判結果】 さいたま地裁は、原告が県の林地開発許可を受けておらず事業実施の要件を満たしていないとし、訴え却下
		【原因】 日高市の「太陽光は多雨電設備の適正な設置等に関する条例」により事業者は市長の同意を必要とするため	【概要】 日高市のメガソーラー規制条例は営業の自由を侵害することの確認を求めて訴訟	
3	和歌山県和歌山市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：和歌山太陽光合同会社/被告：和歌山県、和歌山市	【裁判結果】 係争中 (2024 年 3 月現在)
		【原因】 市による太陽光発電計画の不許可処分	【概要】 安全性や景観面から計画を不許可とされた太陽光発電事業者が、県と市に対して10億円の損害賠償を求めて訴訟	
4	北海道 札幌市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：広尾町/被告：札幌市企業	【裁判結果】 係争中

		【原因】 町有地への太陽光パネルの無断設置	【概要】 町有地に無断で太陽光パネルを設置し、不法に占有しているとして、町はパネルを設置した被告に対して町有地の明け渡しと賃料相当の損害金の支払いを求めて訴訟	(2024 年 3 月現在)
5	静岡県熱海市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：犠牲者遺族/被告：市長(斉藤栄氏)	【裁判結果】 係争中 (2024 年 3 月現在)
		【原因】 2021 年の大規模土石流災害	【概要】 原告は 2021 年 7 月に発生した大規模土石流について、被告は危険な盛り土の存在を知らず、被災当日も住民を避難させる注意義務を怠り 27 人を死亡させたとして、業務上過失致死容疑で告訴	
6	群馬県安中市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：地域住民/被告：不明	【裁判結果】 係争中 (2024 年 3 月現在)
		【原因】 太陽光発電設備設置に伴う災害リスクの増加	【概要】 原告は、住民が日常生活に使う水路の上流部に設置された太陽光発電パネルにより、降雨時水路に流れ込む水量が増加する可能性があるとし、早急な整備を求めて訴訟	
7	徳島県吉野川市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：吉野川市/被告：株式会社和上ホールディングス	【裁判結果】 徳島地裁で和解が成立。被告側が解決金 3 千万を支払い
		【原因】 太陽光発電設備設置に伴う掘削工事に起因するとみられる地盤沈下等	【概要】 向麻山公園で 2015 年以降発生していた園路の亀裂や付近の地盤沈下は、太陽光パネル設置のための掘削工事が原因とし、公園を所有する市が太陽光発電会社「和上ホールディング	

			ス」に対し約 5100 万円の損害賠償を求めて訴訟	
2022 年風力発電				
8	大分県 大分市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：地域住民/被告：大分市上浦地区	【裁判結果】 係争中 (2024 年 3 月現在)
		【原因】 新型コロナウイルス禍の下、地区会合が開催されずに風力発電事業が書面採決されたため	【概要】 風力発電の建設を巡り、推進を認めた同地区の総代会決議は不当として、住民が地区に決議の無効確認を求めて訴訟	
2022 年バイオマス発電				
9	広島県 庄原市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：市民 11 人/被告：滝口季彦氏	【裁判結果】 2 審の広島高裁は前市長に対し国へ返還した補助金と同額のおよそ 2 億 3,800 万円の支払いを請求するよう市に命じた 1 審判決を支持し、市側の控訴を棄却。市は広島高裁控訴審判決を受け入れ、上告しない方針
		【原因】 事業計画の実現可能性について市長の判断に過失があったため	【概要】 市内の木質バイオマス事業が中止となり市が国に補助金を返還した原因は前市長の注意義務違反にあるとして、市民が市に対し国への返還額約 2 億 3800 万円を前市長に請求するよう求め訴訟	
2023 年太陽光発電				
10	長野県 松川町	【事件名】 不明	【当事者】 原告：住民男性/被告：松川町	【裁判結果】 最高裁が双方の上告を棄却。町が本来の固定資産税額の一部の賦課徴収を怠り、違法であるとの一審、二審判決が確定
		【原因】 町の太陽光発電設備に対し実施する固定資産税減免措置	【概要】 町が 2013 年～2017 年に実施していた太陽光発電設備を設ける用地の評価額について、一審二審ともに必要な造成費相当額を加算しておらず違法と認定されていたが、2017 年のみ違法認定となったため原告が上告	
11	静岡県 函南町	【事件名】 不明	【当事者】 原告：株式会社トーエネック/	【裁判結果】 係争中

			被告：東京産業株式会社、株式会社ブルーキャピタルマネジメント	(2024年3月現在)
		【原因】 太陽光発電所事業の撤退に伴う関係事業者間の既払金返還	【概要】 太陽光発電事業からの撤退を表明したトーエネックは、契約を解除した関係事業者である東京産業とブルーキャピタルマネジメントとの既払金の返還交渉が難航し、既払金約104億円の返還を求め提訴	
12	静岡県伊東市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：伊東メガソーラーパーク合同会社/被告：伊東市	【裁判結果】 静岡地裁は、市による不許可処分は裁量権の逸脱や乱用に当たらないとして、事業者の請求を却下
		【原因】 市の太陽光発電事業に対する不許可処分取り消し	【概要】 計画段階の太陽光発電事業について、事業地内河川の占用を不許可とした市に対し、事業に際して市長の同意を得る義務はない事の確認を求めて提訴	
13	福岡県朝倉市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：市民男性と家族/被告：事業者	【裁判結果】 福岡地裁は、ブロック塀の設置に瑕疵があったと指摘し、事業者に約258万円の支払いを命じた
		【原因】 豪雨による太陽光発電施設のブロック塀倒壊およびこれに起因するとみられる土砂災害	【概要】 2017年の九州豪雨で土砂が流入し自宅が半壊したのは隣接する太陽光発電施設のブロック塀倒壊が原因として、市内住民男性と家族が事業者に対し約3314万円の損害賠償を求め訴訟	
14	秋田県	【事件名】 不明	【当事者】 原告：太陽光発電事業者/被告：東北電力ネットワーク株式会社	【裁判結果】 仙台高裁は、請求を棄却した一審仙台地裁判決を支持し、事業者による控訴を棄却
		【原因】 太陽光発電設備を東北電力の送配電網につなぐ際、	【概要】 発電事業者の太陽光発電施設を東北電力の送配電網につな	

		変圧器の交換費用を負担させられた契約は不当だとして、事業者が東北電力ネットワークに損害賠償を求めて訴訟	ぐ際、空き容量を理由に変圧器の交換費用を負担させられた契約は不当だとして、原告が被告に対して約 9800 万円の損害賠償を求め訴訟	
15	奈良県 平群町	【事件名】 不明	【当事者】 原告：平群町町民ら/被告：奈良県	【裁判結果】 係争中 (2024 年 3 月現在)
		【原因】 県の事業者に対する林地開発関連変更申請の許可	【概要】 太陽光発電事業者の勾配偽装や調節池の容量不足等を指摘し、町民らが県に対して許可の取り消しを求めて訴訟事業者が提出した申請書には排水路の流速や勾配の数値などに誤りがあり、一度工事停止となったが、2023 年に許可を満たしたとして工事許可が出されていた	
16	香川県 土庄町	【事件名】 不明	【当事者】 原告：自治会/被告：太陽光発電事業者	【裁判結果】 高松地裁は、「自治会側の土地は従前から使われておらず、災害によって財産的な価値が制限される程度は限りなく低い。撤去を目的に土地の所有権を行使しているにすぎない」として原告側の請求を棄却
		【原因】 災害時リスク	【概要】 町内に建設された太陽光発電所が災害時に破損し、近隣の土地を侵害する恐れがあるとして自治会側が事業者撤去を求めて訴訟	
2023 年風力発電				
17	宮城県 加美町	【事件名】 不明	【当事者】 原告：住民/被告：加美町	【裁判結果】 原告（住民）が仙台地裁へ取り下げ書を提出した後に、町も同意書を提出し、終結
		【原因】 町による風力発電事業者への町有地の貸し付け	【概要】 町による風力発電事業者への町有地の貸し付けは違法とした住民が、町長に対し事業者の土地利用を認めさせないよう求めた訴訟	
2023 年バイオマス発電				

18	福島県 田村市	【事件名】 田村市バイオマス発電事業 公金支出差止等請求住民 訴訟事件	【当事者】 原告：市民 11 人/被告：田村市	【裁判結果】 仙台高裁は 2023 年 2 月 14 日、 請求を退けた一審福島地裁判 決を支持し、住民側の控訴を 棄却
		【原因】 一審の棄却を不服とした 控訴	【概要】 一審で棄却となっていた木質 バイオマス発電に関する訴訟 について、住民らが再度白石高 司市長に補助金 17 億 5583 万円 の国への返還を求めた訴訟	
19	広島県 庄原市	【事件名】 不明	【当事者】 原告：市民 11 人/被告：滝口季 彦氏	【裁判結果】 係争中 (2024 年 3 月現在)
		【原因】 木質バイオマス事業頓挫 を巡る住民訴訟の市の敗 訴に伴い、市から約 2 億 3800 万円の損害賠償請求 を受けた滝口季彦前市長 が期限までに損害賠償を 支払わなかったため	【概要】 木質バイオマス事業中止に伴 い、市が国に補助金約 2 億 3800 万円を返還した問題で、補助金 全額を前市長が支払う判決が 出たにもかかわらず、前市長が 支払いに応じない為訴訟	

3.3.3 非 FIT/FIP 特有の課題

本調査では上述の通り把握できたトラブル・訴訟事例の中から非 FIT/FIP 事業を特定した上で、非 FIT/FIP 事業特有の課題となっている内容を整理するとともに、FIT/FIP 認定案件事業との差分を整理することを想定した。このため、非 FIT/FIP 事業の特定のため全 152 件の各事業について FIT/FIP 認定事業一覧との突合を実施したところ、トラブル事例の大半が認定事業であることが判明した。残る不明事例について追加的な web 調査等を実施したものの情報が限定的であったこと等も相まって、確実に非 FIT/FIP 事業であるとみなせるトラブル・訴訟事例は確認されなかった。

こうした中、2.4 個別事例調査（特徴的条例調査）において自治体を対象にヒアリングを実施した際に、一部の自治体において非 FIT/FIP に係る懸念や課題等が聴取された。当該聴取内容を踏まえ、自治体目線による「非 FIT/FIP 特有の火種」について整理した結果を下表 3-7 の通り示す。現行の制度の対象外であるがゆえに実情の把握が困難な非 FIT/FIP 事業に対し懸念を抱く自治体の中には、既存の再エネ条例を改正のうえ非 FIT/FIP 事業の届出等に係る規定を独自に策定する事例も確認されており、今後同様の自治体が増加する可能性も考えられる。

表3-7 非FIT/FIP事業特有の火種一覧

カテゴリ	主な懸念・課題
将来的な廃棄リスクへの懸念	非FIT/FIPは再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度の対象外となっているものもあるため、将来的に適切な廃棄・リサイクルが行われるかについて懸念が大きい
行政による監督が困難という現状への懸念	- FIT/FIP対象事業については事業計画認定情報が管理されているが、非FIT/FIP事業については事業に関する情報が不十分であり把握も困難であるため、トラブル未然防止の観点から懸念が募る - FIT制度上の通報システムを適用できない
法令等が未整備な抜け穴を突く形で開発が進展していることへの危機感	非FIT/FIPの売電価格が上昇し、FIT/FIPと大差が無くなりつつある現状において、非FIT/FIPに対して努力義務の規制しか課していない、またはそもそもそれらを条例の対象外としている自治体に対して、開発が進展している

留意事項

当社は、経済産業省資源エネルギー庁の依頼に基づき、「令和5年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査）」（以下、「本案件」という。）に際して、経済産業省資源エネルギー庁と当社で合意した業務委託契約書（以下、「本業務委託契約書」という。）に定められた業務を実施致しました。

● 本報告書の目的及び利用上の制限

本報告書は、経済産業省資源エネルギー庁による具体的な指示に基づいて、本案件を前提として経済産業省資源エネルギー庁の為にのみ作成されたものであり、その他の目的に利用又は依拠されるべきものではありません。

また、当社では、第三者に対していかなる契約上又はその他の責任を負うものではありません。

当社は、本報告書において推計又は試算等を行った場合において、当該推計又は試算等の結果が確実に実現することを保証しません。また、本報告書の内容は、経済産業省資源エネルギー庁又は第三者が行う投融資等に関する検討のために使用されることを意図していません。

● 業務内容の性質及び業務範囲

当社に提供されたデータ、情報及び説明に関しては、当社はその完全性及び正確性について責任を負わず、それらを検証する責任もないものとします。

本報告書の各構成部分は、当社が実施した業務の各側面について言及していますが、当社の発見事項及びアドバイスを正確に理解するためには報告書全体を読む必要があります。

当社は本業務委託契約書に基づき2024年3月31日までに業務を実施致しました。従って、本報告書は2024年3月31日以降に生じた事象又は状況を考慮しておりません。よって、当社は、それらに応じて報告書の内容を更新することに対して義務を負うものではありません。